

積立介護補償保険ご契約のしおり

— お 客 様 へ —

- この「ご契約のしおり」は、積立介護補償保険契約についての大切なことがらを記載したものですから、必ずご一読いただき内容をよくご確認願います。また、ご契約いただいた後は、保険証券とともにご契約満了まで大切に保管くださいますようお願いいたします。21ページ以降に掲載しております保険約款・特約条項もお読みください。
- この「ご契約のしおり」では「積立介護補償保険」についてご説明いたします。
- おわかりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店またはお近くの安田火災におたずねください。最寄りの支店等は本冊子の末尾に掲載しております。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と締結をいただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 取扱代理店はおお客様のご契約状況を常に承知いたしておりますので、良き相談相手としてご利用くださるよう、よろしく願います。

◇ 特にご注意いただきたいこと ◇

- この保険は、介護補償保険に、「特約」（積立型基本特約）をセットしてご契約いただくもので、積立期間が満了したときは、積立期間満了時返れい金をお支払いいたします。
- ご契約の際は、保険契約申込書および健康状態告知書に記載されている各項目（被保険者（保険の対象となる方）の氏名、年齢、性別、他の介護補償保険等の有無など）について正しくご記入ください。（正しく記入されていない場合には、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。）⇒P.10
- 補償内容は以下のとおりです。

被保険者（保険の対象となる方）が、身体機能の低下または通常の日常生活を逸脱した問題行動があることにより、介護が必要な状態（要介護状態）となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日*をこえて継続した場合に、要介護状態の開始日にさかのぼって、保険金をお支払いします。

*「保険金支払の条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約」が付帯された場合は特約により変更された日数となります（以下、同様とします）。

(1) お支払い対象となる要介護状態について

被保険者の要介護状態を次に定める要介護状態区分に分類し、要介護状態の区分のいずれかに該当する状態となったときに保険金をお支払いします。

要介護状態区分	状 態
要介護状態区分 A-1	次のいずれにも該当する状態をいいます。 (1) ベッド柵等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができないか、補助用具を用いても歩行ができない状態である。 (2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれの行為の際にも全面的な介護*1を要する状態である。
要介護状態区分 A-2	要介護状態区分A-1に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。 (1) 徘徊、迷子、異食、弄便、暴言・暴行、火の不始末、被害妄想等約款に規定する問題行動（P.28）が10項目以上みられる。 (2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれの行為の際にも全面的な介護*1を要する状態である。
要介護状態区分 B-1	要介護状態区分Aに該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。 (1) ベッド柵等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができないか、補助用具を用いても歩行ができない状態である。または、ベッド柵等何かにつかまらなければ一人で寝返りができないか、歩行器を用いたり壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態である。 (2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれか2つ以上の行為の際に全面的な介護*1もしくは部分的な介護*2を要する状態である。 (3) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれかの行為の際に全面的な介護*1を要する状態である。
要介護状態区分 B-2	要介護状態区分Aおよび要介護状態区分B-1に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。 (1) 徘徊、迷子、異食、弄便、暴言・暴行、火の不始末、被害妄想等約款に規定する問題行動（P.28）が5項目以上みられる。 (2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれか2つ以上の行為の際に全面的な介護*1もしくは部分的な介護*2を要する状態である。 (3) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱のいずれかの行為の際に全面的な介護*1を要する状態である。

*1 全面的な介護を要する状態とは、入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の行為を自分ではまったく行うことができない状態

*2 部分的な介護を要する状態とは、一部の行為は自分で行うことができるが、部分的に介助を必要とする状態

※ただし、以下の特約を付帯されたご契約については保険金のお支払い対象となる要介護状態が限定されますのでご注意ください。

付帯された特約	補償範囲（「×」の箇所は補償の対象外）			
	要介護状態区分A-1	要介護状態区分A-2	要介護状態区分B-1	要介護状態区分B-2
要介護状態区分Aのみ担保特約	○	○	×	×
要介護状態区分A-1のみ担保特約	○	×	×	×

(2) 保険金の種類および保険金のお支払い

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
介護療養費用保険金	<p>支払対象期間中に被保険者が負担した下記の費用（介護および療養に要した必要かつ有益な費用に限ります。）について保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 公的介護保険の給付を受けるために負担した費用 (2) 施設介護を受ける際に負担した特別室料、特別食費等の費用 (3) 上記(1)(2)以外の費用で療養のために病院等に対して支払った費用 (4) ケアマネジメントを受けるために負担した費用 [当会社の認める居宅介護支援事業者（ケアマネジメント機関）に限ります。]</p>
介護諸費用保険金	<p>支払対象期間中の各月について、被保険者の状態に応じ次の金額をお支払いします。</p> <p>(1) 在宅介護を受けている状態 各月の初日に適用される保険金支払区分（P.3参照）に対する保険証券記載の「在宅介護諸費用保険金月額」に要介護状態区分に応じた次の割合を乗じた額 ① 要介護状態区分A（A-1、A-2）の場合 ……………100% ② 要介護状態区分B（B-1、B-2）の場合 ……………70%* * 「在宅介護諸費用保険金月額の支払割合に関する特約」が付帯された場合は、特約により変更された割合となります。</p> <p>(2) 施設介護を受けている状態 在宅介護諸費用保険金月額に15%を乗じた額* * 「介護諸費用保険金の支払方法変更特約（施設介護用）」が付帯された場合は3万円となります。また、「介護諸費用保険金不担保特約（施設介護用）」が付帯された場合は、施設介護を受けている状態については保険金は支払われません。</p>
臨時費用保険金	<p>支払対象期間中に被保険者が負担した下記の費用（介護に要した必要かつ有益な費用に限ります。）について保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 介護用車いす・ベッド（いずれも付属品を含む）、簡易ポータブル浴槽・湯沸器、電動エアパッド等の購入 (2) 住宅の改造 (3) 自動車の改造等 (注) 介護機器のレンタル費用は含みません。</p>

介護療養費用保険金と介護諸費用保険金については、公的介護保険の対象となる場合と対象とならない場合とで、それぞれ別に保険金額を設定します。ご契約にあたって、保険金額の確認をお願いします。

4. 保険会社は、保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負うことになっておりますので、保険料は必ずご契約と同時に
お払込みください。 ⇒P.11

また、保険料お払い込みの際は、当社の定める保険料領収証を発行いたしておりますので、お確かめください。

ただし、団体扱・集団扱にてお申し込みいただいた場合、または、保険料（短期払済の場合は第1回分割保険料）を口座振替またはクレジット払でお支払いいただく特約をつけてお申し込みいただいた場合は、所定の日に振り替え・集金させていただきます。

- き、保険料領収証は発行いたしませんのでご了承ください。
5. 保険期間（保険のご契約期間）の中途において、社会保障制度の変動によりこの契約に適用されている保険料が改定され、保険料を変更する必要があるときは、次のお取り扱いとなります。⇒P.13
- (1) 保険料払込方法が一時払の場合には、「積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約」の規定により、積立期間満了時返れい金および契約者配当金を増額または減額いたします。
- (2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、翌保険年度以降の保険料を変更するとともに、当年度以前の保険料についても、当会社の定める方法により計算した保険料を一時に返還または請求いたします。
- (3) 積立期間が満了した後にこの契約の保険料を変更する場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を一時に返還または請求いたします。
- (4) ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高い場合、お客様からのお申し出により、保険金額を減額することもできます。
6. ご契約後1か月以上経過しても保険証券が届かないときは、お手数ながらお近くの安田火災へご照会くださいますようお願いいたします。ご照会に際しましては、領収証番号、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）および取扱代理店名をご連絡願います。
7. ご契約後、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約を、同一の被保険者（保険の対象となる方）について新たに結ぶとき、またはこれらの保険契約が他にあることを知ったときは、ただちに取扱代理店またはお近くの安田火災にご通知願います。⇒P.12
- (注1) 上記ご通知のないときは、保険金をお支払いできない場合があります。
- (注2) ここでいう「他の保険契約」とは、積立介護補償保険、介護補償保険、積立介護費用保険、介護費用保険、医療費用保険などをいいます。
8. 被保険者（保険の対象となる方）が介護が必要な状態になられた場合は、ただちに取扱代理店またはお近くの安田火災へご通知ください。
- ⇒P.16
- (注) 上記ご通知のない場合、保険金をお支払いできない場合があります。
9. 契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。詳しくは保険契約の申し込みの撤回等に関する事項を記載した書面をご覧ください。

◇代理店の役割◇

取扱代理店は、当社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店は、お客様のご契約状況を常に承知いたしておりますので、良き相談相手としてご利用くださるよう、よろしく願いたします。

◇ 目 次 ◇

I. 積立介護補償保険の内容	1
1. お支払い対象の要介護状態について	
2. お支払いする保険金	
3. 保険金の算出方法	
4. 保険期間（保険のご契約期間）と保険金の支払対象期間との関係	
5. 保険期間（保険のご契約期間）と保険金の支払責任との関係	
6. 保険金をお支払いできない主な場合	
7. 保険金を削減してお支払いする場合	
8. 保険料のお払い込みについて	
9. 保険料の払込猶予と保険契約の失効・復活について	
10. 保険料の返還について	
11. 積立期間満了時返れい金のお支払い	
12. 契約者配当金のお支払い	
13. 積立期間満了時返れい金および契約者配当金の分割受取について	
14. 中途返れい金のお支払い	
15. 主な特約条項の概要	
II. ご契約時に次のことにご注意ください	10
1. ご契約をなさる際にご確認いただく事項について	
2. 契約申し込みの撤回（クーリングオフ）について	
3. 保険料のお払い込みについて	
4. 介護療養費用保険金月額、介護諸費用保険金月額、臨時費用保険金額（ご契約金額）の設定について	
III. ご契約後、次のことにご注意ください	12
1. 他の保険契約についてのご注意	
2. 第2回以降の保険料のお払い込みについて	
3. クイックローン（契約者貸付制度）について	
4. 保険金支払による積立型基本特約の終了	
5. 保険料改定の場合の取り扱いについて	
6. 住所・通知先の変更について	
7. 保険証券について	
IV. 介護が必要な状態になられた場合におとりいただく手続き	14
1. 要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときのご通知	
2. 保険金ご請求の手続き	
V. 積立期間満了時返れい金等のご請求の手続き	15
VI. 保険料・中途返れい金・積立期間満了時返れい金の税務の概要	15
1. 損害保険料控除の取扱いについて	
2. 中途返れい金の税務について	
3. 積立期間満了時返れい金の税務について	
4. 積立期間満了時返れい金および契約者配当金の分割金について	
VII. 主な損害保険用語の解説	18
VIII. 保険約款・特約条項	21

I. 積立介護補償保険の内容

被保険者（保険の対象となる方）が、身体機能の低下または通常の日常生活を逸脱した問題行動があることにより、介護が必要な状態（要介護状態）となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日*をこえて継続した場合に、要介護状態の開始日にさかのぼって、保険金をお支払いします。

*「保険金支払の条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約」が付帯された場合は特約により変更された日数となります（以下、同様とします）。

1. お支払い対象となる要介護状態について

⇒普通保険約款第1条

被保険者の要介護状態を次に定める要介護状態区分に分類し、要介護状態の区分のいずれかに該当する状態となったときに保険金をお支払いします。

要介護状態区分	状 態
要介護状態区分 A-1	次のいずれにも該当する状態をいいます。 (1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1（P.27）に規定する全面的な介護を要する状態にあること。 (2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱のいずれの行為の際にも、それぞれ別表2（P.27）に規定する全面的な介護を要する状態にあること。
要介護状態区分 A-2	要介護状態区分A-1に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。 (1) 別表3（P.28）に規定するに問題行動が10項目以上みられる状態にあること。 (2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱のいずれの行為の際にも、それぞれ別表2（P.27）に規定する全面的な介護を要する状態にあること。
要介護状態区分 B-1	要介護状態区分A-1、A-2に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。 (1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1（P.27）に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。 (2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱の行為のうち2つ以上の行為の際に、それぞれ別表2（P.27）に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。 (3) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱のいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。
要介護状態区分 B-2	要介護状態区分A-1、A-2、B-1に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。 (1) 別表3（P.28）に規定するに問題行動が5項目以上みられる状態にあること。 (2) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱の行為のうち2つ以上の行為の際にいずれか2つ以上の行為の際に、それぞれ別表2（P.27）に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。 (3) 入浴、排せつ、清潔・整容、衣類の着脱のいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

(注) 以下の特約が付帯されたご契約については、保険金支払の対象となる要介護状態が上記と異なりますのでご注意ください。

- ・「要介護状態区分Aのみ担保特約」……………要介護状態区分A-1、A-2のみがお支払い対象
 - ・「要介護状態区分A-1のみ担保特約」………要介護状態区分A-1のみがお支払い対象
- 詳細につきましては、各特約条項をご参照ください。

2. お支払いする保険金

お支払いする保険金には次のものがあります。

(詳しくは保険約款の該当箇所をお読みください。)

保険金の種類	保険金のお支払い
介護療養費用 保 険 金 ⇒普通保険約款第 4条	支払対象期間中に被保険者が負担した下記の費用（介護および療養に要した必要かつ有益な費用に限ります。）について保険金をお支払いします。 (1) 公的介護保険制度を定める法令に規定する保険給付の対象となるサービスを受けるために支払った費用 (2) 施設介護を受けるために介護保険施設に入所または入院した場合に、公的介護保険制度を定める法令に規定する特別な居室・療養室・病室・特別な食事を利用したことによって負担した費用など (3) 施設介護を受けるために介護施設に入所した場合に老人福祉法または老人保健法の規定に基づき負担した費用 (4) 上記(1)～(3)以外の費用で療養のために病院等に対して支払った費用 (5) 当社が認めるケアマネジメント提供者からケアマネジメントを受けたために負担した費用
介護諸費用保険金 ⇒普通保険約款第 5条	支払対象期間中の各月について、被保険者の状態に応じた次の金額をお支払いします。 (1) 在宅介護を受けている状態 各月の初日に適用される保険金支払区分（P.3参照）に対する保険証券記載の「在宅介護諸費用保険金月額」に要介護状態区分に応じた次の割合を乗じた額 ① 要介護状態区分A（A-1、A-2）の場合 ……………100% ② 要介護状態区分B（B-1、B-2）の場合 …………… 70%* * 「在宅介護諸費用保険金月額支払割合に関する特約」が付帯された場合は、特約により変更された割合となります。 (2) 施設介護を受けている状態 在宅介護諸費用保険金月額に15%を乗じた額* * 「介護諸費用保険金の支払方法変更特約（施設介護用）」が付帯された場合は3万円となります。また、「介護諸費用保険金不担保特約（施設介護用）」が付帯された場合は、施設介護を受けている状態については保険金は支払われません。
臨時費用保険金 ⇒普通保険約款第 6条	支払対象期間中に被保険者が負担した下記の費用（介護に要した必要かつ有益な費用に限ります。）について保険金をお支払いします。 (1) 介護用車いす・ベッド（いずれも付属品を含む）、簡易ポータブル浴槽・湯沸器、電動エアパッド等の購入 (2) 住宅の改造 (3) 自動車の改造等 (注) 介護機器のレンタル費用は含みません。

(注) 介護療養費用保険金と介護諸費用保険金については、公的介護保険の対象となる場合と対象とならない場合（⇒普通保険約款第2条）とで、それぞれ別の保険金額とすることができます。ご契約にあたっては、保険金額の確認をお願いします。

用語のご説明

1. 介護保険施設

公的介護保険制度を定める法令に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設をいいます。

2. 介護施設

老人保健法に規定する老人保健施設ならびに老人福祉法に規定する養護老人ホームおよび特別養護老人ホームをいいます。

ます。

3. 病院等

介護保険施設または介護施設に該当しない、病院または診療所をいいます。

4. ケアマネジメント

公的介護保険制度を定める法令に規定する居宅介護支援に相当するサービスで、ケアプラン（被保険者の心身状況、環境、被保険者およびその家族の希望を踏まえて、保健医療サービスまたは福祉サービスの種類、内容およびこれらを行う者等を定めた計画をいいます。）を作成し、当該ケアプランにより必要とされる保健医療サービスまたは福祉サービスを確保するために、その提供者との連絡調整その他の便宜を提供することをいいます。

5. 施設介護

介護保険施設、介護施設または病院等に入所あるいは入院して受ける介護または療養をいいます。ただし次の介護を除きます。

① 公的介護保険制度を定める法令に規定する短期入所生活介護および短期入所療養介護

② 老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に短期入所して受ける介護

6. 在宅介護

施設介護以外の介護または療養をいいます。

7. 支払対象期間

被保険者（保険の対象となる方）が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が医師である場合は、これらの方以外の医師をいいます。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

8. 保険金支払区分

介護療養費用保険金または介護諸費用保険金のお支払いの際に、被保険者が属する次の区分をいいます。この区分により適用する保険金額を決定します。

① 公的介護保険給付対象者区分

年齢が満65歳以上の被保険者および年齢が満40歳以上かつ65歳未満であって傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条の各号に定める特定疾病である被保険者が属する区分

② 公的介護保険給付非対象者区分

①以外の被保険者が属する区分

保険金の種類	保険金の算出方法							
介護療養費用保険金 ⇒普通保険約款第4条	$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{被保険者が負担した費用}} -$	<table border="0"><tr><td>①第三者からの損害賠償金</td><td>④労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用</td></tr><tr><td>②公的介護保険制度の給付の対象となる費用</td><td>⑤臨時費用保険金として支払われた費用</td></tr><tr><td>③公的医療保険制度の給付の対象となる費用</td><td>⑥その他の給付</td></tr></table>	①第三者からの損害賠償金	④労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用	②公的介護保険制度の給付の対象となる費用	⑤臨時費用保険金として支払われた費用	③公的医療保険制度の給付の対象となる費用	⑥その他の給付
①第三者からの損害賠償金	④労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用							
②公的介護保険制度の給付の対象となる費用	⑤臨時費用保険金として支払われた費用							
③公的医療保険制度の給付の対象となる費用	⑥その他の給付							
	<p>(注1) 対象となる費用は、被保険者が支払対象期間開始日から支払対象期間終了日の属する月の末日までの期間中に負担した費用に限ります。</p> <p>(注2) 介護療養費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各月について、各月の初日に適用する保険金支払区分に対する保険証券記載の介護療養費用保険金月額を限度とします。</p>							

<p>介護諸費用保険金 ⇒普通保険約款第5条</p>	<p>支払対象期間の各月について、被保険者の状態に応じて次の算式により算出した額を介護諸費用保険金としてお支払いします。</p> <p>(1) 在宅介護を受けている状態</p> $\text{保険金の支払額} = \text{各月の初日に適用される保険金支払区分に対する保険証券記載の在宅介護諸費用保険金月額} \times \begin{matrix} \text{要介護状態区分に応じた割合}^*1 \\ \text{①要介護状態区分A 100\%} \\ \text{②要介護状態区分B 70\%}^*2 \end{matrix}$ <p>*1 支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、要介護状態区分に応じた割合にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた割合とします。</p> <p>*2 「在宅介護諸費用保険金月額」の支払い割合に関する特約が付帯された場合は、特約により変更された割合となります。</p> <p>(2) 施設介護を受けている状態</p> $\text{保険金の支払額} = \text{在宅介護諸費用保険金月額} \times 15\%$ <p>*「介護諸費用保険金の支払方法変更特約(施設介護用)」が付帯された場合は3万円となります。また、「介護諸費用保険金不担保特約(施設介護用)」が付帯された場合は、施設介護を受けている状態については保険金は支払われません。</p> <p>ただし、支払対象期間中の同一月に(1)または(2)の状態もしくは要介護状態区分が複数あるときは、それぞれその月の総日数に対して日割りで計算した額の合計額をお支払いします。</p>
<p>臨時費用保険金 ⇒普通保険約款第6条</p>	$\text{保険金の支払額} = \begin{matrix} \text{①介護機器の購入費用} \\ \text{②住宅の改造費用} \\ \text{③自動車の改造等の費用} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{①第三者からの損害賠償金} \\ \text{②その他の給付} \\ \text{③公的介護保険制度で給付の対象となる費用} \\ \text{④介護療養費用保険金として支払われた費用} \end{matrix}$ <p>ただし、支払対象期間中に負担した費用について、保険期間を通じて保険証券記載の臨時費用保険金を限度とします。</p>

3. 保険金の算出方法

重複保険契約がある場合

⇒普通保険約款第7条

介護療養費用保険金または臨時費用保険金の対象となる費用に対して保険金を支払う重複保険契約がある場合において、保険金を支払うべき期間が重複し、かつ、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が被保険者が負担した費用の額を超えるときは、次の算式によって計算された額をお支払いします。

$$\begin{matrix} \text{介護療養費用保険金} \\ \text{または} \\ \text{臨時費用保険金の額} \end{matrix} = \text{被保険者が負担した費用の額} \times \begin{matrix} \text{他の保険契約がないものとして算出} \\ \text{したこの保険契約の支払責任額} \\ \hline \text{他の保険契約がないものとして算出した} \\ \text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額} \end{matrix}$$

要介護状態の程度が加重された場合

⇒普通保険約款第8条

次の場合には、その影響がなかった場合に相当する費用の額ならびに支払対象期間を決定して保険金をお支払いします。

- (イ) 保険金支払いの対象となっていない事由の影響によって、保険金をお支払いすべき要介護状態の程度が加重されたとき
- (ロ) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき方が治療をさせなかったことにより、保険金をお支払いすべき要介護状態の程度が加重されたとき

契約年齢または性別に誤りがあった場合

⇒普通保険約款第34条

申込書に記載された性別または年齢に誤りがあり、追加保険料の払い込みが必要な場合において、当社が追加保険料を請求したにもかかわらず契約者がその払い込みを怠ったときは、次の要介護状態に対しては、誤った年齢または性別に基づいた保険料の正しい年齢または性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減してお支払いします。

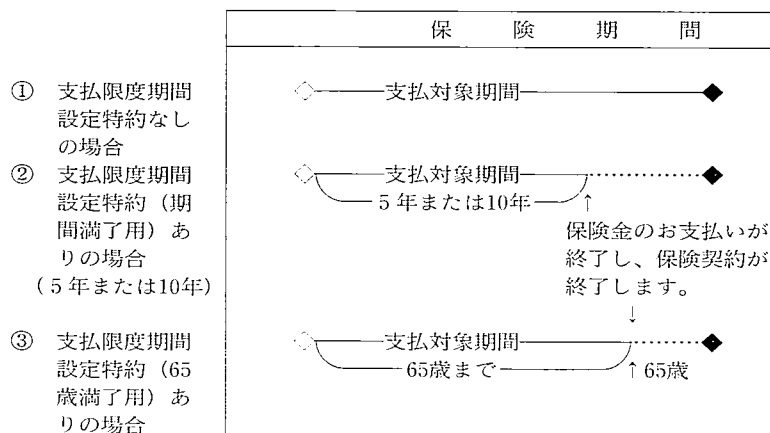
- (イ) 追加保険料を領収したときまでの期間中に、その原因となった傷害・疾病その他の事由が生じた要介護状態
- (ロ) 追加保険料を領収したときまでの期間中になった要介護状態

4. 保険期間（保険のご契約期間）と保険金の支払対象期間との関係 ⇒普通保険約款第2条、第3条、支払限度期間設定特約

この保険の保険期間は、保険期間の初日から被保険者（保険の対象となる方）が死亡した時まで、すなわち「終身」です。したがって、保険金の支払対象期間も被保険者が要介護状態になられている間、生涯にわたり補償する「終身」となります。この場合、支払対象期間の開始日は、医師が要介護状態と診断し、当会社が認めた日となります。

これを図示すると次のようになります。

(注) 「支払限度期間設定特約（期間満了用）」または「支払限度期間設定特約（65歳満了用）」を付帯することにより支払限度期間を短縮することができます。



◇：医師が要介護状態と診断した日、◆：要介護状態でなくなった日

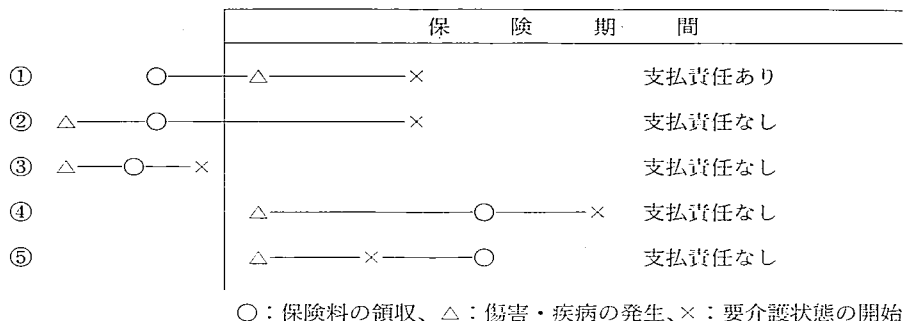
5. 保険期間（保険のご契約期間）と保険金の支払責任との関係

⇒普通保険約款第3条

この保険では、傷害・疾病の発生時と要介護状態の開始時の両方が保険期間中であることが保険金お支払いの条件となります。ただし、保険期間の開始前または保険料をお払い込みいただく前に要介護状態の原因である傷害・疾病が生じていたり、要介護状態となっていた場合には、保険金はお支払いできませんのでご注意ください。（ただし、団体扱・集団扱・クレジットカード払の場合の保険料のお払い込みは、それぞれの特約の規定によります。）

(例) ご契約時にすでにガンにかかっていたが、これを知らずにご契約され、契約後に発症し要介護状態となられた場合はお支払いできません。

これを図示すると次のようになります。



6. 保険金をお支払いできない主な場合

⇒ 普通保険約款第9条

以下に掲げたものは主な場合のみですので、詳しくは保険約款の該当箇所をお読みください。

(1) 次のいずれかの事由による要介護状態に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 故意・重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ② 麻薬、覚せい剤等の使用、アルコール依存または薬物乱用
- ③ 先天性異常
- ④ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 戦争、暴動等
- ⑥ 核燃料物質等による事故
- ⑦ 無資格運転または酒酔運転による事故
- ⑧ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの など

(2) 正当な理由がないのに被保険者（保険の対象となる方）が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために被保険者が要介護状態となったとき、または被保険者の要介護状態が支払対象期間の開始日からその日を含めて90日をこえて継続したときは、保険金をお支払いしません。

7. 保険金を削減してお支払いする場合

次の場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますので、あらかじめご了承ください。（参照⇒P.5）

- (1) この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約がある場合 ⇒ 普通保険約款第7条
 (注) ここでいう「他の保険」とは、積立介護補償保険、介護補償保険、積立介護費用保険、介護費用保険、医療費用保険などをいいます。
- (2) 保険金お支払いの対象となっていない事由の影響によって、保険金をお支払いすべき要介護状態の程度が加重された場合 ⇒ 普通保険約款第8条
- (3) 正当な理由がないのに被保険者（保険の対象となる方）が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために保険金をお支払いすべき要介護状態の程度が加重された場合 ⇒ 普通保険約款第8条
- (4) 保険契約申込書に記載された性別または年齢に誤りがあり、当社の追加保険料の請求に対して保険契約者がお払い込みを怠った場合 ⇒ 普通保険約款第34条

8. 保険料のお払い込みについて

(1) 保険料の払込方法

保険料のお払い込みについては、次の方法があります。

① 一時払

保険料の全額を契約時に一時にお払い込みいただく方法です。

② 短期払済払（年払、半年払、月払、団体扱、集団扱）

保険料を保険期間（保険のご契約期間）の初日より一定期間に分割してお払い込みいただく方法です。

また、年払、半年払および月払相互間に限り、保険契約者からのお申し出により、保険期間の初日の応当日に払込方法を変更することができます。

（例）40歳加入で払済年齢60歳の場合

保険始期より20年間で終身分の保険料を払い込みます。

□用語のご説明□

1. 払済年齢

保険料の払い込みを行う最後の保険年度の翌保険年度の初日における被保険者の満年齢をいい、満75歳以下とします。

2. 保険料払込期間

（払済年齢－契約年齢）をいい、4年以上積立期間以下の整数年とします。

(2) 保険料の払込免除

⇒普通保険約款第14条、第15条、積立型基本特約第14条

当会社から被保険者（保険の対象となる方）に保険金を支払うべき状態となった場合、支払対象期間の開始日の属する月の翌月以降にお払い込みいただくべき保険料のお支払いを要介護状態でなくなるまで免除します。

（注1）支払対象期間の開始日から90日を経過するまでに払込期日が到来する保険料については、当該払込期日に保険料をお払い込みいただかなくてはなりません。

（注2）要介護状態が支払対象期間の開始日から90日をこえて継続した場合には、上記（注1）によりお払い込みいただいた保険料は返還します。

（注3）お払い込みが免除されるべき保険料のうち、すでにお払い込みいただいた保険料がある場合には、当該保険料についても返還します。

（注4）有期特約が付帯されたご契約につきましては、保険料払込免除は適用されません。

(3) 保険料の前納

⇒普通保険約款第13条

保険契約者のお申し出により、当会社が承認した場合に限り、当会社の規定にしたがい、まだ払込期日の到来していない将来の保険料の全部を一括してお払い込みいただくことができます。

また、保険料の前納には、一定の利率で保険料を割り引く制度がございます。詳しくは取扱代理店またはお近くの安田火災にお問い合わせください。

9. 保険料の払込猶予と保険契約の失効・復活について

(1) 保険料の払込猶予

⇒普通保険約款第12条

第2回以降の保険料のお払い込みについては、保険証券に記載された払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。

(2) 保険契約の失効

⇒普通保険約款第12条

第2回以降の保険料が猶予期間内にお払い込みがなく、保険料の振替貸付（⇒P.12）が行われなかった場合には、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(3) 保険契約（補償部分）の復活

⇒普通保険約款第16条、積立型基本特約第17条

保険契約が失効した日から3年以内は、当社の定める手続きを行うことにより、保険契約者は保険契約（補償部分）の復

活を請求することができます。(積立型基本特約の復活はできませんので、積立期間満了時返れい金はお支払いできません。)

なお、復活のお申し出に対して当社がこれを承認した場合には、未払込保険料(積立型基本特約保険料を除きます。)に当社の定める利息をつけて一括してお払い込みいただきます。

(注1) 復活を行った契約については積立期間満了時返れい金のお支払いの対象にはなりません。

(注2) 失効に基づく保険料(積立型基本特約保険料を除きます。)の返還を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

(注3) 保険契約を復活するときには、健康状態告知書を再度ご提出いただきます。

10. 保険料の返還について ⇒普通保険約款第23条、第26条、積立型基本特約第5条、第6条、第7条、第19条

(1) 積立型基本特約保険料以外の保険料

被保険者(保険の対象となる方)が死亡した場合、保険契約を解除した場合または保険契約が失効した場合には、当社の定める方法により計算した額を返還します。

ただし、次のいずれかに該当する場合には保険料は返還いたしませんので、ご注意ください。

① 被保険者が経過した保険期間(保険のご契約期間)中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき

② 被保険者が死亡した日または保険契約を解除した日もしくは保険契約が失効した日の属する保険年度の初日において、被保険者の年齢が満75歳に達していたとき

(2) 積立型基本特約保険料

被保険者が死亡した場合、契約を解除した場合、契約が失効した場合または積立型基本特約が失効または終了した場合には、別表A表、B表またはC表により計算した返れい金を支払います。

11. 積立期間満了時返れい金のお支払い ⇒積立型基本特約第12条

積立期間が満了し、保険料全額のお払い込みが終了しているときは、保険証券に記載された積立期間満了時返れい金をご契約者にお支払いします。なお、積立期間満了時返れい金のお支払手続きにつきましては、事前に当社からご連絡いたします。

なお、積立期間満了時返れい金をお支払いした後も補償は终身継続されます。

(注1) 月払契約の積立期間満了時近くの保険料の払い込みについては、お払い込み手続き(口座振替の場合は口座引落し)を停止し、積立期間満了時返れい金から差し引いて保険料払込に充当させていただきます。なお、口座振替の場合は積立期間満了日により対応が異なり、口座引落しを停止しない場合もあります。

(注2) 保険金支払により積立型基本特約条項が終了した場合には積立期間満了時返れい金はお支払いいたしません。

(後記「III.4.保険金支払による積立型基本特約の終了」参照⇒P.13)

12. 契約者配当金のお支払い ⇒積立型基本特約第13条

積立期間中の積立部分の保険料の運用利回りが10年毎に通算して予定の利回りを超えた場合、積立期間満了時に積立期間満了時返れい金に契約者配当金を加算してお支払いします。ただし、保険金支払により積立型基本特約条項が終了した場合(⇒P.15)には、契約者配当金は、お支払いできなくなります。なお、契約者配当金は、積立期間・保険料払込期間・保険料払込方法によって異なります。

積立期間が10年を超えるご契約については、10年経過以後に積立型基本特約条項が終了、失効または解除され積立期間が満了しなかった場合にも、10年毎に通算して積立期間中の積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えていれば、10年毎の期間に対する契約者配当金を当社の定める方法により計算してお支払いします。

13. 積立期間満了時返れい金および契約者配当金の分割受取について

(1) 積立期間満了時返れい金および契約者配当金は、積立期間満了時に分割して受け取ることができます。

(2) 分割する対象は、積立期間満了時返れい金および契約者配当金の全額または一部としてその金額をご契約者が自由にお決

めになれますが、1回あたりの分割金の額が当社の定める金額以上となるように設定していただきます。

- (3) 分割方法の詳細（分割回数、金額等）は、積立期間満了時にお申し出いただきお手続きを行います。なお、積立期間の満了前に、当社よりご案内を差し上げます。

*分割金の計算に使用する予定利率

ご契約には、積立期間満了時返れい金等の分割払等に関する特約（契約締結時付帯用）が自動付帯されます。この場合、分割金の計算に使用する利率は契約締結時の予定利率となります。

14. 中途返れい金のお支払い

中途返れい金支払特約をセットしたご契約については、保険証券記載の中途返れい金支払日の前日の午後12時にご契約が有効であるときに、保険証券記載の中途返れい金をご契約者にお支払いします。

なお、契約者貸付・保険料の振替貸付金がある場合は、これらの元利合計額を差し引きます。

⇒中途返れい金支払特約第1条

(注) 保険金のお支払いにより積立型基本特約条項が終了した場合には、中途返れい金はお支払いいたしません。

(後記「III.4.保険金支払による積立型基本特約の終了」参照⇒P.13)

15. 主な特約条項の概要

① 要介護状態区分Aのみ担保特約

担保範囲を要介護状態A区分（公的介護の4～5に相当する要介護状態^(注)）のみとする場合に付帯する特約です。

(注) 1. 「公的介護の4～5に相当する要介護状態」という表現は、あくまで目安であり、実際に保険金をお支払いする要介護状態に該当するかどうかは保険約款および当社基準に従い認定されます。

2. ここでいう「公的介護」とは、平成12年4月時点での公的介護保険制度を指すものであり、将来公的介護保険制度が改定された場合には、「要介護4～5に該当する要介護状態」という表現があてはまらなくなることがあります。

② 要介護状態区分A-1のみ担保特約

担保範囲を要介護状態A-1区分（公的介護の4～5に相当する要介護状態^(注)のうち「身体機能の低下による要介護状態（いわゆる寝たきり状態）」のみとする場合に付帯する特約です。

(注) 上記①の(注)と同じ

③ 支払限度期間設定特約（期間満了用）（65歳満了用）

支払対象期間を5年もしくは10年（期間満了用）または満65歳まで（65歳満了用）に限定する特約です。

④ 保険金支払の条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約

フランチャイズ期間（普約では90日）を180日に延長する特約です。

⑤ 介護諸費用保険金不担保特約（施設介護用）

施設介護を受けている場合に施設介護諸費用保険金を支払わない特約です。

⑥ 介護諸費用保険金の支払方法変更特約（施設介護用）

施設介護を受けている場合に支払う施設介護諸費用保険金月額を3万円とする特約（*普通保険約款では在宅介護諸費用保険金の15%を支払う）です。

⑦ 葬祭費用担保特約

要介護状態となりその後死亡した場合に、親族が負担した葬祭費用を保険金として支払う特約です。

⑧ 所得補償特約

ケガまたは疾病を被り就業不能となった場合の喪失所得を保険金として支払う特約です。

⑨ 積立期間満了時返れい金等の分割払等に関する特約（契約締結時付帯用）

積立期間満了時返れい金および契約者配当金の全部または一部を分割して受け取ることが選択できる特約です。

⑩ 積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約

積立期間中に保険料の改定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合、積立期間満了時返れい金・解約返れい金等を増減することで保険料の返還・請求にかえることができる特約です。

① 中途返れい金支払特約

積立期間の中途において所定の返れい金を支払う特約です。

II. ご契約時に次のことにご注意ください

1. ご契約をなさる際にご確認いただく事項について

(1) 保険契約申込書および健康状態告知書に記載されていることに間違いはありませんか。

① 知っている事実を記入されなかったり、または事実と相違することを記入されたときは保険金をお支払いできないことがあります。 ⇒普通保険約款第18条

特に年齢、性別、他の保険契約、過去における保険金請求・受領の有無などにご注意ください。

(注) ここでいう「他の保険」とは、積立介護補償保険、介護補償保険、積立介護費用保険、介護費用保険、医療費用保険などをいいます。

② 現在の健康状態、過去の病歴など健康状態告知書でおたずねすることについては、ありのまま正しくご記入ください。健康状態告知書に記載されている病気が告知いただく病気の一例です。これに類似の病気、その他の病気を含め、当社または取扱代理店にお知らせいただくようお願いいたします。健康状態告知書の内容によっては、ご契約をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、保険契約（補償部分）の復活の際も同様の取り扱いとなります。

(2) ご契約の際、次の事実があるときは、保険契約は無効となります。 ⇒普通保険約款第22条、第34条

① 被保険者（保険の対象となる方）の契約時の年齢が、当社の定める契約年齢の範囲外であったとき

② この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）に詐欺行為があったとき

③ 他人を被保険者とする保険契約について、保険契約者またはその代理人が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。

④ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方がすでに要介護状態または傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が発生していたことを知っていたとき。

2. 契約申し込みの撤回（クーリングオフ）について

積立介護補償保険は長期にわたるご契約ですから、お申し込みの際しましては、十分ご検討いただきますようお願いいたします。なお、ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回（以下クーリングオフといいます）を行うことができます。

(1) お客様がご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフ説明書（申込書のお客様控裏面等）を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。

(2) クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記(1)の期間内（8日以内の消印有効）に当社の本社に必ず郵便でご通知ください。

*ご契約を取り扱った代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

*すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

(3) クーリングオフのお申し出をされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、当社および取扱代理店はお客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料を

お払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日) からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただくことがございます。

(4) クーリングオフできないご契約

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ① 営業または事業のためのご契約
- ② 社団・財団等が締結したご契約
- ③ 質権が設定されたご契約
- ④ 保険金請求権または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ⑤ 通信販売特約により申し込まれたご契約

□クーリングオフを希望される場合は、はがきに次の事項をご記入のうえ郵便でご通知ください。□
(ご通知いただく事項)

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号（会社の団体等で加入の場合は、勤務先）
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ ご契約を申し込まれた保険の次の事項
保険種類（申込書控の左上に記載してあります。）
証券番号（申込書控の右上に記載してあります。）
または領収証番号（領収証の右上に記載してあります。）
- ⑤ ご契約を取り扱った代理店名・仲立人名

(記載例)

郵便はがき

1 6 0 8 3 3 8

新宿区西新宿1-26-1

安田火災海上保険(株)

お客様サービス室 行

安田火災海上保険(株) 御中

下記の保険契約のクーリングオフを ← ①
申し出ます。

契約者住所 ○○○○○○○○○○
氏 名 ○ ○ ○ ○ 申
電話番号 ○○○-○○○
勤務先 ○○○○○○ ← ②

契約申込日 平成○年○月○日 ← ③

保険種類 ○○○○保険 ← ④
証券番号 ○○○○○○○○○○
領収証番号 ○○○-○○○
取扱代理店・ ← ⑤
仲立人名 ○○○○

3. 保険料のお払い込みについて

⇒普通保険約款第3条

- (1) 保険契約では、保険会社（代理店）が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負うことになっておりますので、保険料（一時払以外の払込方法の場合は第1回保険料）は必ずご契約と同時に払い込みくださるようお願いいたします。保険料をお払い込みいただく際は、当会社所定の保険料領収証を発行いたしておりますので、お確かめください。なお、保険契約の復活の際の未払込保険料、保険契約申込書・健康状態告知書の訂正の際の追加保険料についても同様の取り扱いになります。

(2) 「団体扱に関する特約」または「集団扱に関する特約」が適用される場合、第1回保険料は、原則としてあらかじめお約束した方法でご所属の企業・集団を経て払い込まれます。

(3) 「初回保険料の口座振替に関する特約」が適用される場合、保険料（一時払以外の払込方法の場合は第1回保険料）は、あらかじめお約束した方法でご指定の預貯金口座から自動的に払い込まれます。

⇒初回保険料の口座振替に関する特約第1条、第2条

(4) ご契約時にお支払いいただく第1回保険料の払い込みについて、クレジットカードを利用される場合には、代理店または当社がクレジットカード会社にお持ちのカードの有効性などの確認をさせていただき、クレジットカード会社の承認番号を取得後、お客様が売上伝票にサインをされた時点を保険料の領収と見なします。ご使用いただけるカードの種類やお支払方法など詳しくは、代理店またはお近くの安田火災におたずねください。

(ご注意) 保険料払込方法が一時払のご契約についてはクレジットカードのご利用はできませんので、あらかじめご了承ください。

4. 介護療養費用保険金月額、介護諸費用保険金月額、臨時費用保険金額（ご契約金額）の設定について

ご契約の際、介護療養費用保険金月額、介護諸費用保険金月額、臨時費用保険金額のご契約金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

III. ご契約後、次のことにご注意ください

1. 他の保険契約についてのご注意

ご契約後、要介護状態に対して保険金を支払う他の保険契約を同一の被保険者（保険の対象となる方）について新たに結ぶとき、またはこれらの保険契約が他にあることを知ったときは、ただちに取扱代理店またはお近くの安田火災へご通知願います。ご通知がないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

⇒普通保険約款第20条

(注) ここでいう「他の保険」とは、積立介護補償保険、介護補償保険、積立介護費用保険、介護費用保険、医療費用保険などをいいます。

2. 第2回以降の保険料のお払い込みについて

(1) 保険料の払込方法を年払・半年払または月払でご契約の場合の第2回以降の保険料のお払い込みは、次のいずれかの方法により保険証券記載の払込期日までにお払い込みください。

⇒普通保険約款第10条

① 当社または取扱代理店が集金するご契約については、契約取扱者に直接お払い込みください。(当社の定める保険料領収証を発行いたします。)

② 銀行預金口座等からの振替による方は、あらかじめお約束した方法でご指定の預貯金口座から自動的に払い込まれます。

③ 所属する団体・集団を通じての払い込みによられる方（団体扱または集団扱）は、あらかじめお約束した方法で団体・集団を経て払い込まれます。(保険料領収証は団体・集団あてに1枚発行することとし、個々の方には省略させていただきます。)

(注) 保険金をお支払いする場合において、その保険金支払いの原因となった保険事故が生じた保険年度の保険料のうち、未払込部分があるときは、支払保険金からその金額を差し引くことがあります。

(2) 第2回以降の保険料が猶予期間（払込期日の属する月の翌月末日）までにお払い込みいただけないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

⇒普通保険約款第12条

(注) 保険契約の失効後3年以内は、当社所定の手続きを行うことにより保険契約（補償部分）を復活することができます。

ただし、ご契約者からあらかじめ反対のお申し出がないかぎり、当社の定める範囲内で、払い込まれなかった保険料に相当する額を自動的にご契約者に貸し付け、保険料に充当いたします。これを保険料の振替貸付といいます。

利息は年6%以内の当社の定める利率で計算し、保険金・積立期間満了時返れい金等のお支払いの際にこの貸付金がある

ときは、その元利合計を差し引いてお支払いします。

⇒積立型基本特約第3条

(3) 保険金をお支払いする場合において、支払対象期間の開始日が属する月の末日までにお払い込みいただくべき保険料に未払込部分があるときには、支払保険金からその金額を差し引くことがあります。

⇒普通保険約款第10条

(4) 保険料の払込方法が団体扱または集団扱であるお客様について、ご所属の企業または集団と当会社で締結している保険料集金契約が解除された場合には、団体扱特約・集団扱特約は失効します。

また、ご所属の企業または集団での当会社の団体扱特約または集団扱特約を付帯された契約者の数が年1度の定期点検日において10名未満になったときは、当該特約が解除されることがあります。

その場合には、特約が失効・解除された保険年度の未払込保険料を一括してお支払いいただき、翌保険年度から保険料の払込方法を年払・半年払・月払・前納払に変更していただくことになります。この場合、保険料も変更になります。

⇒団体扱保険料分割払特約第7条、第8条、第9条、集団扱に関する特約条項第6条、第7条、第8条

3. クイックローン（契約者貸付制度）について

一時的に資金がご入用となった場合には、ご契約は有効なまま当社の定める範囲内（5万円以上）で資金をお貸しするクイックローン（契約者貸付制度）がご利用いただけます。（ただし、質権が設定されている契約、および原則として保険始期後2か月以内または積立期間満了日直前5か月以内の契約についてはご利用になれません。）

⇒積立型基本特約第8条、別表2

(1) 資金の用途について制限はありません。

(2) 利率、条件など詳しくは取扱代理店またはお近くの安田火災におたずねください。

4. 保険金支払による積立型基本特約の終了

⇒積立型基本特約第7条

保険金お支払い対象期間の各月の末日^(注)（以下「判定日」といいます。）において、次の(1)～(3)の保険金の額の合計が、積立期間満了時返れい金および中途返れい金の合計額の5倍に相当する額以上となったときは、積立型基本特約条項は、判定日の午後12時に終了します。この場合には、積立期間満了時返れい金および中途返れい金はお支払いしません。

(注) 支払対象期間終了日の属する月については、支払対象期間終了日とします。

(1) 介護療養費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に対して支払われるべき保険金の額

(2) 介護諸費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に対して支払われるべき保険金の額

(3) 臨時費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に被保険者が負担した費用に対して支払われるべき保険金の額

5. 保険料改定の場合の取り扱いについて

⇒普通保険約款第17条、積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約

保険期間（ご契約期間）の中途において、社会保障制度の変動によりこの契約に適用されている保険料が改定され、保険料を変更する必要があるときは、次のお取り扱いとなります。

(1) 保険料払込方法が一時払の場合には、「積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約」の規定により、積立期間満了時返れい金および契約者配当金を増額または減額いたします。

(2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、翌保険年度以降保険料を変更するとともに、当年度以前の保険料についても、当会社の定める方法により計算した保険料を一時に返還または請求いたします。

(3) 積立期間が満了した後にこの契約の保険料を変更する場合には当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を一時に返還または請求いたします。

(4) 変更後の保険料が変更前の保険料より高い場合、お客様からのお申し出により、保険金額を減額することもできます。

6. 住所・通知先の変更について

⇒普通保険約款第21条

ご契約後、転居・町名変更などにより、保険証券記載の住所または通知先が変更された場合は、すみやかに取扱代理店またはお近くの安田火災へご通知ください。

7. 保険証券について

⇒普通保険約款第28条、積立型基本特約第8条、第12条、別表2、別表3

保険証券は、保険金・積立期間満了時返れい金のお支払いまたはクイックローンのご利用などの際に提出していただく必要がありますので、大切に保管してください。

万一、紛失されたときなどは、すみやかに取扱代理店またはお近くの安田火災へご連絡ください。

IV. 介護が必要な状態になられた場合におとりいただく手続き

☐介護が必要な状態になられたらすぐご連絡を!!☐

ご契約後証券が届くまでの間に、万一介護が必要な状態になられた場合は、

安田火災ホットラインサービス (24時間受付) **フリーダイヤル 0120-113-101**

までご連絡ください。

なお、証券到着後は下記までご連絡ください。

万一介護が必要な状態になられた場合、夜間・休日は、
夜間・休日事故ホットラインサービス **フリーダイヤル 0120-727-110**

(受付時間：平日の午後5時から翌日午前9時および休日・土曜日)

平日の営業時間内(午前9時～午後5時)は、同封の保険証券記載の営業店にご連絡ください。

直接、担当窓口が受け付けいたします。

1. 要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化するときのご通知

⇒普通保険約款第27条

被保険者が要介護状態となったときまたは被保険者の要介護状態が変化したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)は遅滞なく、当社または代理店へご連絡ください。

正当な理由がなく、当社または代理店にご通知のない場合や、提出した書類について知っている事実を表示しなかったり、事実と相違することを表示したときは保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

2. 保険金ご請求の手続き

⇒普通保険約款第28条

(1) 保険金のご請求にあたっては保険金請求書(書式は当社にあります。)および保険証券に次の書類を添えてご提出ください。

- ① 当会社の定める要介護状態報告書
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- ③ 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書(当社の定める様式とします。)
- ④ 介護療養費用保険金および臨時費用保険金の支払対象となる費用を支払ったことを示す領収書
- ⑤ 被保険者の戸籍抄本
- ⑥ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

(注1) 保険金の請求を第三者に委任する場合には、上記の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出していただきます。

(注2) 上記以外の書類の提出を求めることまたは提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の者がその事情を示す書類その他当社が定める書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合、または、被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、このかぎりではありません。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

- ② ①に規定する者がいない場合、または、①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合、または、①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (注) 被保険者の代理人からの保険金請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は保険金を支払いません。
- (3) 被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が上記(1)または(2)の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

☐ご契約内容および保険事故報告内容の確認について☐

損害保険会社等の間では、保険事故について保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一保険事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認^(注)を行っています。確認内容は、上記の目的以外には用いません。ご不明の点は、当社にお問い合わせください。

(注) 具体的には、保険事故発生の場合に損害保険の種類、被保険者名、保険事故発生日、扱い損害保険会社等の項目について確認を行っています。

「ちから倶楽部サービス」がケアを応援します。

ご加入と同時に「ちから倶楽部サービス」のメンバーとなります。(会費等一切無料です。)
「ちから倶楽部サービス」では、介護に関するご相談、福祉サービス情報のご提供、介護ヘルパー派遣等の民間介護業者のご紹介をいたします。
「ちから倶楽部サービス」のお問い合わせ・ご質問は安田火災長寿ライフデスクで承ります。
ご連絡は保険証券に同封されている「介護のちからサービスガイド」をご覧ください。

V. 積立期間満了時返れい金等のご請求の手続き

- (1) 積立期間満了時返れい金および無効・失効・解除の場合の返れい金のご請求にあたっては、次の表に掲げる書類のうち当社が求めるものをご提出ください。

- ① 当社の定める請求書^(注)
- ② 保険証券
- ③ ご契約者の印鑑証明書

(注) 請求書の書式は当社にあります。

※上記以外の書類をご提出いただくことがあります。

- (2) ご契約者が上記(1)の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、積立期間満了時返れい金および無効・失効・解除の場合の返れい金等をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ⇨積立型基本特約第5条、第6条、第7条、第12条、第13条、別表3

VI. 保険料・中途返れい金・積立期間満了時返れい金の税務の概要 (平成12年4月現在)

1. 損害保険料控除の取扱いについて

本人または生計を一にする親族の身体の傷害等に起因して保険金が支払われる損害保険(傷害保険など)または、常時居住

の用に供する家屋・生活用資産を保険の目的とする損害保険（火災保険など）の保険料は、所得税・住民税を計算するとき、損害保険料控除の対象となります。なお、保険料の払込方法が、一時払の場合には、一時払保険料を積立期間で按分した額を毎年の保険料として損害保険料控除額を計算します。（所得税法77、地方税法34、314-2）

<損害保険料控除額の計算方法>

当年中（1月1日～12月31日）に支払った保険料のうち下記の金額が、その年の総所得金額（または退職所得金額・山林所得金額）から控除できます。

所 得 税		住 民 税	
支払保険料 ^(注1)	所得控除の対象額	支払保険料 ^(注1)	所得控除の対象額
10,000円以下	支払保険料の全額	5,000円以下	支払保険料の全額
10,000円超 20,000円以下	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +5,000円	5,000円超 15,000円以下	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +2,500円
20,000円超	15,000円	15,000円超	10,000円

(注1) イ、短期払済契約の場合…各年の払込保険料の総額－各年の補償部分の保険料の¹⁾

ロ、一時払契約の場合…（一時払保険料－補償部分の保険料総額の¹⁾）÷積立期間年数

(注2) 同一の契約者が、他にも損害保険料控除を受ける場合には、上記と合算の上所得税で15,000円、住民税で10,000円が限度となります。

2. 中途返れい金の税務について

中途返れい金は、次の算式により計算された金額が、一時所得として他の所得と合算の上課税されます。（源泉徴収の対象ではありません。）

$$\text{課税対象額} = \left\{ (\text{中途返れい金}) - \left(\frac{\text{必要経費}^{(注1)}}{\text{控除対象}^{(注2)} - \text{それまでに必要経費に}} \right) - \left(\frac{\text{特別控除額}}{50 \text{ 万円}} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

3. 積立期間満了時返れい金の税務について

積立期間満了時返れい金および契約者配当金は、次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算の上課税されます。（源泉徴収の対象ではありません。）

※これは、特約により積立期間満了時返れい金または契約者配当金を分割して受け取る場合も同様のお取り扱いとなります。

$$\text{課税対象額} = \left\{ \left(\frac{\text{積立期間満了時返れい金}}{\text{契約者配当金}} \right) - \left(\frac{\text{必要経費}^{(注1)}}{\text{控除対象}^{(注2)} - \text{それまでに必要経費に}} \right) - \left(\frac{\text{特別控除額}}{50 \text{ 万円}} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

(注1) ここでいう必要経費とは、「中途返れい金または満期返れい金取得にかかる必要経費をさし、保険料に関する税務処理の場合の必要経費（法人の損益にあたるもの）とは異なります。また、中途返れい金受取時においては、当該中途返れい金の額を限度とします。

(注2) 「控除対象保険料」は次の算式によります。

$$\text{控除対象保険料} = (\text{既払込保険料総額}) - (\text{補償部分の保険料総額}) \times \left(1 - \frac{\text{積立期間の年数}}{\text{被保険者の契約時の余命年数}} \right)$$

なお「余命年数」は、「所得税法施行令第82条の3 別表「余命年数表」」によります。

契約時 年齢	余命年数		契約時 年齢	余命年数		契約時 年齢	余命年数		契約時 年齢	余命年数		契約時 年齢	余命年数		契約時 年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
0	74	70	17	58	64	34	42	47	51	26	31	68	13	16	85	4	5
1	74	79	18	57	63	35	41	46	52	25	30	69	12	15	86	4	5
2	73	78	19	56	62	36	40	45	53	25	29	70	12	14	87	4	4
3	72	77	20	55	61	37	39	44	54	24	28	71	11	14	88	3	4
4	71	77	21	54	60	38	38	43	55	23	27	72	10	13	89	3	4
5	70	76	22	53	59	39	37	42	56	22	26	73	10	12	90	3	3
6	69	75	23	52	58	40	36	41	57	21	25	74	9	11	91	3	3
7	68	74	24	51	57	41	35	40	58	20	25	75	8	11	92	2	3
8	67	73	25	50	56	42	34	39	59	20	24	76	8	10	93	2	3
9	66	72	26	50	55	43	33	38	60	19	23	77	7	9	94	2	2
10	65	71	27	49	54	44	32	37	61	18	22	78	7	9	95	2	2
11	64	70	28	48	53	45	32	36	62	17	21	79	6	8	96	2	2
12	63	69	29	47	52	46	31	36	63	17	20	80	6	8	97歳以上	1	1
13	62	68	30	46	51	47	30	35	64	16	19	81	6	7			
14	61	67	31	45	50	48	29	34	65	15	18	82	5	7			
15	60	66	32	44	49	49	28	33	66	14	18	83	5	6			
16	59	65	33	43	48	50	27	32	67	14	17	84	4	6			

4. 積立期間満了時返れい金および契約者配当金の分割金について

分割金は、雑所得として次の算式により計算された額が毎年課税対象となります。(源泉徴収の対象ではありません。)

(注) これは、前記2の積立期間満了時返れい金と契約者配当金に対する課税とは別に、毎年課税対象となるものです。

$$\text{課税対象額} = \left[\text{毎年受取金} * \right] - \left\{ \left[\text{毎年受取金} \right] \times \frac{\text{積立期間満了時返れい金} + \text{契約者配当金}}{\text{毎年受取金総受取見込み額}} \right\}$$

* 最終受取年度には分割払配当金を含みます。

Ⅶ. 主な損害保険用語の解説 (五十音順)

カ行

<契約者配当金>

積立保険（貯蓄型保険）において、積立保険料の満期時までの運用期間の間に、保険会社が予定の利回りを超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険契約者に支払われる金銭をいいます。

※積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いいたしません。

<契約の解除>

法律上、保険契約者または保険会社の一方の意思により、契約が初めからなかったと同様の効果を生じさせることをいいます。ただし、多くの保険約款では、始期に遡って消滅させるのではなく、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。告知義務違反による解除が代表的なものです。

<契約のしおり>

保険契約者が保険商品の基礎的な事項について十分理解できるよう作成された小冊子のことをいいます。ご契約のしおりには、ご契約に際しての注意事項、ご契約後の注意事項、保険金のお支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き、約款等が記載されています。

<契約の失効>

広い意味では保険契約の終了を意味することもあります。通常は、当事者の意思によらないで保険契約が効力を失うことをいいます。単に保険会社が負担する保険事故以外の事柄によって保険の目的(対象)が滅失した場合には、その保険契約は将来に向かって失効します。

<告知義務>

保険のご契約時に、保険会社に対して重要な事実を申し出てくださいと義務、あるいは重要な事項について事実を偽って申し出てはならないという商法上の義務をいいます。保険約款では通常、これをわかりやすくするため、保険契約者(または被保険者)は保険申込書の記載事項について、知っている事実を告げ、また不実のことを告げてはならないと規定しています。

サ行

<質権設定>

保険契約をした物件が罹災したときの保険金等の請求権を契約者が他人に質入れすることをいい、保険担保の代表的方法として広く利用されています。

<損害てん補>

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を被保険者にお支払いすることをいいます。

<損害保険料控除制度>

住宅・家財の長期総合保険、積立家族傷害保険等の支払い保険料が、所得税法および住民税法上一定額を限度として、課税所得から控除される制度をいいます。

所得税の控除限度額は、短期契約の場合3,000円、10年以上の長期契約の場合15,000円となっています。なお、短期、長期の両方の契約を結んでいる場合の控除限度額は、合わせて15,000円です。

また、住民税の控除限度額は、短期契約の場合2,000円、10年以上の長期契約の場合10,000円となっています。なお、短期、長期の両方の契約を結んでいる場合の控除限度額は、合わせて10,000円です。

夕行

<通知義務>

保険のご契約後に、危険が著しく変更または増加すること（たとえば、保険の対象を譲渡するなど）で、契約内容に変更が生じたことを知ったときは、保険会社に通知しなければならないという商法上の義務をいいます。保険約款では、これをわかりやすくするため、たとえば長期総合保険約款では、建物の譲渡、建物の構造または用途の変更などの事実が発生した場合に保険契約者（または被保険者）は通知しなければならないと定めています。

<積立保険（貯蓄型保険）>

契約が満期時まで有効に存続し、保険料が全額払い込まれていることを条件として、満期時に一定の満期返れい金が支払われる長期の積立（貯蓄）タイプの保険をいいます。

<積立保険料>

積立保険（貯蓄型保険）において、契約者から受領する保険料のうち、満期返れい金に当てられる部分の保険料をいいます。

ハ行

<被保険者>

保険事故が発生した場合に保険の対象となる方、すなわち保険契約によって保険の補償を受けられる方をいいます。

<被保険利益>

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は、損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

<保険期間>

保険のご契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合に限って、保険会社から保険金が支払われます。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は、保険金のお支払いの対象になりません。

<保険金>

保険事故によって損害が生じた場合に、保険会社がお支払いする金銭をいい、原則として被保険者に支払われます。

<保険金額>

保険事故が発生した場合に保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた金額（ご契約金額）をいいます。たとえば、ある建物に1,000万円の長期総合保険をつける場合、その金額が保険金額です。

<保険契約者>

自分の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする方をいいます。保険契約者が同時に保険契約によって保険の補償を受けられる方（被保険者）である場合が多いですが、他人を補償の対象者（被保険者）とする契約もあります。

<保険契約申込書>

保険のご契約の際に保険契約者が記入・捺印し、保険会社に提出していただく所定の書類をいいます。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約であり、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取り決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険契約申込書をご用意しています。

<保険事故>

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

<保険証券>

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書をいいます。

〈保険の目的〉

保険をつける対象となる物のことで、長期総合保険での建物、家財などがこれにあたります。積立家族傷害保険等では「被保険者」といいます。

〈保険約款〉

保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたもので、保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通で基本的な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を変更、補充、排除する特別約款・特約条項などがあります。なお、保険約款の作成、使用については、主務官庁の認可を必要とします。

〈保険料〉

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。

〈保険料即収の原則〉

保険契約と同時に、保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料の分割払い契約など、特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

〈保険料率〉

保険という商品の価格である保険料を算出する基準であり、保険の目的（対象）の危険度などに応じて定められます。通常、保険金額に保険料率を乗じて保険料を算出します。

マ行

〈満期返れい金〉

積立保険（貯蓄型保険）である長期総合保険、積立家族傷害保険等において、保険期間が満了し、保険料全額の払い込みが完了している場合に保険会社がお支払いする金銭をいい、その金額は契約時にあらかじめ定められています。

〈免責〉

保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事由が生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。すなわち、免責とは保険金が支払われない場合のことをいいます。たとえば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

〈免責条項〉

保険会社が免責される危険や事柄について定めた条項のことで、通常は保険約款の条文に「保険金をお支払いしない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

VIII. 保険約款・特約条項

1. 適用される保険約款

積立介護補償保険には、「介護補償保険普通保険約款」および「積立型基本特約条項」が適用されるほか、保険証券に記載された特約条項も適用されます。

2. 普通保険約款・特約条項

介護補償保険普通保険約款	23
特約条項	
＜補償内容に関する特約＞	
(1) 要介護状態区分Aのみ担保特約条項	29
(2) 要介護状態区分A-1のみ担保特約条項	29
(3) 要介護状態区分A-1および要介護状態区分B-1のみ担保特約条項	29
(4) 痴呆による要介護状態のみ担保特約条項	29
(5) 支払限度期間設定特約条項（期間満了用）	30
(6) 支払限度期間設定特約条項（65歳満了用）	30
(7) 保険金支払の条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約条項	31
(8) 免責期間設定特約条項	31
(9) 在宅介護諸費用保険金月額を支払割合に関する特約条項	31
(10) 介護諸費用保険金不担保特約条項（施設介護用）	31
(11) 介護諸費用保険金の支払方法変更特約条項（施設介護用）	31
(12) 葬祭費用担保特約条項	31
(13) 所得補償特約条項	33
(14) 天災危険担保特約条項（所得補償特約用）	35
(15) 特定疾病等不担保特約条項（所得補償特約）	35
(16) 航空機乗組員特約条項（所得補償特約）	35
(17) 入院のみ担保特約条項（所得補償特約）	35
(18) 家事従事者特約条項（所得補償特約）	36
(19) 傷害による死亡・後遺障害担保特約条項（所得補償特約）	36
(20) 天災危険担保特約条項（傷害による死亡・後遺障害担保特約条項用）	38
＜貯蓄機能に関する特約＞	
(21) 積立型基本特約条項	38
(22) 積立期間満了時返れい金等の分割払等に関する特約条項（契約締結時付帯用）	41
(23) 積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約条項（基本特約用）	42
(24) 中途返れい金支払特約条項	42
＜保険料の払い込み等に関する特約＞	
(25) 団体扱保険料分割払特約条項（一般A）	43
(26) 団体扱保険料分割払特約条項（一般B）	44
(27) 団体扱保険料分割払特約条項（一般C）	46
(28) 団体扱保険料分割払特約条項	47
(29) 団体扱保険料分割払特約条項（口座振替用）	48

(30)	集団扱に関する特約条項	50
(31)	団体による集金扱に関する特約条項	51
(32)	初回保険料の口座振替に関する特約条項	53
(33)	クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	53
(34)	先物契約条項	54
〈その他の特約〉		
(35)	通信販売に関する特約条項	54
(36)	介護費用保険契約からの転換に関する特約条項	54
(37)	契約内容の異動に関する特約条項	54
(38)	複数被保険者の包括契約に関する特約条項	55
(39)	有期特約条項	55
(40)	保険料支払に関する特約条項（有期特約条項用）	56

◆ 介護補償保険普通保険約款 ◆

第1章 当会社の責任

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が次の各号に定める要介護状態区分（以下「要介護状態区分」といいます。）のいずれかに該当する状態（以下「要介護状態」といいます。）となったときは、この約款に従い保険金（介護療養費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。（第1号と第2号を合わせて「要介護状態区分A」と、第3号と第4号を合わせて「要介護状態区分B」といいます。以下同様とします。）

(1) 要介護状態区分A-1

次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

ロ. 別表2の第1号から第4号までに規定するいずれの行為の際にも、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

(2) 要介護状態区分A-2

前号に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 別表3に規定する問題行動が10項目以上みられる状態にあること

ロ. 別表2の第1号から第4号までに規定するいずれの行為の際にも、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

(3) 要介護状態区分B-1

前2号に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ別表1に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。

ロ. 別表2の第1号から第4号までに規定する行為のうち2項目以上の行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。

ハ. 別表2の第1号から第4号までに規定するいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

(4) 要介護状態区分B-2

前3号に該当しない状態であって、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 別表3に規定する問題行動が5項目以上みられる状態にあること。

ロ. 別表2の第1号から第4号までに規定する行為のうち2項目以上の行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護もしくは部分的な介護を要する状態にあること。

ハ. 別表2の第1号から第4号までに規定するいずれかの行為の際に、それぞれ別表2に規定する全面的な介護を要する状態にあること。

第2条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 介護保険施設

公的介護保険制度を定める法令に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および指定介護療養型医療施設をいいます。

(2) 介護施設

老人保健法に規定する老人保健施設ならびに老人福祉法に規定する養護老人ホームおよび特別養護老人ホームをいいます。

(3) 病院等

前2号に該当しない病院または診療所をいいます。

(4) ケアマネジメント

公的介護保険制度を定める法令に規定する居宅介護支援に相当するサービスで、ケアプラン（被保険者の心身状況、環境、被保険者およびその家族の希望を踏まえて、保健医療サービスまたは福祉サービスの種類、内容およびこれらを行う者を定めた計画をいいます。）を作成し、当該ケアプランにより必要とされる保健医療サービスまたは福祉サービスを確保するために、その提供者との連絡調整その他の便宜を提供することをいいます。

(5) 公的介護保険制度

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

(6) 公的医療保険制度

次に掲げる法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。

イ. 健康保険法（大正11年法律第70号）

ロ. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

ハ. 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

ニ. 地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）

ホ. 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

ヘ. 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ト. 老人保健法（昭和57年法律第80号）

(7) 労働者災害補償制度

次に掲げる法律のいずれかに基づく労働者災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

イ. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

ロ. 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）

ハ. 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）

ニ. 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

ホ. 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

(8) 施設介護

介護保険施設、介護施設または病院等に入所あるいは入院して受ける介護または療養をいいます。ただし、次に掲げる介護を除きます。

イ. 公的介護保険制度を定める法令に規定する短期入所生活介護および短期入所療養介護ロ. 老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に短期入所して受ける介護

(9) 在宅介護

施設介護以外の介護または療養をいいます。

(10) 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

(11) 保険金支払区分

介護療養費用保険金または介護諸費用保険金の支払の際に、当該被保険者が属する次に掲げる区分をいいます。この区分により適用する介護療養保険金月額、在宅介護諸費用保険金月額または施設介護諸費用保険金月額を決定します。

イ. 公的介護保険給付対象者区分

年齢が満65歳以上の被保険者および年齢が満40歳以上かつ65歳未満であって傷害、疾病その他要介護状態の原因となった事由が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条の各号に定める特定疾病である被保険者が属する区分

ロ. 公的介護保険給付非対象者区分

上記イ. 以外の被保険者が属する区分

(12) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護補償保険契約等の保険契約をいいます。

(13) 保険年度

初年度については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日应当日から1年間をいいます。

第3条（責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終わります。

② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

③ 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 保険期間開始前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 一時払保険料または第1回保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(3) 一時払保険料または第1回保険料の領取前に、要介護状態となった場合

第2章 保険金の種類および支払額

第4条（介護療養費用保険金の支払）

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日を超えて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の各号に掲げる費用（被保険者の介護および療養に必要な直接かつ有益な費用に限ります。）を負担したことによって被った損害に対して、介護療養費用保険金を被保険者に支払います。

(1) 被保険者が公的介護保険制度を定める法令に規定する保険給付の対象となるサービスを受けたために当該サービスの提供者に対して同法令の規定に基づき支払った費用および当該サービスを受けるために負担した費用

(2) 被保険者が施設介護を受けるために介護保険施設に入所または入院した場合に、公的介護保険制度を定める法令の規定により負担した次に掲げる費用等

イ. 特別な居室、療養室または病室を利用したことによって負担した費用

ロ. 特別な食事を利用したことによって負担した費用

ハ. 理美容代

ニ. その他被保険者の日常生活において通常必要となる費用として負担した額

(3) 被保険者が施設介護を受けるために介護施設に入所した場合には老人福祉法または老人保健法の規定に基づき負担した費用。ただし、老人福祉法または老人保健法の規定に基づき扶養義務者が負担した費用は被保険者が負担した費用とみなします。

(4) 前3号に掲げる以外の費用で、被保険者が療養のために病院等に対して支払った費用

(5) 被保険者が当会社の認めるケアマネジメント提供者からケアマネジメントを受けたために負担した費用

② 前項の費用に次の各号に掲げるいずれかの費用が含まれる場合にはその費用を除きます。

- (1) 公的介護保険制度の下で給付の対象（公的介護保険制度を定める法令の規定により給付の全部または一部が差し止められた額を含みます。）となる費用
- (2) 公的医療保険制度の下で給付の対象（公的医療保険制度を定める法令の規定により給付の全部または一部が差し止められた額を含みます。）となる費用
- (3) 労働者災害補償制度の下で給付の対象となる費用
- (4) 第4条（臨時費用保険金の支払）に規定する臨時費用保険金として支払った費用
- (5) 第1項の費用は、被保険者が支払対象期間開始日から支払対象期間終了日の属する月の末日までの期間中に負担した費用に限り、
- (6) 介護療養費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各月について、各月の初日（保険期間の開始月については支払対象期間開始日）に適用する保険金支払区分に対する保険証券記載の介護療養費用保険金月額を限度とします。
- (7) 次の各号に掲げるいずれかの給付等があるときは、その額を被保険者が負担した第1項の費用の額から差し引くものとし、

- (1) 被保険者が負担した第1項に規定する費用について第三者により支払われた損害賠償金
- (2) 第1項に規定する費用を被保険者が負担したことによって被った損害をてん補するために行われたその他の給付（重複保険契約により支払われた介護療養費用保険金に相当する保険金を除きます。）

第5条（介護費用保険金の支払）

① 当社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日を超えて継続した場合には、支払対象期間中の各月について、被保険者の状態に応じて次の各号に掲げる額を介護費用保険金として被保険者に支払います。

- (1) 在宅介護を受けている状態
 - 各月の初日（保険期間の開始日）については「支払対象期間開始日」に適用される保険金支払区分に対する保険証券記載の在宅介護費用保険金月額（以下「在宅介護費用保険金月額」といいます。）に、被保険者の要介護状態区分に応じた次の割合（支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、在宅介護費用保険金月額にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた割合）を乗じた額。

- ア. 要介護状態区分A100%
- イ. 要介護状態区分B70%
- (2) 施設介護を受けている状態

在宅介護費用保険金月額に、15%を乗じた額（以下「施設介護費用保険金月額」といいます。）

② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態または要介護状態区分が複数あるときは、その月については、前項各号の状態ごとに次の各号によりそれぞれ規定する支払額の合計額を介護費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態または要介護状態区分が複数ある日については、その日の午後12時の前項各号の状態および要介護状態区分をその日の前項各号の状態および要介護状態区分とみなします。

(1) 前項第1号の状態の支払額
前項第1号に該当する状態の要介護状態区分ごとに次の算式によって計算された支払額の合計額

$$\frac{\text{前項第1号の状態の要介護状態区分ごとに該当する日数} \times \text{在宅介護費用保険金月額}}{\text{要介護状態区分ごとの支払額} \times \text{在宅介護費用保険金月額} \times \text{その月の総日数}} \times \text{その月の総日数}$$

(2) 前項第2号の状態の支払額
前項第2号の施設介護費用保険金月額 × 前項第2号の状態に該当する日数 ÷ その月の総日数

第6条（臨時費用保険金の支払）

① 当社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日を超えて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の各号に掲げる費用（被保険者の介護に要した必要かつ有益な費用に限り、）を負担したことに伴って被った損害に対して、臨時費用保険金を被保険者に支払います。

- (1) 次の介護機器の購入費用
 - イ. 介護用車いすおよびその付属品
 - ロ. 介護用ベッドおよびその付属品
 - ハ. 簡易ボータブル浴槽および湯沸器
 - ニ. 電動エアパッド
 - ホ. その他当社が認めた介護機器
- (2) 住宅の改造費用
- (3) 自動車の改造等の費用

② 前項の費用に次の各号に掲げるいずれかの費用が含まれる場合にはその費用を除きます。

- (1) 公的介護保険制度の下で給付の対象（公的介護保険制度を定める法令の規定により給付の全部または一部が差し止められた額を含みます。）となる費用
- (2) 第4条（介護療養費用保険金の支払）に規定する介護療養費用保険金として支払った費用

- ③ 第1項の費用は、被保険者が支払対象期間中に負担した費用に限り、
- ④ 臨時費用保険金の支払額は、保険期間を通じて保険証券記載の臨時費用保険金額（以下「臨時費用保険金額」といいます。）を限度とします。

⑤ 次の各号に掲げるいずれかの給付等があるときは、その額を被保険者が負担した第1項に規定する費用の額から差し引くものとし、

- (1) 被保険者が負担した第1項に規定する費用について第三者により支払われた損害賠償金
- (2) 第1項に規定する費用を被保険者が負担したことによって被った損害をてん補するために行われたその他の給付（重複保険契約により支払われた臨時費用保険金に相当する保険金を除きます。）

第7条（重複保険契約）

① 第4条（介護療養費用保険金の支払）第1項または前条第1項の費用に対して保険金を支払う重複保険契約がある場合において、保険金を支払うべき期間が重複し、かつ、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものと見出し、算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{被保険者が負担したこの保険契約の支払責任額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額の合計額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したその臨時費用保険金の額}}$$

② 前項の規定は、介護療養費用保険金および臨時費用保険金ごとに適用します。

③ 第1項の被保険者が負担した費用の額は、第4条（介護療養費用保険金の支払）第1項または前条第1項の費用の額から、第4条（介護療養費用保険金の支払）第2項および第5項または前条第2項および第5項に規定された給付等の額をそれぞれ控除した額をいいます。

第8条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）

① 保険金支払の対象となっていない事由の影響によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときは、当社は、その影響がなかった場合に相当する第4条（介護療養費用保険金の支払）第1項および第6条（臨時費用保険金の支払）第1項の費用の額ならびに支払対象期間を決定して保険金を支払います。

② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で保険金を支払います。

第3章 保険金を支払わない場合

第9条（保険金を支払わない場合）

① 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた要介護状態に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または違憲な薬物の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、この限りではありません。
- (5) 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りではありません。
- (6) 被保険者の先天性異常
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権転換、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において若くは平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (10) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染
- (12) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛（いづれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）

② 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車運転を継続している間に生じた事故

③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が治療をさせなかったことにより被保険者が要介護状態となったとき、または被保険者の要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて90日を超えて継続したときは、当社は、保険金を支払いません。

第4章 保険料の払込みおよび保険契約の復活

第10条 (保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければならない。
- ② 当会社が保険金を支払う場合において、支払対象期間開始日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、当会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当します。

第11条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険証券記載の保険料払込方法(以下「保険料払込方法」といいます。)を変更することができます。

第12条 (第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)

- ① 第10条(保険料の払込み)第1項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料の払込みについては、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第13条 (保険料の前納)

- ① 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- ② 前項の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率および方法により割引引きします。

第14条 (第2回以降の保険料の払込免除)

- ① 当会社は、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となった場合には、支払対象期間開始日の属する保険年度に対する保険料については、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除し、その後の保険年度に対する保険料については、当該保険年度の初日において被保険者が継続して要介護状態であるときに限り、その払込みを免除します。
- ② 前項の規定により払込みが免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を被保険業者に返還します。
- ③ 第1項の規定により保険料の払込みが免除される期間(次条において「払込免除期間」といいます。)中は、第11条(保険料払込方法の変更)の規定は適用しません。

第15条 (保険料の前納と払込免除との関係)

- ① 第13条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約について、前条第1項の規定により保険料の払込みが免除される場合には、前納された保険料のうち払込免除期間開始後に払込期日が到来する保険料相当額を被保険業者に返還します。
- ② 前項の規定により保険料が返還された場合において、払込免除期間が終了したときは、被保険契約者は、払込免除期間終了後初めて到来する払込期日から、保険料払込方法に従い保険料を払い込むものとします。

第16条 (保険契約の復活)

- ① 保険契約者が第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項の規定により効力を失った日から3年以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が第23条(保険料の返還—無効および失効の場合)第3項に規定する保険料の返還を請求した後は、この限りではありません。
- ② 当会社が保険契約の復活を承認したときは、保険契約者は、当会社の指定する日(以下この条において「指定日」といいます。)までに払込期日が到来している未払込保険料に当会社所定の利率により計算した利息をすべて、一括して払い込むものとします。
- ③ 前項の未払込保険料が指定日までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。
- ④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。
- (1) 第2項の未払込保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 第2項の未払込保険料の領取前に、要介護状態となった場合

第17条 (保険料の返還または請求—保険料の改定の場合)

- ① 当会社は、社会保障制度の変動により、この保険契約に適用する保険料を改定する必要がある場合は、被保険契約者への通知を行うことにより、保険期間の中途において、この保険契約の保険料を変更することができます。
- ② 前項の規定に基づいて保険料を変更する場合には、保険料払込方法ごとに次の各号に定める方法で処理します。
- (1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求し、改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。ただし、第13条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。
- ③ 第2項の規定により保険料が変更される場合において、改定後保険料が改定前保険料よりも高いとき(保険料払込方法が一時払の保険契約および第13条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、追加保険料を請求するとき。)において、保険契

約者が、保険料を据え置いて保険金額を減額することを申し出たときには、当会社は、改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降、当会社の定める方法により計算した保険金額に減額します。

- ④ 第2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社の定める方法により、保険金を削減して支払います。
- (1) 追加保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領取前に、要介護状態となった場合

第5章 保険契約者または被保険者の義務

第18条 (告知義務)

① 保険契約締結(保険契約の復活を含みます。以下同様とします。)の際に、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。)が故意または重大な過失によって、保険契約申込書(保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する書類)の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときは不実のことを告げたときは、当会社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所(第21条(保険契約者等の住所変更)に関する通知義務)第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先を変更します。以下同様とします。)にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ② 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の住所(第21条(保険契約者等の住所変更)に関する通知義務)第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。以下同様とします。)にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第35条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 第35条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

③ 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約締結の際、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となる事由が生じる前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合は、なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、被保険者または被保険者がその更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるとき限り、当会社は、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- ④ 保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険判定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。ただし、重視保険契約に関する事項については、この限りではありません。
- ⑤ 第1項の規定による解除が要介護状態となった後になされた場合でも、第25条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払ったときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ⑥ 保険契約締結の際、当会社は、特に必要と認めたときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

第19条 (保険料の返還または請求—更正の申出に対して承認をする場合)

- ① 前条第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の各号に定める方法で処理します。
- (1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
- (2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、承認した日の属する保険年度末まで(保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求し、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第13条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。
- ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
- (1) 追加保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領取前に、要介護状態となった場合

第20条 (重視保険契約に関する通知義務)

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)は、重視保険契約を締結するときはあらかじめ、重視保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければならない。

第21条 (保険契約者等の住所変更に関する通知義務)

① 保険契約者または被保険者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契

約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

② 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者または被保険者に到達したものとみなす。

第6章 保険契約の無効および解除ならびに保険料の返還

第22条 (保険契約の無効)

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3号において同様とします。）に詐欺的行為があったとき
- (2) 他人を被保険者とする保険契約について、保険契約者またはその代理人が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がすでに要介護状態または傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が発生していたことを知っていたとき

第23条 (保険料の返還—無効および失効の場合)

- ① 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6%以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。
- ② 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
- ③ 保険契約が失効した場合には、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未經過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が経超過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が失効した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

第24条 (保険契約の解除)

- ① 当会社は、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあって通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項のほか、当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあって通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法の業務を執行するその他の機関）が保険金を請求する目的または他人に保険金を詐取させる目的で傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を生じたこと（未遂を含みます。）が判明した場合
 - (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺的行為があったことが判明した場合
 - (3) 前2号相当のこの保険契約を解除する理由があると当会社が認めた場合
- ③ 前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の住所にあって通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
 - (1) 第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき
 - (2) 第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき
 - (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者を通じてできないとき
- ④ 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ⑤ 第1項の規定による解除をした場合には、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、余額の返還にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。
- ⑥ 第1項の規定に基づく当会社の解除は、当会社がその事実のあることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第25条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第26条 (保険料の返還—解除および保険責任の終了の場合)

保険契約が解除されたときおよび第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により当会社の保険責任が終了したときは、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未經過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が経超過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が解除された日もしくは保険責任が終了した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

第7章 保険金の請求手続

第27条 (要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知)

- ① 被保険者が要介護状態となったとき、または被保険者の要介護状態区分が変化したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定の申請を求めたときまたは要介護状態の内容を証明する医師の診断書（当会社の定める様式とします。）を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第28条 (保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第6項において同様とします。）は、次のそれぞれの日からその日を含めて30日以内に、次項に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - (1) 支払対象期間開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) 前号の日以降被保険者が継続して要介護状態にあるときは、前号の日の6か月ごとの応当日
- ② 支払対象期間終了日
- ③ 前項の規定により当会社に提出する書類は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 当会社の定める保険金請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 当会社の定める要介護状態報告書
 - (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - (5) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および説明細書（当会社の定める様式とします。）
 - (6) 第4条（介護療養費用保険金の支払）第1項の費用および第6条（臨時費用保険金の支払）第1項の費用を支払ったことを示す領収書
 - (7) 被保険者の戸籍抄本
 - (8) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑤ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の各号に掲げる者のいずれかの者がその事情を示す書類その他当会社が定める書類をもってその旨を当会社に申し出ると、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合または被保険者が保険金を請求を第三者に委任している場合は、この限りではありません。
 - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - (2) 前号に規定する者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) 前2号に規定する者がいない場合は前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑥ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- ⑦ 当会社は、第2項および第3項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ⑧ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは第3項の規定に違反したとき、または第2項、第3項もしくは前項に規定する書類を提出しなかったとき、または第2項、第3項もしくは前項に規定する提出書類に知っている事実を記載しなかったときまたは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第29条 (当会社の指定医による診察等の要求)

- ① 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の状態または死体の検査（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者（被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。
 - (1) 第27条（要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）の通知または前条の申請を受けた場合において、当会社が、必要と認めたとき
 - (2) 前号のほか、当会社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と認めたとき
- ② 前項の規定による当会社の申請について、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

第30条 (保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が、第28条（保険金の請求）の規定による手続を完了した日からその日を含めて30日以上、保険金を支払います。ただし、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを含まない遅滞なく、保険金を支払います。
- ② 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。
- ③ 前2項の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本

国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第31条 (鑑定人および鑑定人)

① 保険金支払額の決定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって鑑定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。この場合において、鑑定人の中で意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の鑑定人にこれを裁定させます。

② 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（鑑定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第32条 (代位)

① 当会社は、介護療養費用保険金または臨時費用保険金を支払ったときは、その支払った介護療養費用保険金または臨時費用保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者またはその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の権利の保険契約者を含みます。第3項において同様とします。）に対して有する権利を取得します。

② 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担となります。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、当会社は、第三者に対して有する権利を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第8章 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第33条 (契約年齢の計算)

この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢（次条において「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算します。

第34条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の各号に定める方法で処理します。

(1) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。

(2) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

② 保険契約申込書記載の被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合には、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれれ契約することができる介護療養費用保険金月額、在宅介護諸費用保険金月額、施設介護諸費用保険金月額および臨時費用保険金額その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(1) 追加保険料の納収前に、火害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の納収前には、要介護状態となった場合

第9章 保険契約者の変更等

第35条 (保険契約者の変更)

① 保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。

② 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

③ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

第36条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

① この保険契約について、保険契約者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対して有効力を行なうものとします。

③ 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

第10章 その 他

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 (第1条関係)

	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま、左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず5m以上立った状態から歩くこと)	杖、義手、義足、歩行器等の補助用品、装具を用いても、歩行ができない。	杖や歩行器を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。

別表2 (第1条関係)

	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
(1) 入浴	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 介護者に抱えられなければ、一般家庭用浴槽の出入りをするのができない。 ② 自分ではまったく洗身（浴室内でスポンジや手拭いなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと）の行為を行うことができない。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 1人では一般家庭用浴槽の出入りを行うことができず、介護者が支えたり手を貸したり手助けをする必要がある。 ② 洗身の行為において、身体の一部を洗う、石鹸を付けるなど部分的に介助が必要である。
(2) 排せつ	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 ② 自分では排尿、排便後に身体を汚れたところの拭き取りの始末ができない。 ③ 排尿、排便時に便筒のまわり等を汚れてしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 排尿、排便後に身体を汚れたところの拭き取りの始末ができない。 ② 自分ではまったく洗顔をを行うことができない。 ③ 自分ではまったく髪整いの行為を行うことができない。 ④ 自分ではまったくつま切りの行為を行うことができない。
(3) 清潔・整容	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 自分ではまったく口腔清潔（はみがきうがい等）の行為を行うことができない。 ② 自分ではまったく洗顔の行為を行うことができない。 ③ 自分ではまったく髪整いの行為を行うことができない。 ④ 自分ではまったくつま切りの行為を行うことができない。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 口腔清潔の行為において、歯ブラシやうがいの水の使用、歯磨き粉を歯ブラシにつけるなど部分的に介助が必要である。 ② 洗顔の行為において、タオルを用いる、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助が必要である。 ③ 髪整いの行為において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 ④ 両手、両足のつま切りの一部は自分で行っているが、右手のつまめは自分で切れない、足のつまめは自分で切れないなど、部分的に介助が必要である。
(4) 衣服の着脱	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 自分ではまったくボタンのかけはざしを行うことができない。 ② 自分ではまったく上衣を着たり脱いだりすることができない。 ③ 自分ではまったくズボンやパンツを着たり脱いだりすることができない。 ④ 自分ではまったく靴下等を着たり脱いだりすることができない。	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① ボタンのかけはざしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻痺がある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 ③ ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが最後に上まで上

	<p>げるなど部分的に介助が必要である。</p> <p>④ 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。</p>
--	--

別表3 (第1条関係)

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなどと被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排泄をする、または、排便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行動がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。

◆ 特 約 条 項 ◆

(1) 要介護状態区分 A のみ担保特約条項

第 1 条（当会社の支払責任）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 1 条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が普通約款第 1 条（当会社の支払責任）第 1 号および第 2 号に定める要介護状態区分のいずれかに該当する状態となったときに限り、この特約条項および普通約款に従い保険金（介護療養費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第 2 条（介護諸費用保険金の支払）

① 当会社は、この特約条項により普通約款第 5 条（介護諸費用保険金の支払）第 1 項第 1 号を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 在宅介護を受けている状態

各月の初日（保険期間の開始月については支払対象期間開始日）に適用される保険金支払区分に対する保険証券記載の在宅介護諸費用保険金月額（以下「在宅介護諸費用保険金月額」といいます。）ただし、支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、在宅介護諸費用保険金月額にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた額。

② 当会社は、この特約条項により普通約款第 5 条（介護諸費用保険金の支払）第 2 項を次のとおり読み替えて適用します。

「② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態が複数あるときは、その月については、前項各号の状態ごとに次の各号にそれぞれ規定する支払額の合計額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態が複数ある日については、その日の午後12時の前項各号の状態をその日の前項各号の状態とみなします。

(1) 前項第 1 号の状態の支払額

前項第 1 号の状態の支払額 = 在宅介護諸費用保険金月額 × $\frac{\text{前項第 1 号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$

(2) 前項第 2 号の状態の支払額

前項第 2 号の状態の支払額 = 施設介護諸費用保険金月額 × $\frac{\text{前項第 2 号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$

第 3 条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（普通約款第 1 条（当会社の支払責任）第 1 号および第 2 号に定める要介護状態区分のいずれかに該当する状態をいいます。）」と読み替えて適用します。

第 4 条（並用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

(2) 要介護状態区分 A-1 のみ担保特約条項

第 1 条（当会社の支払責任）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 1 条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が普通約款第 1 条（当会社の支払責任）第 1 号に定める要介護状態区分に該当する状態となったときに限り、この特約条項および普通約款に従い保険金（介護療養費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第 2 条（介護諸費用保険金の支払）

① 当会社は、この特約条項により普通約款第 5 条（介護諸費用保険金の支払）第 1 項第 1 号を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 在宅介護を受けている状態

各月の初日（保険期間の開始月については支払対象期間開始日）に適用される保険金支払区分に対する保険証券記載の在宅介護諸費用保険金月額（以下「在宅介護諸費用保険金月額」といいます。）ただし、支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、在宅介護諸費用保険金月額にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた額。

② 当会社は、この特約条項により普通約款第 5 条（介護諸費用保険金の支払）第 2 項を次のとおり読み替えて適用します。

「② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態が複数あるときは、その月については、前項各号の状態ごとに次の各号にそれぞれ規定する支払額の合計額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態が複数ある日については、その日の午後12時の前項各号の状態をその日の前項各号の状態とみなします。

(1) 前項第 1 号の状態の支払額

前項第 1 号の状態の支払額 = 在宅介護諸費用保険金月額 × $\frac{\text{前項第 1 号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$

(2) 前項第 2 号の状態の支払額

前項第 2 号の状態の支払額 = 施設介護諸費用保険金月額 × $\frac{\text{前項第 2 号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$

第 3 条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（普通約款第 1 条（当会社の支払責任）第 1 号に定める要介護状態区分に該当する状態をいいます。）」と読み替えて適用します。

第 4 条（並用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

(3) 要介護状態区分 A-1 および要介護状態区分 B-1 のみ担保特約条項

第 1 条（当会社の支払責任）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 1 条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が普通約款第 1 条（当会社の支払責任）第 1 号および第 3 号に定める要介護状態区分のいずれかに該当する状態となったときに限り、この特約条項および普通約款に従い保険金（介護療養費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第 2 条（介護諸費用保険金の支払）

当会社は、この特約条項により普通約款第 5 条（介護諸費用保険金の支払）第 1 項第 1 号の規定中「イ、要介護状態区分 A の場合……100%、」とあるのは「イ、要介護状態区分 A-1 の場合……100%、」
「ロ、要介護状態区分 B の場合……70%、」とあるのは「ロ、要介護状態区分 B-1 の場合……70%、」と読み替えて適用します。

第 3 条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（普通約款第 1 条（当会社の支払責任）第 1 号および第 3 号に定める要介護状態区分のいずれかに該当する状態をいいます。）」と読み替えて適用します。

第 4 条（在宅介護諸費用保険金月額の支払割合に関する特約条項が付帯された場合の取扱）
この特約が付帯された保険契約に在宅介護諸費用保険金月額の支払割合に関する特約条項が付帯されている場合には、第 2 条（介護諸費用保険金の支払）の規定中「ロ、要介護状態区分 B-1 の場合……70%、」とあるのは「ロ、要介護状態区分 B-1 の場合……（保険証券記載の支払割合）」と読み替えて適用します。

第 5 条（並用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

(4) 痴呆による要介護状態のみ担保特約条項

第 1 条（当会社の支払責任）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 1 条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が痴呆により介護が必要な状態となったときに限り、この特約条項および普通約款に従い保険金（介護療養費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第 2 条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 痴呆
正常に発達した知的機能が、脳内に慢性的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

(2) 痴呆により介護が必要な状態

痴呆であり、かつ、痴呆により次のいずれかに該当する状態をいいます。

イ、別表 1 の第 1 号から第 5 号までに規定するいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表 1 の各号に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるため、常に他人の介護が必要であること。

ロ、別表 2 に規定する通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動、または、それらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること。

第 3 条（介護諸費用保険金の支払）

① 当会社は、この特約条項により普通約款第 5 条（介護諸費用保険金の支払）第 1 項第 1 号を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 在宅介護を受けている状態

各月の初日（保険期間の開始月については支払対象期間開始日）に適用される保険金支払区分に対する保険証券記載の在宅介護費用保険金月額（以下「在宅介護費用保険金月額」といいます。）ただし、支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、在宅介護費用保険金月額にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた額。

② 当会社は、この特約条項により普通約款第5条（介護諸費用保険金の支払）第2項を次のとおり読み替えて適用します。

「② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態が複数あるときは、その月については、前項各号の状態ごとに次の各号にそれぞれ規定する支払額の合計額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態が複数ある日については、その日の午後12時の前項各号の状態をその日の前項各号の状態とみなします。

(1) 前項第1号の状態の支払額

前項第1号の状態に該当する日数
 前項第1号の状態に該当する日数
 状態の支払額 = 在宅介護諸費用保険金月額 × 前項第1号の状態に該当する日数 / その月の総日数

(2) 前項第2号の状態の支払額

前項第2号の状態に該当する日数
 前項第2号の状態に該当する日数
 状態の支払額 = 施設介護諸費用保険金月額 × 前項第2号の状態に該当する日数 / その月の総日数

第4条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「要介護状態（この特約条項第2条（用語の定義）第2号に規定する基準により介護が必要な状態をいいます。）」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

別表1（第2条第2号関係）

(1)歩行	イ、両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。 ロ、自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。 ハ、自分では全く移動することができない。
(2)食事	イ、食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。 ロ、自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む）。
(3)排せつ	イ、自分では拭取りの始末ができない。 ロ、自分では座便を保持することができない。 ハ、かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 ニ、医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。
(4)入浴	イ、自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。 ロ、自分では浴槽の出入りができない。 ハ、自分では全く入浴ができない。
(5)衣類の着脱	衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表2（第2条第2号関係）

(1) 徘徊をする、または、迷子になる。
(2) 過食、拒食または異食をする。
(3) 所かまわず排せつをする、または、排便等の不潔行為をする。
(4) 暴乱行為または破壊行為をする。
(5) 興奮し騒ぎだてる。
(6) 火の不始末をする。
(7) 物を盗む、または、むやみに物を集める。

(5) 支払限度期間設定特約条項（期間満了用）

第1条（支払限度期間の設定）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第10号を次のとおり読み替えて適用します。

「⑩ 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。
 イ、被保険者が要介護状態でなくなった日
 ロ、支払対象期間開始日から保険証券記載の支払限度期間を経過した日

第2条（保険契約の失効）

普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態が、その要介護状態の支払対象期間開始日から保険証券記載の支払限度期間を経過した日までに継続したときは、この保険契約は効力を失います。

第3条（免責期間設定特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に免責期間設定特約が付帯されている場合には、第1条（支払限度期間の設定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「⑩ 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「要介護状態診断日」といいます。）から起算して保険証券記載の免責期間が経過した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から、次のいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。
 イ、被保険者が要介護状態でなくなった日
 ロ、支払対象期間開始日から保険証券記載の支払限度期間を経過した日

第4条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

(6) 支払限度期間設定特約条項（65歳満了用）

第1条（支払限度期間の設定）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第10号を次のとおり読み替えて適用します。

「⑩ 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。
 イ、被保険者が要介護状態でなくなった日
 ロ、被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日

第2条（責任の始期および終期）

当会社は、この特約条項により、普通約款第3条（責任の始期および終期）第1項を次のとおり読み替えて適用します。

「① 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日に終わります。」

第3条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡したときは、この保険契約は効力を失います。

第4条（有期特約が付帯された場合の取扱い）

① この特約が付帯された保険契約に有期特約が付帯されている場合には、当会社は、第1条（支払限度期間の設定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「⑩ 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。
 イ、被保険者が要介護状態でなくなった日
 ロ、被保険者が満65歳に達した日以降最初に到来する保険期間の末日の当日

② この特約が付帯された保険契約に有期特約が付帯されている場合には、第2条（責任の始期および終期）および第3条（保険契約の失効）の規定は適用しません。

第5条（免責期間設定特約が付帯された場合の取扱い）

① この特約が付帯された保険契約に免責期間設定特約が付帯されている場合には、当会社は、第1条（支払限度期間の設定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「⑩ 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「要介護状態診断日」といいます。）から起算して、保険証券記載の免責期間が経過した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。
 イ、被保険者が要介護状態でなくなった日
 ロ、被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日

② 前項の場合において、有期特約が付帯されている場合には、当会社は、前項の規定中「ロ、

被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日」とあるのは「ロ、被保険者が満65歳に達した日から1年以内に到来する保険期間の末日の相当日」と読み替えて適用します。

第6条（初回保険料の口座振替に関する特約条項が付帯された場合の取扱い）

① この特約が付帯された保険契約に初回保険料の口座振替に関する特約条項が付帯されている場合には、当会社は、初回保険料の口座振替に関する特約条項第3条（責任の始期および終期）の規定は適用しません。

② この特約が付帯された保険契約に初回保険料の口座振替に関する特約条項が付帯されている場合には、当会社は、第2条（責任の始期および終期）において

「① 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日に終わります。」

とあるのは

「① 当会社の保険責任は、初回保険料払込期日の属する月の翌月1日（初回保険料払込期日の翌日から初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日と、あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日）の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、被保険者が満65歳に達した日の属する保険年度の末日に終わります。」

と読み替えて適用します。

第7条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

(7) 保険金支払の条件となる要介護状態が継続する期間を変更する特約条項

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款第4条（介護療養費用保険金の支払）第1項、第5条（介護諸費用保険金の支払）第1項、第6条（臨時費用保険金の支払）第1項、第9条（保険金を支払わない場合）第2項および第28条（保険金の請求）第1項第1号の規定中、「90日」とあるのは「（保険証券記載の日数）」と読み替えて適用します。

(8) 免責期間設定特約条項

第1条（普通保険約款の読み替え）

① 当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第10号を次の通り読み替えて適用します。

(1) 支払対象期間

次に定める支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。

イ、支払対象期間開始日

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。）以下同様とします。）が診断した日（以下「要介護状態診断日」といいます。）から起算して、保険証券記載の免責期間が経過した日とします。

ロ、支払対象期間終了日

被保険者が要介護状態でなくなった日とします。

② 当会社は、この特約条項により、普通約款第4条（介護療養費用保険金の支払）第1項、第5条（介護諸費用保険金の支払）第1項、第6条（臨時費用保険金の支払）第1項、第9条（保険金を支払わない場合）第2項および第28条（保険金の請求）第1項第1号の規定中「支払対象期間開始日」とあるのは「要介護状態診断日」、「90日」とあるのは「（保険証券記載の免責期間の日数）」と読み替えて適用します。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、免責期間とは要介護状態診断日から起算して、継続して要介護状態（普通約款第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。）以下同様とします。）である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては、当会社は保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

(9) 在宅介護諸費用保険金月額額の支払割合に関する特約条項

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款第5条（介護諸費用保険金の支払）第1項第1号の規定中「ロ、要介護状態区分Bの場合……（保険証券記載の支払割合）」と読み替えて適用します。

(10) 介護諸費用保険金不担保特約条項（施設介護用）

第1条（介護諸費用保険金の支払）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（介護諸費用保険金の支払）第1項第2号の規定にかかわらず、被保険者が施設介護を受けている状態の場合には介護諸費用保険金を支払いません。

第2条（普通約款の読み替え）

当会社は、この特約条項より普通約款第5条（介護諸費用保険金の支払）第2項を次のとおり読み替えて適用します。

「② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項第1号の要介護状態区分が複数

あるときは、その月については、前項第1号に該当する状態の要介護状態区分ごとに次の算式によって計算された支払額の合計額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項第1号の要介護状態区分が複数ある日については、その日の午後12時の前項第1号の要介護状態区分をその日の要介護状態区分とみなして計算します。

要介護状態区分ごとに
該当する日数

$$\frac{\text{要介護状態区分} \times \text{前項第1号の要介護状} \times \text{該当する日数}}{\text{在宅介護諸費用} \times \text{保険金月額} \times \text{区分に応じた割合} \times \text{その月の総日数}}$$

(11) 介護諸費用保険金の支払方法変更特約条項（施設介護用）

当会社は、この特約条項により、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（介護諸費用保険金の支払）第1項第2号を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) 施設介護を受けている状態

3万円（以下「施設介護諸費用保険金月額」といいます。）

(12) 葬祭費用担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する保険金が支払われる場合において、当該保険金の支払対象期間（普通約款第2条（用語の定義）第10号に規定する「支払対象期間」をいいます。）が被保険者の死亡により終了したときは、被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、保険証券記載の葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、この特約条項および普通約款の規定に従い保険金（葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

第2条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が死亡したものと推定します。

第3条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者の親族が負担した費用の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

他の保険契約がないものとして
算出したこの特約の支払責任額

$$\frac{\text{被保険者の親族が} \times \text{算出したこの特約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして} \times \text{算出したその} \times \text{他の保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この特約の保} \\ \text{険金の支払額}$$

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによる被保険者の死亡に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、この限りではありません。
- (5) 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りではありません。
- (6) 被保険者に対する刑の執行
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政変奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（この特約においては、群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (10) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染
- (12) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの（原因のいかなを問いません。）
- (13) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車

または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

第5条（死亡の通知）

- ① 被保険者が死亡したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、その死亡した日からその日を含めて30日以内に死亡の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が申渡による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となつたときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、当該航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実の事告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第6条（保険金の請求）

- ① 保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下同様とします。）が保険金の支払を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - (1) 当会社の定める保険金請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 当会社の定める状況報告書
 - (4) 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - (5) 死亡診断書または死体検案書
 - (6) 被保険者の戸籍謄本
 - (7) 葬費費用の支出を証明する書類
 - (8) 保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - (9) 保険金を受け取るべき者の戸籍謄本
 - (10) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ② 当会社は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前2項に規定する書類を提出しなかったとき、または前2項に規定する提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第7条（保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- ① この特約について、保険金を受け取るべき者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めるところと求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第8条（普通約款の適用除外）

この特約条項においては、次の各号に掲げる普通約款の規定は適用しません。

- (1) 第2条（介護療養費用保険金の支払）
- (2) 第5条（介護諸費用保険金の支払）
- (3) 第6条（臨時費用保険金の支払）
- (4) 第7条（重複保険契約）
- (5) 第8条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）
- (6) 第9条（保険金を支払わない場合）
- (7) 第10条（保険料の払込）第2項
- (8) 第27条（要介護状態となつたときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）
- (9) 第28条（保険金の請求）
- (10) 第30条（保険金の支払）第2項

第9条（普通約款の読み替え）

この特約条項においては、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第2条（用語の定義）第12号の規定中「この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護補償保険契約等の保険契約をいいます。」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約」
- (2) 第3条（責任の始期および終期）第3項の規定において
③ 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 - (1) 保険期間開始前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
 - (2) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
 - (3) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、要介護状態となつた場合とあるのは
④ 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 - (1) 保険期間開始前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となつた事由が生じた場合
 - (2) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となつた事由が生じた場合

- (3) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、死亡した場合
- (3) 第16条（保険契約の復活）第4項の規定において
④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。
 - (1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
 - (2) 第2項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となつた場合とあるのは
④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。
 - (1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となつた事由が生じた場合
 - (2) 第2項の未払込保険料の領収前に、死亡した場合
- (4) 第18条（告知義務）第3項第3号の規定中「要介護状態の原因となる事由」とあるのは「死亡の原因となる事由」、同条第5項の規定中「要介護状態となつた後」とあるのは「死亡した後」
- (5) 第19条（保険料の返還または請求更正の申出に対して承認をする場合）第2項の規定において
② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
 - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合とあるのは
② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となつた事由が生じた場合
 - (2) 追加保険料の領収前に、死亡した場合
- (6) 第22条（保険契約の無効）第3号の規定中「すでに要介護状態または傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が発生していたこと」とあるのは「すでに死亡していたことまたは傷害、疾病その他の死亡の原因となつた事由が発生していたこと」
- (7) 第24条（保険契約の解除）第2項第1号の規定中「要介護状態の原因となつた事由」とあるのは「死亡の原因となつた事由」、同第5項の規定中「要介護状態に対しては」とあるのは「死亡した場合には」
- (8) 第29条（当会社の指定医による診察等の要求）第1項の規定において
④ 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体診察もしくは死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。
 - (1) 第27条（要介護状態となつたときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）の通知または前条の書類を受け取つた場合において、当会社が、必要と認めるとき
 - (2) 前号のほか、当会社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と認めるときとあるのは
④ 当会社は、この特約条項第5条（死亡の通知）の規定による通知または同第6条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合、必要と認めるときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体診察または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。
- (9) 第30条（保険金の支払）第1項の規定中「第28条（保険金の請求）の規定による手続」とあるのは「この特約条項第6条（保険金の請求）の規定による手続」
- (10) 第32条（代位）第1項の規定中「介護療養費用保険金または臨時費用保険金」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）に定める保険金」
- (11) 第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第3項において
③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠つたときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、誤つた契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれと異なることができる介護療養費用保険金、在宅介護諸費用保険金月額、施設介護諸費用保険金月額および臨時費用保険金額で保険金を支払います。
 - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
 - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合とあるのは
③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、

保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢または性別に基づいて契約することができる保険金額を支払いします。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、死亡した場合

第10条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(13) 所得補償特約条項

第1条 (当会社の支払責任)

当社は、被保険者が日本国内または国外において傷害(傷害の原因となった事故を含みます。または疾病(あわせて以下この特約条項において「身体障害」といいます)を被り、その直接の結果として就業不能になったときは、被保険者が被る損失についてこの特約条項および介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます)に従い保険金(所得補償保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 傷害

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸取または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(2) 疾病

被保険者が被った前号の傷害以外の身体の障害をいいます。

(3) 身体障害を被った時

イ、傷害については、傷害の原因となった事故発生の時
ロ、疾病については、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時。

(4) 入院

医師による治療が必要な場合において、自宅専での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(5) 就業不能

被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券記載の業務(以下「証券記載業務」といいます)に全く従事できない状態をいいます。
イ、その身体障害の治療のため、入院していること。
ロ、上記イ、以外で、その身体障害につき、医師の治療を受けていること。
なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後もしくは身体障害が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

(6) 免責期間

就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数であり、この期間に対しては、当社は保険金を支払いません。

(7) てん補期間

免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。

(8) 就業不能期間

免責期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

(9) 所得

証券記載業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

(10) 平均月間所得額

免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(11) 継続契約

この特約条項または所得補償保険普通保険約款に基づく保険契約(所得補償保険以外の保険に付帯されるこの特約条項と支払責任が同一であるその他の特約を含みます。以下「所得補償保険契約」といいます。)の保険期間の終了日(その所得補償保険契約が終了日前に解除された場合はその解除日)を保険期間の開始日とする所得補償保険契約をいいます。

(12) 初年度契約

前号の継続契約以外の所得補償保険契約をいいます。

第3条 (責任の始期および終期)

① 当会社の保険責任は、保険証券記載のこの特約の保険期間(以下「特約保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

③ 特約保険期間が開始した場合においても、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当社は、保険金を支払いません。

(1) この保険契約の特約保険期間の開始時から、この特約の保険料を領収した時までの期間

中に被った身体障害による就業不能

(2) この保険契約の特約保険期間の開始時から、この特約の保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

(3) 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間または特約保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつたときは、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中または特約保険期間中に始まった就業不能

第4条 (特約保険期間と支払責任の関係)

① 当社は、被保険者が特約保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。

② 前項の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が特約保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の所得補償保険契約の保険期間または特約保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

第5条 (保険金の支払額)

① 当社は、就業不能期間に対して、被保険者に保険金を支払います。

② 前項の保険金の額は、就業不能期間1か月について、保険証券記載の所得補償保険金額(以下この特約条項において「保険金額」といいます。)とします。ただし、平均月間所得額の保険金額より小さいときは、平均月間所得額を就業不能期間1か月についての支払保険金の額とします。

③ 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

④ この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約の特約保険期間の開始日より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第6条 (保険金の支払限度)

当会社の支払うべき保険金の支払限度は、次に掲げる各号のとおりとします。

(1) 同一の身体障害による就業不能に対しては、保険証券記載のてん補期間を限度とします。同一の身体障害による就業不能の取扱いは、第10条(就業不能の取扱いは)の規定のとおりとします。

(2) 特約保険期間を通じ保険証券記載の総支払限度日数(以下「総支払限度日数」といいます。)をもって限度とします。

第7条 (重複保険契約)

重複保険契約がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、しかも、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した就業不能期間1か月に相当する支払責任額の合計額が平均月間所得額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出された額を保険金として支払います。

$$\frac{\text{この保険契約における就業不能期間1か月の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約における就業不能期間1か月の支払保険金の額}} \times \text{平均月間所得額} = \text{この保険契約における就業不能期間1か月の支払責任額の合計額}$$

第8条 (就業不能期間の重複)

当会社は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて保険金を支払いません。

第9条 (就業不能期間の決定)

① 保険金支払の対象となつていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、当社は、その影響がなかった場合に相当する就業不能期間を決定して保険金を支払います。

② 正当な理由がなく被保険者が治癒を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさなかつたために、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

③ 被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業不能期間が延長したときも、前2項と同様の方法で支払います。

第10条 (就業不能の取扱い)

① 免責期間をこえる就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発したときは、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用して6か月を超過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能とは異なる就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

第11条 (保険金を支払わない場合)

① 当社は、次の各号に掲げる身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害

- (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- (4) 被保険者の麻酔、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
- (5) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政変叛乱、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実もしくは暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって被った身体障害
- (7) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
- (8) 前2号の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
- (9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
- (10) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他覚醒障害のないもの（原因のいかんを問いません。）
- ② 当会社は、次の各号に掲げる傷害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないうちそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害
- ③ 当会社は、次の各号に掲げる事由による就業不能に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の精神障害、知的障害、人格異常、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号下00からF99に規定された内容に準拠します。）
- (2) 被保険者の妊娠または出産

第12条（告知義務）

普通約款第18条（告知義務）第1項の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知すべき事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の支払責任を増加するものである場合は、この限りではありません。

第13条（証券記載業務の変更に関する通知義務）

- ① 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の業務を変更するときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。第4項において同様とします。）は、遅滞なく書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- ② 前項の通知を受けた場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の各号に定める方法で処理します。
- (1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。ただし、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度に、すでに保険金を支払うべき身体障害による就業不能が生じている場合は、当会社は、その保険年度末までの期間に対応する保険料は返還しません。
- (2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、その保険年度末までの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求し、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、普通約款第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 前号において、保険料を変更する事由が生じた日の属する保険年度に、すでに保険金を支払うべき身体障害による就業不能が生じている場合に、その保険年度の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- ③ 前項第1号および第2号の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合に基づき、保険金を削減して支払います。ただし、その職業または職務に従事していない間に被った傷害による就業不能については、この限りではありません。
- (1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
- (2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能
- ④ 保険契約者または被保険者が第1項の手続きを怠った場合において、変更後保険料が変更前保険料より高いときも前項と同様とします。

第14条（保険金額の減額による保険料の変更）

- ① 保険契約締結の後、保険契約者が、当会社の承認を得て、第5条（保険金の支払額）第2項に定める保険金額を減額することができます。

- ② 前項の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の各号に定める方法で処理します。
- (1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した保険料を返還します。ただし、当会社が保険金額の減額を承認する日の属する保険年度に、すでに保険金を支払うべき身体障害による就業不能が生じている場合は、当会社は、その保険年度末までの期間に対応する保険料は返還しません。
- (2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、当会社の定める方法により、減額後の保険料を算出します。
- (3) 前号において、当会社が保険金額の減額を承認する日の属する保険年度に、すでに保険金を支払うべき身体障害による就業不能が生じている場合に、その保険年度の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

第15条（特約の失効）

- ① 保険契約締結の後、被保険者がこの特約条項に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなったとき、または、従事できなくなったとき、この特約の効力を失います。
- ② 前項の規定によりこの特約が失効した場合には、当会社は、未経過期間（特約期間間末日における被保険者の満年齢が75歳以上の場合には、75歳に達するまでの未経過期間）に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態（以下この特約条項において「要介護状態」といいます。）となっていたとき、または、この特約が失効した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が75歳に達していたときは、この限りではありません。

第16条（就業不能期間が開始したときの通知）

- ① 就業不能期間が開始したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）は、就業不能期間が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を当会社に書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、または、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第17条（就業不能の証明）

就業不能期間が1か月以上継続するときは、被保険者は1か月ごとに就業不能が継続していることの証明を書面をもって当会社に通知しなければなりません。

第18条（保険金の請求）

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第4項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとする場合には、次の各号のいずれかの日からその日を含めて30日以内に、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (1) 就業不能が終了した日（第2号または第3号に該当する場合を除きます。）
- (2) 就業不能の期間が未補期間を超えて継続したときは、未補期間の末日
- (3) 被保険者が死亡した日
- ② 当会社に提出する書類は、次のとおりとします。
- (1) 当会社の定める就業不能状況報告書
- (2) 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- (3) 被保険者の印鑑証明書
- (4) 身体障害の内容および就業不能を証明する医師の診断書
- (5) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (6) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- (7) 所得を証明する書類
- (8) 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
- (9) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ③ 当会社は、前2項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ④ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条またはこの条第1項もしくは第3項の規定に違反したとき、または、提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第19条（保険金支払後の特約）

- ① この特約は、第1条（当会社の支払責任）および第6条（保険金の支払限度）の規定により保険金が総支払日数まで支払われたときは、その保険金支払の原因となった身体障害による就業不能が開始した時に終了します。
- ② 前項の規定によりこの特約が終了した場合には、当会社は、未経過期間（特約期間間末日における被保険者の満年齢が75歳以上の場合には、75歳に達するまでの未経過期間）に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、この特約が失効した日の属する保険年度の初日に

において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。
第20条（普通約款の適用除外）

この特約条項においては、次の各号に掲げる普通約款の規定は適用しません。

- (1) 第3条（責任の始期および終期）
- (2) 第4条（介護療養費用保険金の支払）
- (3) 第5条（介護諸費用保険金の支払）
- (4) 第6条（臨時費用保険金の支払）
- (5) 第7条（重複保険契約）
- (6) 第8条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）
- (7) 第9条（保険金を支払わない場合）
- (8) 第10条（保険料の払込）第2項
- (9) 第17条（保険料の返還または請求—保険料の改定の場合）
- (10) 第23条（保険料の返還—無効および失効の場合）第3項
- (11) 第27条（要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）
- (12) 第28条（保険金の請求）
- (13) 第32条（代位）

第21条（普通約款の読み替え）

この特約条項においては、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第2条（用語の定義）第12号の規定中「この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護補償保険契約等の保険契約をいいます。」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約」
- (2) 第16条（保険契約の復活）第4項において

- ① 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合
(1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 第2項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは
④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。
(1) 第2項の未払込保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
(2) 第2項の未払込保険料の領収前に始まった就業不能

- (3) 第18条（告知義務）第3項第3号の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じる前に」とあるのは「被保険者が身体障害を被る前に」、同条第5項の規定中「要介護状態となった後に」とあるのは「てんかん発作が開始した後に」
- (4) 第19条（保険料の返還または請求—更正の申し出に対して承認をする場合）第2項において

- ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは
② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。
(1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

- (5) 第22条（保険契約の無効）第3号の規定中「すでに要介護状態または傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が発生していたこと」とあるのは「すでに就業不能が始まっていたことまたは就業不能の原因となった身体障害を被っていたこと」
- (6) 第24条（保険契約の解除）第2項第1号の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由を生じさせたこと」とあるのは「身体障害を生じさせたこと」
- (7) 第24条（保険契約の解除）第5項において

⑥ 第1項の規定による解除をした場合には、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。

とあるのは
⑥ 第1項の規定による解除をした場合には、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。

- (1) 第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定された重複保険契約の事実が生じた時から、解除した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - (2) 第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定された重複保険契約の事実が生じた時から、解除した時までの期間中に始まった就業不能
- (8) 第26条（保険料の返還—解除および保険責任の終了の場合）の規定中「被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間」とあるのは「未経過期間（特約保険期間末日における被保

険者の満年齢が75歳以上の場合には、75歳に達するまでの未経過期間）」

- (9) 第29条（当会社の指定医による診察等の要求）第1項において
④ 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。

- (1) 第27条（要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知）の通知または前条の書類を受け取った場合において、当会社が、必要と認めたとき
- (2) 前号のほか、当会社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と認めたとき

とあるのは
④ 当会社は、この特約条項第16条（就業不能期間が開始したときの通知）もしくは同第17条（就業不能の証明）の通知を受けた場合には同第18条（保険金の請求）の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。

- (10) 第30条（保険金の支払）第1項の規定中「第28条（保険金の請求）の規定による手続」とあるのは「この特約条項第18条（保険金の請求）の規定による手続」

- (11) 第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第3項の規定において
③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれぞれ契約することができる介護療養費用保険金月額、在宅介護諸費用保険金月額、施設介護諸費用保険金月額および臨時費用保険金額で保険金を支払います。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは
③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいて契約することができる保険金額で保険金を支払います。
(1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

第22条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(14) 天災危険担保特約条項（所得補償特約用）

当会社は、この特約条項により、所得補償特約条項第11条（保険金を支払わない場合）第2項第2号および第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる傷害による就業不能に対しても、保険金を支払います。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらにもなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

(15) 特定疾病等不担保特約条項（所得補償特約用）

当会社は、この特約条項により、被保険者の就業不能が、保険証券記載の疾病および傷害による就業不能であるときは、保険金を支払いません。

(16) 航空機乗組員特約条項（所得補償特約用）

当会社は、この特約条項により、所得補償特約条項約款第2条（用語の定義）第5号を次のとおり読み替えて適用します。

- (5) 就業不能
被保険者が身体障害を被ったため、その直接の結果として、航空機に乗込んで運行を行う航空業務（以下「証券記載業務」といいます。）に全く従事できないこと（身体障害が治癒した後であっても、航空法に定める身体検査その他航空業務に従事するために必要な身体検査に合格するまでの間を含みます。）をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含まれません。

(17) 入院のみ担保特約条項（所得補償特約用）

当会社は、この特約条項により、所得補償特約条項第2条（用語の定義）第5号を次のとおり読み替えて適用します。

- (5) 就業不能
被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより保険証券記載の被保険者の業務（以下「証券記載業務」といいます。）に全く従事できない状態を

いいます。

なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含まれません。

(18) 家事従事者特約条項 (所得補償特約用)

第1条 (所得補償特約条項の読み替え)

この特約条項においては、所得補償特約条項を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 所得補償特約条項第2条 (用語の定義) 第5号

⑤ 就業不能

被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は含まれません。

(2) 所得補償特約条項第2条 (用語の定義) 第9号

⑨ 所得

被保険者が家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。

(3) 所得補償特約条項第2条 (用語の定義) 第10号

⑩ 平均月間所得額

別表に定める金額とし、所得補償特約の各条項においては、この額を適用するものとします。

第2条 (所得補償特約条項の適用除外)

この特約条項において、所得補償特約条項第18条 (保険金の請求) 第2項第7号の規定は適用しません。

第3条 (運用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、所得補償特約条項および介護補償保険普通保険約款の規定を準用します。

別表

(注)

(注) 事業方法書 VII自動車損害賠償責任保険 (別紙) 自動車損害賠償責任保険損害査定要綱に定める傷害による損害における休業損害の額の30日分とする。

(19) 傷害による死亡・後遺障害担保特約条項 (所得補償特約用)

第1条 (当会社の支払責任)

① 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故 (以下「事故」といいます。) によってその身体に被った傷害に対して、この特約条項、所得補償特約条項および介護補償保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) の規定に従い保険金 (死亡保険金および後遺障害保険金) を支払います。

② 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状 (継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。) を含みます。ただし、細菌性真物中毒は含みません。

第2条 (責任の始期および終期)

① 当会社の保険責任は、この特約が付帯された所得補償特約の特約保険期間 (以下「特約保険期間」といいます。) の初日の午後4時 (保険証券上これと異なる時刻が記載されているときは、その時刻) に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

③ 特約保険期間が開始した場合においても、当会社は、一時払保険料または第1回保険料額取前日に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (死亡保険金の支払)

当会社は、被保険者が第1条 (当会社の支払責任) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡したときは、保険証券に記載されたこの特約の保険金額 (以下「特約保険金額」といいます。) の金額を死亡保険金として死亡保険金受取人 (死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人) に支払います。ただし、その保険金支払の原因となった第1条 (当会社の支払責任) に規定する傷害が生じた保険年度 (初年度については保険期間の初日当日から1年間、次年度については、それぞれその保険期間の初日当日から1年間をいいます。) 以下同様とします。) と同一の保険年度に生じた傷害に対して、すでに支払った後遺障害保険金がある場合には特約保険金額からすでに支払った金額を控除した残額とします。

第4条 (後遺障害保険金の支払)

① 当会社は、被保険者が第1条 (当会社の支払責任) の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害 (身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害があった後のものをいいます。) 以下同様とします。) が生じたときは、特約保険金額に別表1の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害保険金として、被保険者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日から180日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、当会社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

③ 第1項において別表1の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号の区分に基づき、後遺

障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の第1項第3号、第4号、第2項第3号、第4項第4号および第5項第2号に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

④ 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7項、第8項および第9項に規定する上肢 (腕および手) または下肢 (脚および足) の後遺障害に対しては、1肢ごとに後遺障害保険金は特約保険金額の60%をもって限度とします。

⑤ 前各項に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、各保険年度ごとの特約保険金額をもって限度とします。

第5条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になってからまたは遭難してから30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日、に被保険者が第1条 (当会社の支払責任) の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条 (保険金の額の決定)

① 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定して保険金を支払います。

② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をせよなかったために、保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、保険金を支払うべき傷害の程度が加重されたときも、前2項と同様の方法で支払います。

第7条 (保険金を支払わない場合—その1)

① 被保険者の被った傷害が、次の各号に掲げるいずれかの傷害である場合には、当会社は、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者 (保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関) または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷害

(2) 保険金を受け取るべき者 (保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関) の故意または重大な過失によって被った傷害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害

(4) 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用によって被った傷害。ただし、治療を目的として医師がこれらの物質を用いた場合は、この限りではありません。

(5) 被保険者が法令に定められた運転資格 (運転する地における法令によるものをいいます。) を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができなくなりそれが原因で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害

(6) 被保険者の脳梗塞、病弱または心身喪失によって被った傷害

(7) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によって被った傷害。ただし、当会社の担保すべき傷害を治療する場合に、この限りではありません。

(8) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染によって被った傷害。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合には、この限りではありません。

(9) 被保険者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故によって被った傷害

(10) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害

(11) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動 (この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。) によって被った傷害

(12) 燃料物質 (使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。) もしくは可燃物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った傷害

(13) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにもなるともなるとも順序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

(14) 第12号以外の放射線照射または放射能汚染によって被った傷害

② 当会社は、原因のいかんを問わず、頸動脈解離 (いわゆる「むちうち症) または脳脊髄液覚醒症のないものに対しては、保険金を支払いません。

第8条 (保険金を支払わない場合—その2)

被保険者の被った傷害が、次の各号のいずれかの傷害である場合には、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていないときは、当会社は、保険金を支払いません。

(1) 被保険者が別表2に定める運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害

(2) 被保険者が自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行 (いずれも統制を含みます。) または試運転 (性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。) をしている間に生じた事故によって被った傷害。ただし、自動車または原動機付自転車を用地路上でこれらのことを行っている間に生じた事故によって被った傷害については、この限りではありません。

(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機 (定期便であると不定期便であると問いません。) 以外の航空機を被保険者が操縦している間に生じた事故によって被った傷害

第9条 (特約の無効)

普通約款第22条(保険契約の無効)に定める事由のほか、保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、この特約は無効とします。

- (1) 同意を得ないで、他人を被保険者とする保険契約を締結したとき。ただし、死亡保険金受取人の指定がない場合は、この限りではありません。
- (2) 保険契約者または被保険者がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

第10条(事故の通知)

- ① 被保険者が第1条(当会社の支払責任)の傷害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)、は、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生時の状況および傷害の程度を当会社に書面により通知し、その通知の内容について当社が説明を求めたとき、または被保険者の身体の診察もしくは死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 被保険者が培養した航空機もしくは船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、当該航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生時の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、保険金を支払いません。

第11条(保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。)が保険金の支払を受けようとする場合には、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - (1) 死亡保険金請求の場合
 - イ、当会社の定める傷害状況報告書
 - ロ、公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
 - ハ、死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書
 - ニ、死亡診断書または死体検案書
 - ホ、被保険者の戸籍謄本
 - ヘ、死亡保険金受取人の指定のないときは、法定相続人の戸籍謄本
 - ト、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - (2) 後遺障害保険金請求の場合
 - イ、当会社の定める傷害状況報告書
 - ロ、公の機関(やむをえない場合には、第三者)の事故証明書
 - ハ、被保険者の印鑑証明書
 - ニ、後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ホ、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- ② 当社は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、または前2項に規定する書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

第12条(代位)

当社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対してする損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第13条(所得補償特約および普通約款の適用除外)

- ① この特約条項においては、次の各号に掲げる所得補償特約の規定は、適用しません。
 - (1) 第4条(特約保険期間と支払責任の関係)
 - (2) 第7条(重複保険契約)
 - (3) 第8条(就業不能期間の重複)
 - (4) 第9条(就業不能期間の決定)
 - (5) 第10条(就業不能の取扱い)
 - (6) 第17条(就業不能の証明)
- ② この特約条項においては、次の各号に掲げる普通約款の規定は適用しません。
 - (1) 普通約款第22条(保険契約の無効)第3号
 - (2) 普通約款第30条(保険金の支払)第2項
 - (3) 普通約款第33条(契約年齢の計算)
 - (4) 普通約款第34条(契約年齢または性別の誤りの処理)

第14条(所得補償特約および普通約款の読み替え)

- ① この特約条項については、所得補償特約を次のとおり読み替えて適用します。
 - (1) 第13条(証券記載業務の変更に関する通知義務)第2項第1号および第3号の規定中「身体障害による就業不能が生じている場合」とあるのは「傷害を被っている場合」
 - (2) 第13条(証券記載業務の変更に関する通知義務)第3項において
 - ③ 前項第1号および第2号の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。ただし、その職業または職務に従事していな

い間に被った傷害による就業不能については、この限りではありません。

- (1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
- (2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

とあるのは

- ③ 前項第1号および第2号の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、第1項の事由が生じた時から追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故によって被った傷害に対しては、当社は、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。ただし、その職業または職務に従事していない間に生じた事故によって被った傷害については、この限りではありません。

- ② この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第16条(保険契約の復活)第4項において

④ 保険契約が復活した場合であっても、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第2項の未払込保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

④ 保険契約が復活した場合であっても、当社は、第2項の未払込保険料の領収前に

生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 第18条(告知義務)第3項第3号の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となる事由が生じる前に」とあるのは「傷害を被る前に」、同第4項の規定中「重複保険契約」とあるのは「身体の傷害を担保する他の保険契約または特約」、同第5項の規定中「要介護状態となった後」とあるのは「傷害を被った後」。

③ 第19条(保険料の返還または請求更正の申し出に対して承認をする場合)第2項において

② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険

契約者がその支払を怠ったときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に

は保険金を支払いません。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

② 前項の規定により保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険

契約者がその支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷

害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

- (4) 第20条(重複保険契約に関する通知義務)の規定中「重複保険契約」とあるのは「身体

の傷害を担保する他の保険契約または特約」

- (5) 第24条(保険契約の解除)第1項および第5項の規定中「第20条(重複保険契約)に関

する通知義務」に規定する重複保険契約」とあるのは「身体の傷害を担保する他の保険契約

または特約」

- (6) 第24条(保険契約の解除)第2項第1号の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原

因となった事由を生じさせたこと」とあるのは「事故を生じさせたこと」

- (7) 第29条(当会社の指定医による診察等の要求)第1項において

④ 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当社が費用を自

担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検案(死

体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)を行うことを、保険契

約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以

下この条において同様とします。)等の関係者に対して求めることができます。

(1) 第27条(要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知)

の通知または前条の書類を受け取った場合において、当社が、必要と認めたとき

(2) 前号のほか、当社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と

認めたとき

とあるのは

① 当社は、この特約条項第10条(事故の通知)の通知を受けた場合または同第11条

(保険金の請求)の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当社が

費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検案(死

体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)を行うことを、保険契

約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以

下この条において同様とします。)等の関係者に対して求めることができます。

(1) 第27条(要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知)

の通知または前条の書類を受け取った場合において、当社が、必要と認めたとき

(2) 前号のほか、当社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と

認めたとき

とあるのは

① 当社は、この特約条項第10条(事故の通知)の通知を受けた場合または同第11条

(保険金の請求)の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当社が

費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検案(死

体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)を行うことを、保険契

約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以

下この条において同様とします。)等の関係者に対して求めることができます。

(1) 第27条(要介護状態となったときならびに要介護状態区分が変化したときの通知)

の通知または前条の書類を受け取った場合において、当社が、必要と認めたとき

(2) 前号のほか、当社が、被保険者の要介護状態区分に関する調査のため、必要と

認めたとき

とあるのは

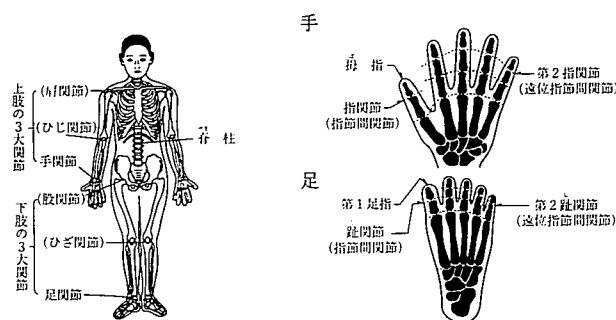
① 当社は、この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、所得補

償特約条項および普通約款の規定を準用します。

別表1 (第4条関係)

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	100%
(2) 1眼が失明したとき	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せないとき	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4. 嘔しゃく、言語の障害	
(1) 嘔しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき	100%
(2) 嘔しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3) 嘔しゃくまたは言語の機能に障害を残すとき	15%
(4) 唇に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの瘡痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき	15%
7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害	
(1) 1腕または1脚を失ったとき	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき	20%
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3) 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき	8%
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき	10%
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき	5%
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
(注) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	100%

10. 第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分を含みます。
 (注2) 関節などの説明図



別表2 (第8条関係)

第8条(保険金を支払わない場合—その2)第1号に定める運動等とは、次に掲げるものをいいます。
 山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマ等)の登山用具を使用するもの、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー—搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(20) 天災危険担保特約条項(傷害による死亡・後遺障害担保特約用)

この保険契約に「傷害による死亡・後遺障害担保特約条項(所得補償保険用)」(以下「傷害特約条項」といいます。)が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項により、傷害特約条項第7条(保険金を支払わない場合—その1)第1項第10号および第13号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による傷害に対しては、傷害特約条項に定める保険金(死亡保険金および後遺障害保険金)を支払います。
 (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 (2) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

21) 積立型基本特約条項

第1条(保険料の払込方法)
 この特約が付帯された保険契約の保険料は、保険証券記載の積立期間(以下「積立期間」といいます。)内において払い込むものとします。

第2条(第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例)
 ① 介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第1項の規定にかかわらず、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、払込期日が積立期間の満了する日の属する月の前々月となる保険料に限り、払込期日の属する月の翌々月末日までを保険料払込の猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。)とします。

② 払込猶予期間が積立期間の満了する日(以下「積立期間満了日」といいます。)の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、その全額を第12条(積立期間満了時返れい金の支払)第1項本文の積立期間満了時返れい金から差し引き、保険料の払込済みと充当します。

第3条(保険料の振替貸付)
 ① 普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項の規定にかかわらず、払込猶予期間中に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約を有効に継続させます。ただし、当会社がこの貸付(以下「振替貸付」といいます。)を行うのは、この払い込まれなかった保険料とこの保険料に相当する額を貸し付けた場合に付されるべき次項の利息の合計額が、払込期日まで払い込まれなかった保険料の払込み相当額(以下「返れい金の合計額」といいます。))を超えない限り、かつ、第1項第3号に規定する別表1B表により計算した返れい金(すでに振替貸付による貸付金または第8条(契約者貸付)の貸付金があるときは、その元金合計額を差し引いた残額とします。)をこえない場合に限りです。

② 振替貸付による貸付金の利息は、当会社の定める利率(年6分以内)により払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算し、次の払込猶予期間が満了する日(保険料の払込期日が積立期間より短い保険契約における最終回の保険料の払込猶予期間満了日以降は1年ごと)に元金に繰り入れます。

③ 当会社は、次の各号に掲げる返れい金等(以下「返れい金」といいます。))の支払う場合において、振替貸付による貸付金があるときは、貸付金元金合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。
 (1) 第5条(返れい金の支払—無効および失効の場合)第1項第2号、第3号または第2項の返れい金

(2) 第6条(返れい金の支払—解除および保険責任の終了の場合)第1項の返れい金
 (3) 第12条(積立期間満了時返れい金の支払)第1項本文の積立期間満了時返れい金
 (4) 普通約款第1条(当会社の支払責任)の保険金

第4条(追加保険料の払込猶予および保険契約の効力)
 普通約款第19条(保険料の返還または請求—更正の申出に対して承認をする場合)第1項第1号もしくは第2号の規定により当会社が請求する保険料または普通約款第34条(契約年輪または性別の誤りの処理)第1項第2号もしくは第2項の規定により当会社が請求する保険料については、当会社が普通約款第18条(告知義務)第3項第3号の規定による承認をした日または普通約款第34条(契約年輪または性別の誤りの処理)第1項第2号もしくは第2項の規定により当会社が保険料を請求した日の属する月の翌月末日(以下この条において「払込期限」といいます。))までに払い込まなければなりません。この場合において、当会社の請求した保険料の払込みかなかったときは、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行った場合には、この限りではありません。

第5条(返れい金の支払—無効および失効の場合)
 ① 保険契約が無効の場合または失効の場合には、当会社は普通約款第23条(保険料の返還—無効および失効の場合)または普通約款第34条(契約年輪または性別の誤りの処理)第1項第1号の規定により支払われるべき返還保険料のほか、次の各号に掲げる返れい金を保険契

約者に支払います。

- (1) 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。に故意および重大な過失がなかったときは、すでに払い込まれたこの特約の保険料（以下「特約保険料」といいます。）に当会社の定める利率（年6分以内）により計算した利息を付した返れい金
- (2) 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。に故意または重大な過失があったときは、別表1 B表により計算した返れい金
- (3) 保険契約が失効の場合には、別表1 A表またはB表により計算した返れい金

② 当会社は、第11条（特約の失効）の規定によりこの特約が失効した場合には、別表1 B表により計算した返れい金を保険契約者に支払います。

③ 当会社が前2項の返れい金（以下この条において「返れい金」といいます。）を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額を、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、返れい金から差し引き、その残額を支払います。

④ 返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、返れい金支払事由が生じた日または第6項および第7項の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。

⑤ 前項の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

⑥ 保険契約者が返れい金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

⑦ 当会社は、別表3に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

⑧ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、返れい金を支払いません。

第6条（返れい金の支払一解除および保険責任の終了の場合）

① 保険契約者が解除されたときまたは普通約款第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により当会社の保険責任が終了したとき、当会社は、普通約款第26条（保険料の返還一解除および保険責任の終了の場合）の規定により支払われべき返還保険料のほか、別表1 A表またはB表により計算した返れい金（以下この条において「返れい金」といいます。）を保険契約者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次条の規定によりこの特約が終了したことを確認できたとき限り返れい金を支払います。

(1) 保険契約の解除前に、傷亡、疾病その他の要介護状態（普通約款に規定する保険金を支払うべき要介護状態をいいます。次号において、同様とします。）の原因となった事由が生じた場合

(2) 保険契約の解除前に、要介護状態になっていた場合

(3) 当会社が、返れい金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額を、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、返れい金から差し引き、その残額を支払います。

④ 当会社が前3項の規定により返れい金を支払う場合には、前条第4項から第8項までの規定を適用します。

第7条（保険金支払による特約の終了）

① 支払対象期間の各月の末日（支払対象期間終了日の属する月については、支払対象期間終了日とします。以下この項において「判定日」といいます。）において、普通約款第1条（当会社の支払責任）の保険金について、次の各号の金額の合計が、保険証券記載の積立期間満了時返れい金の額の5倍に相当する額以上となったときは、この特約は、判定日の午後12時に終了します。

(1) 介護療養費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に被保険者が負担した費用に対して支払われるべき保険金の額

(2) 介護介護費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に対して支払われるべき保険金の額

(3) 臨時費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に被保険者が負担した費用に対して支払われるべき保険金の額

② 前項の場合には、当会社は、特約保険料にかかる返れい金を支払いません。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が一時的に保険契約、保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約または普通約款第13条（保険料の前納）第1項の規定により保険料を前納した保険契約については、当会社は、別表1 C表により計算した返れい金を保険契約者に支払います。

③ 当会社が前項ただし書の返れい金を支払う場合には、第5条（返れい金の支払一解除および失効の場合）第4項から第8項までの規定を適用します。

第8条（契約者貸付）

① 保険契約者は、第5条（返れい金の支払一解除および失効の場合）第1項第3号に規定する別表1 B表により計算した返れい金（振替貸付による貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた残額とします。）の90%の範囲内で、当会社の定めるところに従い貸付（以下「契約者貸付」といいます。）を受けることができます。

② 契約者貸付を受ける場合の取扱いは、別表2のとおりとします。

③ 契約者貸付を受けている場合において、普通約款もしくはこれに付帯された特約に規定する

の保険金請求権または返れい金請求権のいずれかに質権を設定するとき、またはこれらの請求権のいずれかを譲渡するときには、保険契約者はあらかじめ、書面により当会社の承諾を得なければなりません。

第9条（契約者貸付の返済への充当）

当会社は、次の各号に掲げる返れい金等のいずれかを支払う場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、貸付元金合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。

(1) 第5条（返れい金の支払一解除および失効の場合）第1項および第2項の返れい金

(2) 第6条（返れい金の支払一解除および保険責任の終了の場合）第1項の返れい金

(3) 第12条（積立期間満了時返れい金の支払）第1項本文の積立期間満了時返れい金

(4) 普通約款第1条（当会社の支払責任）の保険金

第10条（保険料の振替貸付との関係）

保険契約者は、契約者貸付を受けている場合においても、次の各号の元金合計額を合計した額が第5条（返れい金の支払一解除および失効の場合）第1項第3号に規定する別表1 B表により計算した返れい金をこえない場合を除いて、第3条（保険料の振替貸付）の規定の適用を受けることができます。

(1) 振替貸付による貸付金については、払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算した元金合計額（すでに振替貸付による貸付金があるときは、その元金合計額を含みます。）

(2) 契約者貸付による貸付金については、貸付を受けた日から払込猶予期間の満了日の属する月の翌月末日までについて計算した元金合計額

第11条（特約の失効）

振替貸付による貸付金および契約者貸付による貸付金について、毎月の月末において翌月末日までの元金合計額を計算し、その合計額が第5条（返れい金の支払一解除および失効の場合）第1項第3号に規定する別表1 B表により計算した返れい金をこえるときは、この特約は、その計算を行った月の末日から効力を失います。

第12条（積立期間満了時返れい金の支払）

① 当会社は、積立期間が満了した場合において、保険料全額の払込み（第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特約）第2項の規定に基づき積立期間満了時返れい金から差し引くことによる保険料の払込みおよび振替貸付による保険料の払込みを含みます。）が完了しているときは、保険証券に記載された積立期間満了時返れい金（以下「積立期間満了時返れい金」といいます。）を保険契約者（保険契約者が死亡した場合は、その保険契約者の法定相続人）に支払います。ただし、第2回以降の保険料の払込猶予に関する特約（第2項、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により積立期間満了時返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、積立期間満了時返れい金から差し引き、その残額を支払います。）

② 積立期間満了時返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、積立期間が満了した日（第4項および第5項の積立期間満了時返れい金の請求書類が当会社に到着する日の翌日から起算して20日以内に行います。）の翌日から起算して20日以内に行います。

③ 前項の規定による積立期間満了時返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

④ 保険契約者が積立期間満了時返れい金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

⑤ 当会社は、別表3に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

⑥ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、積立期間満了時返れい金を支払いません。

⑦ 積立期間満了時返れい金請求権は、積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第13条（契約者配当）

① 当会社は、積立期間の初日の属する事業年度末において積立保険金の運用益が当会社の予定した利率（特約保険料、積立期間満了時返れい金等を算出する際に用いた利率をいいます。以下この項において同様とします。）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以降の毎事業年度末において当該事業年度末における積立保険金の運用益と当会社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

② 当会社は、前項の契約者配当準備金を、次の各号に掲げる契約に対して、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、契約者配当金として支払います。

(1) 積立期間が10年を超える保険契約については、積立期間が満了した契約

(2) 積立期間が10年をこえる保険契約については、第10回積立年度末日にこの特約が有効な契約

③ 契約者配当金は、次の各号のいずれかにおいて保険契約者に支払います。

(1) 前項第1号の契約に対しては、積立期間満了時返れい金と同時に支払います。

(2) 前項第2号の契約に対しては、次に掲げる返れい金等のいずれかと同時に支払います。

イ、第5条（返れい金の支払一解除および失効の場合）第1項第3号および第2項の返れい金

ロ、第6条（返れい金の支払一解除および保険責任の終了の場合）第1項の返れい金

ハ、積立期間満了時遅れい金

- ニ、第7条（保険金支払による特約の終了）第1項の規定が適用される場合の保険金
 ④ 当会社は、次の各号に掲げる契約に対しては、契約者当金は支払いません。
 (1) 積立期間が10年の保険契約については、積立期間の満了以前に終了した契約、失効した契約、解除された契約、この特約が終了した契約またはこの特約が失効した契約
 (2) 積立期間が10年をこえる保険契約については、第10回以降の年度末日以前に終了した契約、失効した契約、解除された契約、この特約が終了した契約またはこの特約が失効した契約
 ⑤ 契約者当金の請求方法等については、前条第2項から第6項までの規定を準用します。
 ⑥ 契約者当金請求権は、第2項第1号の契約については積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅し、同項第2号の契約については保険契約の終了日、失効日または解除日の翌日またはこの特約の終了日または失効日の翌日または積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第14条（積立期間満了した後の特約の取扱い）

普通約款第14条（第2回以降の保険料の払込免除）第1項の規定が適用される場合には、特約保険料の払込方法にかかわらず、この特約については、保険料の払込免除が適用される各保険年度の初日において、年額特約保険料の払込みがあったものとして取扱います。

第15条（積立期間満了に伴う特約の終了）

- この特約は、積立期間の満了した時に終了するものとします。
 ① この特約が付帯された保険契約との関係
 ② この特約が付帯された保険契約が積立期間の中途において終了したときは、この特約もまた同時に終了するものとします。
 ③ 第7条（保険金支払による特約の終了）第1項、第11条（特約の失効）または前条の規定によりこの特約が終了または失効した場合には、この特約が付帯された保険契約は、以後この特約の付帯がなかったものとして継続するものとします。

第17条（保険契約の復活時の特約の取扱い）

普通約款第16条（保険契約の復活）の規定により保険契約が復活した場合においても、この特約は復活しないものとします。

第18条（普通約款の適用除外）

普通約款第19条（保険料の返還または請求更正の申出に対して承認をする場合）第2項および普通約款第34条（契約年齢または性別の誤り処理）第3項の規定は適用しません。

第19条（普通約款の読み替え）

- この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。
 (1) 第16条（保険契約の復活）第1項の規定中「第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定により」とあるのは「第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項または積立型基本特約第4条（追加保険料の払込猶予および保険契約の効力）の規定により」、
 (2) 第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「未払込保険料（特約保険料を除きます。以下この条において同様とします。）」、
 (3) 第23条（保険料の返還・無効および失効の場合）第1項から第3項、第26条（保険料の返還・解除および保険責任の終了の場合）および第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第1項第1号の規定中「保険料」とあるのは「保険料から特約保険料を控除した額」。

第20条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

別表1（第5条、第6条、第7条関係）

無効・失効・解約遅れい金表

お客様のご契約の無効・失効・解約遅れい金につきまして、取扱代理店またはお近くの
 安田火災にお問い合わせください。

- (注)
 1. 遅れい金の計算にあたっては、次に掲げる日を基準日とします。
 (1) 第5条（遅れい金の支払～無効および失効の場合）第1項第2号においては、当会社が無効の事実を知った日
 (2) 第5条（遅れい金の支払～無効および失効の場合）第1項第3号においては、この保険契約が失効した日
 (3) 第5条（遅れい金の支払～無効および失効の場合）第2項においては、この特約が失効した日
 (4) 第6条（遅れい金の支払～解除および保険責任の終了の場合）第1項においては、この保険契約が解除された日
 (5) 第7条（保険金支払による特約の終了）第2項ただし書においては、この特約が終了した日
 2. 半年払・月払契約の場合には、上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
 3. 上記積立期間以外の積立期間の契約の場合には、上記積立期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
 4. 保険料の払込期間が積立期間より短い契約の場合には、上記に準じて当会社の定める方法

- によって計算した額を返れいします。
 5. 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
 6. 保険料が前納されている場合には、経過期間分については上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいし、未経過期間分についてはその払い込まれた特約保険料の額に当会社の定める利率および方法により計算した利息を付けて返れいします。
 7. A表、B表およびC表については、その適用区分が次のとおりとします。

- (1) A表を適用する場合
 a. 保険契約が失効した場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったとき。（下記②）b、cまたは③dに該当する場合は除きます。
 b. 普通約款第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により保険契約が終了したとき。（下記③）cに該当する場合を除きます。
 c. 災害救助法発効等の場合に当会社が特別措置を定めるとき。
 d. 普通約款第24条（保険契約の解除）第1項の規定により当会社が保険契約を解除したとき。
 e. 保険金額が同額以上となる新たな積立型基本特約付帯介護付保険契約を締結するため、保険契約者から保険契約解除の申出があったとき。
 (2) B表を適用する場合
 a. 保険契約が無効である場合または失効した場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったとき。（上記①）b、cまたは下記③dに該当する場合は除きます。
 b. 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定により保険契約が失効したとき。
 c. 第4条（追加保険料の払込猶予および保険契約の効力）の規定により保険契約が失効したとき。
 d. 第11条（特約の失効）の規定によりこの特約が失効したとき。
 e. 上記①e以外の事由により保険契約者から保険契約解除（一部解除を含みます。）の申出があったとき。
 f. 上記①d以外で当会社が保険契約を解除したとき。

(3) C表を適用する場合

a. 保険料の払込方法が一時払の場合または保険料の払込期間が積立期間より短い場合において第7条（保険金支払による特約の終了）第1項の規定により保険契約が終了したときは支払限度期間設定特約（期間満了用）第2条（保険契約の失効）または支払限度期間設定特約（65歳満了用）第3条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効したとき。

別表2（第8条関係）

1. 契約者貸付を受けることができる 保険契約者	契約者貸付を受けようとする時においてこの特約が有効であり、かつ過去に保険金の支払がなされていない保険契約の契約者となります。ただし、普通約款もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または遅れい金請求権のいずれかに償還設定もしくは差押等がなされている場合または保険契約者の破産の申立がなされている場合等を除きます。
2. 契約者貸付を受けようとするときに 必要な書類	(1) 契約者貸付を受けようとするときは、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。 a. 当会社の定める契約者貸付申込書 b. 当会社の定める契約者貸付請求書 c. 保険証券 d. 保険契約者の印鑑証明書 (2) 当会社は、(1)以外の書類の提出を求めることができます。
3. 貸付金額の範囲	第8条（契約者貸付）第1項に規定する範囲内で、当会社の定める額を限度とし、1回の貸付につき50,000円以上の金額とします。
4. 貸付期間	(1) 貸付期間は貸付日から1年間とし、貸付期間満了日までに貸付金元利合計額の返済のないときは、1年ずつ延長します。ただし、積立期間満了日を限度とします。なお、この特約が積立期間の中途において終了したときは、貸付期間も終了するものとします。 (2) (1)の貸付日は、貸付金の交付方法が銀行預金口座への振込みである場合には当会社が送金手続を行った日とし、その他の交付方法の場合には別に定める日とします。
5. 貸付利率	(1) 当会社の定める利率によります。 (2) 貸付期間中において(1)の利率が変更されても適用利率は変更しません。 (3) 貸付期間が延長された場合には、延長時における(1)の利率によります。

6. 貸付金の返済	(1) 貸付金は、貸付期間満了日までに、利息とともに返済するものとします。 (2) 貸付期間が延長されたときは、前貸付期間の利息は、新しい貸付金に元本として繰り入れます。
7. 利息の支払	(1) 貸付金に対する利息は、貸付期間1年につき、上記の貸付利率により計算します。 (2) 貸付期間が1年未満のときは、日割計算をします。 (3) 利息は、貸付金を返済するときに同時に支払うものとします。
8. 貸付金の交付・返済の方法	銀行預金口座への振込み等、当会社の定める方法によります。
9. 追加貸付(貸増)	すでに契約者貸付を受けている場合に追加して契約者貸付を受けるときは、追加貸付日現在の既貸付元金合計額と合算した金額を新たな貸付金として貸付を行います。ただし、1.または3.の規定により、貸付が行えない場合は、この限りではありません。

別表3 (第5条、第6条、第7条、第12条、第13条関係)

無効・失効・解除の場合の返れい金および積立期間満了時返れい金等の請求書類

(1) 当会社の定める請求書
(2) 保険証券
(3) 保険契約者の印鑑証明書

(2) 積立期間満了時返れい金等の分割払等に関する特約条項 (契約締結時付帯用)

第1条 (分割払または据置払の選択)

① 当会社は、この特約により、積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)の規定により支払われる積立期間満了時返れい金および契約者貸付金(以下「積立期間満了時返れい金等」といいます。)の全部または一部について、保険契約者の申出に基づき、分割してまたは据え置いて支払います。

② 保険契約者が前項の規定による申出を行う場合には、積立期間満了日までにを行わなければならないとします。

第2条 (分割払または据置払の方法)

① 当会社は、前条第1項の規定による申出に従い、次の各号に掲げるいずれかの方法により、積立期間満了時返れい金等を保険契約者に支払います。

(1) 分割払
当会社の定める方法により、一定年数にわたって年1回、年2回または年4回に分割して支払います。なお、分割払は、積立期間満了日から3年以内の日に開始するものとします。

(2) 据置払
当会社の定める方法により、一定年数据え置いた後支払います。

② 分割して支払う1回の積立期間満了時返れい金等(以下「分割金」といいます。)の額または据え置いて支払う積立期間満了時返れい金等(以下「据置金」といいます。)の額は、保険契約者が申し出た分割払または据置払の対象となる積立期間満了時返れい金等の額に基づき、保険証券記載の保険期間の初日において当会社が定めた利率および方法により計算した額とします。

③ 分割金または据置金の額が当会社の定める額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず分割払または据置払を行いません。
④ 分割金または据置金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、次の各号のとおりに行います。

(1) 分割金の支払は、分割金支払証書に記載された分割金支払日(第6項および第7項の分割金の請求書類が当会社に到着するの分割金支払日以後となる場合には、当該書類が到着した日)の翌日から起算して20日以内に行います。

(2) 据置金の支払は、据置金支払証書に記載された据置金支払日(第6項および第7項の据置金の請求書類が当会社に到着するの据置金支払日以後となる場合には、当該書類が到着した日)の翌日から起算して20日以内に行います。

⑤ 前項の規定による分割金または据置金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

⑥ 保険契約者が分割金または据置金の支払を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

⑦ 当会社は、別表に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

⑧ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、分割金または据置金を支払いません。

第3条 (支払証書)

当会社は、第1条(分割払または据置払の選択)第1項の規定による申出を受けた場合は、基本特約第12条(積立期間満了時返れい金の支払)第2項の規定に基づいて当会社が積立期間満了時返れい金を支払う日までに、積立期間満了時返れい金等の支払に代えて、分割金支払証書または据置金支払証書を保険契約者に交付します。

第4条 (保険契約者の住所変更に関する通知義務)

① 保険契約者が分割金支払証書または据置金支払証書記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者(代理人を含みます。)は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

② 保険契約者(代理人を含みます。)が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第5条 (一括払)

① 保険契約者は、将来受け取べき分割金(以下「未払分割金」といいます。)の一括払または据置期間満了前における据置金の一括払(以下「据置金の中途一括払」といいます。)を背面により当会社に請求することができます。

② 分割金の最終支払日または据置金の支払日までに保険契約者が死亡したときは、未払分割金または据置金をその法定相続人(法定相続人が2名以上いる場合は他の法定相続人を代理する1名の法定相続人)として一括して支払います。

③ 前2項の規定により一括して支払う未払分割金または据置金(以下この条において「一括払金」といいます。)は、当会社の定める利率および方法により計算した額とします。

④ 一括払金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、一括払金支払事由が生じた日または第6項および第7項の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。

⑤ 前項の規定による一括払金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

⑥ 保険契約者が一括払金の支払を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

⑦ 当会社は、別表に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

⑧ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、一括払金を支払いません。

第6条 (分割払配当等)

① 当会社は、毎事業年度末において、未払分割金または据置金の運用益が当会社の定める利率に基づき運用益をこえた金額、そのこえた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た方法により計算された金額を分割払配当等準備金として積み立てます。

② 当会社は、前項の分割払配当等準備金を、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、次の各号のとおりに保険契約者に支払います。

(1) 分割払の場合には、分割払配当金として最終回の分割金と同時に支払います。

(2) 据置払の場合には、据置払配当金として据置金と同時に支払います。

③ 前項の規定にかかわらず、前条の規定により未払分割金の一括払または据置金の中途一括払を行う場合には、当会社は、第1項の分割払配当等準備金を、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、次の各号のとおりに保険契約者に支払います。

(1) 未払分割金の一括払の場合には、分割払配当金として一括して支払う未払分割金と同時に支払います。

(2) 据置金の中途一括払の場合には、据置払配当金として一括して支払う据置金と同時に支払います。

(3) 分割払配当金または据置払配当金の請求方法等については、第2条(分割払または据置払の方法)第4項から第8項までの規定を準用します。

第7条 (時効)

① 分割金請求権または据置金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

② 分割払配当金請求権または据置払配当金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第8条 (特約の継続)

この特約は、基本特約が積立期間の満了によって消滅した場合でも、分割金または据置金の支払が完了するまで継続するものとします。

② 基本特約が、前項以外の事由によって消滅したときは、この特約も消滅します。

第9条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 (第2条、第5条、第6条関係)

分割金または据置金等の請求書類

(1) 当会社の定める請求書
(2) 分割金支払証書または据置金支払証書
(3) 保険契約者の印鑑証明書

(23) 積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約条項 (基本特約用)

第1条 (特約の適用条件)

当会社は、保険料の全額が払い込まれている場合に限り、この特約を適用します。

第2条 (保険料の改定による積立保険料の増額・減額)

① 保険証券記載の積立期間の中途において、この特約が付帯された保険契約に適用されている保険料が改定され保険料を変更する必要があるときは、介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第17条(保険料の返還または請求—保険料の改定の場合)第2項の規定にかかわらず、当会社は、保険料が改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降分の、変更前の保険料と変更後の保険料との差額(以下「差額保険料」といいます。)に基づき、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した額によって、翌保険年度以降分の積立保険料を増額または減額します。

② 当会社は、次の各号に掲げる返れい金のいずれかを支払うときは、前項において積立保険料を増額または減額した額に基づき、それぞれの返れい金の計算方法に準じて積立より計算した額(以下「保険料調整金」といいます。)によって当該返れい金を増額または減額します。

- (1) 積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)第5条(返れい金の支払—無効および失効の場合)第1項第3号および第2項の返れい金
- (2) 基本特約第6条(返れい金の支払—解除および保険責任の終了の場合)第1項の返れい金
- (3) 基本特約第7条(保険金支払による特約の終了)第2項ただし書の返れい金
- (4) 基本特約第12条(積立期間満了時返れい金の支払)第1項本文の積立期間満了時返れい金

第3条 (積立保険料減額の場合の例外)

保険料の改定により保険料を変更する必要がある場合であっても、差額保険料を追徴すべき場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当会社は、前条の規定は適用しません。

- (1) 保険契約者から前条の取扱いについてあらかじめ反対の申出があったとき。
- (2) 差額保険料が、払込期日における基本特約第5条(返れい金の支払—無効および失効の場合)第1項第3号に規定する別表1B表により計算した返れい金(すでに前条第1項の差額保険料があるときは、差額保険料にかかる保険料調整金相当額を差し引き、または合算し、基本特約第3条(保険料の振替貸付)の貸付金または同第8条(契約者貸付)の貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額とします。)をこえるとき。
- (3) 普通約款第17条(保険料の返還または請求—保険料の改定の場合)第3項の規定により、保険契約者が保険金額の減額を申し出たとき。

第4条 (保険料の振替貸付および契約者貸付との関係等)

基本特約第3条(保険料の振替貸付)第1項、同第8条(契約者貸付)第1項、同第10条(保険料の振替貸付)との関係)および同第11条(特約の失効)に規定する別表1B表により計算した返れい金の額は、第2条(保険料の改定による積立保険料の増額・減額)第2項に規定する保険料調整金相当額を差し引いた額または合算した額とします。

第5条 (基本特約との関係)

- ① 基本特約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- ② 基本特約が保険期間の中途において終了または失効したときは、この特約もまた同時に終了または失効するものとします。

(24) 中途返れい金支払特約条項

第1条 (中途返れい金の支払)

① 当会社は、この特約により、保険証券記載の中途返れい金支払日(以下「中途返れい金支払日」といいます。)の前日の午後12時までに保険契約が有効である場合において、払込期日が到来している保険料金額の払込み(積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)第3条(保険料の振替貸付)の規定に基づく振替貸付による保険料の払込みを含みます。)が完了したときは、保険証券に記載された中途返れい金(以下「中途返れい金」といいます。)を保険契約者に支払います。ただし、基本特約第3条(保険料の振替貸付)第3項および同第9条(契約者貸付の返済への充当)ならびに第4条(基本特約の適用方法)第4号および第5号の規定により中途返れい金から差し引くべき額があるときはこれらの合計額を、中途返れい金から差し引き、その残額を支払います。

② 中途返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、中途返れい金支払日(第4項および第5項の中途返れい金の請求書類が当社に到着するの日の中途返れい金支払日以後となる場合には、当該書類が到着した日)の翌日から起算して20日以内に行います。

③ 前項の規定による中途返れい金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

④ 保険契約者が中途返れい金の支払を受けようとするときは、別表1に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

⑤ 当会社は、別表1に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

⑥ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、中途返れい金を支払いません。

⑦ 中途返れい金請求権は、中途返れい金支払日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅

します。

第2条 (中途返れい金の措置払)

① 当会社は、前条第1項の規定により支払われる中途返れい金について、保険契約者から申出があった場合には、当会社の手続きを行う場合に備えて置いて返れい金を支払日までに

② 保険契約者が前項の規定による申出を行う場合において、中途返れい金支払日までに行わなければならない事項です。

③ 第2項の規定により置いていた中途返れい金(以下「措置中途返れい金」といいます。)は、保険契約者から支払の請求があったときは、保険契約が終了したとき、失効したとき、もしくは解除されたときまたは保険証券記載の措置期間が到来したときに、保険契約者に支払います。この場合において支払う措置中途返れい金の額は、当会社が定める利率および方法により計算した額とします。

④ 措置中途返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がない限り、前項に規定する支払事由が生じた日(第6項および第7項の措置中途返れい金の請求書類が当社に到着するの日の前項に規定する支払事由が生じた日以後となる場合には、当該書類が到着した日)の翌日から起算して20日以内に行います。

⑤ 前項の規定による措置中途返れい金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

⑥ 保険契約者が措置中途返れい金の支払を受けようとするときは、別表1に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

⑦ 当会社は、別表1に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

⑧ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、措置中途返れい金を支払いません。

⑨ 前条第7項の規定にかかわらず、措置中途返れい金請求権は、第3項に規定する支払事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第3条 (措置払配当)

① 当会社は、前条の規定により中途返れい金を措置した場合には、毎事業年度末において措置中途返れい金の運用益が当会社の定める利率に基づき運用益をこえたとき、このこえた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した金額を措置払配当準備金として積み立てます。

② 当会社は、前項の措置払配当準備金を、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、措置払配当金として支払います。

③ 措置払配当金は、措置中途返れい金と同時に保険契約者に支払います。

④ 措置払配当金の請求方法等については、前条第4項から第8項までの規定を準用します。

⑤ 措置払配当金請求権は、前条第3項に規定する支払事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第4条 (基本特約の適用方法)

この特約が付帯した保険契約については、基本特約の規定を次の各号のとおり適用します。① 基本特約第5条(返れい金の支払—無効および失効の場合)第1項第1号の規定により保険料を返れい金する場合において、すでに支払った中途返れい金(措置中途返れい金を除きます。以下この号において同様とします。)、すでに支払った措置中途返れい金および措置払配当金(以下この号において「既払中途返れい金等」といいます。)があるときは、当会社は、既払中途返れい金等(中途返れい金については、当該中途返れい金と、措置中途返れい金については、当会社の定める方法により計算した額とします。)に当会社の手続きによる利率(年6分以内)によって計算した利息を付した額を、すでに払い込まれた保険料に当会社の定める利率(年6分以内)によって計算した利息を付した額から差し引き、その残額を返れい金とします。

② 基本特約第5条(返れい金の支払—無効および失効の場合)第1項第2号の規定により返れい金を支払う場合において、措置中途返れい金があるときは第2条(中途返れい金の措置払)第3項および前条の規定を準用して計算した額と基本特約第5条(返れい金の支払—無効および失効の場合)第1項第2号の規定により計算した返れい金の合計額を支払います。

③ 基本特約第3条(保険料の振替貸付)第1項、同第5条(返れい金の支払—無効および失効の場合)第1項第2号および第3号、同第6条(返れい金の支払—解除および保険責任の終了の場合)第1項、同第7条(保険金支払による特約の終了)第2項、同第8条(契約者貸付)第1項、同第10条(保険料の振替貸付)との関係)ならびに同第11条(特約の失効)の規定中の基本特約別表1A表、B表またはC表による返れい金の計算は、次のとおり行います。

イ、保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の保険契約、保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約のうち保険料の払込が終了した保険契約または介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第13条(保険料の前納)第1項の規定により保険料を前納した保険契約については、積立期間満了時返れい金に対し基本特約別表1を適用して計算し、さらに中途返れい金支払日が到来していない中途返れい金がある場合には、当該中途返れい金に対しそれぞれ基本特約別表1「積立期間満了時返れい金」とあるのを「中途返れい金」、「積立期間」とあるのを「積立期間の初日から中途返れい金支払日までの期間」と読み替えて基本特約別表1を適用して計算した額の合計額を加算します。

ロ、この号イの保険契約および保険料の一部一時払に関する特約(以下「一部一時払特約」といいます。)が付帯された保険契約以外の保険契約についての計算は、次のとおり行い

ます。

a. 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、積立期間満了時遅れい金に対し基本特約別表1を適用して計算し、保険料の払込みが終了する保険年度の翌保険年度以後に中途返れい金支払日が到来する中途返れい金がある場合には、当該中途返れい金に対しそれぞれ基本特約別表1中「積立期間満了時遅れい金」とあるのを「中途返れい金」、「積立期間」とあるを「積立期間の初日からそれぞれ中途返れい金支払日まで」の期間」と読み替えて基本特約別表1を適用して計算した額の合計額および保険料の払込みが終了する保険年度の末日以前に支払日が到来した中途返れい金がある場合には、当該中途返れい金に対しそれぞれ基本特約別表1中「積立期間満了時遅れい金」とあるのを「中途返れい金に対しそれぞれ中途返れい金支払特約別表2の係数を乗じて得た額の合計額」、「積立期間」とあるを「積立期間の初日から保険料の払込みが終了する保険年度の保険年度末までの期間」と読み替えて基本特約別表1を適用して計算した額を加し、さらに既に中途返れい金支払日が到来した中途返れい金（既に支払われたものおよび置き置かれているものをすべて含みます。）がある場合には、当該中途返れい金に対しそれぞれ基本特約別表1 A表による返れい金についてはこの特約別表3の係数を、基本特約別表1 B表による返れい金についてはこの特約別表4の係数を乗じて得た額の合計額を差し引いて計算します。

b. 上記a以外の保険契約については、基本特約別表1中「積立期間満了時遅れい金」とあるのを「中途返れい金に対しそれぞれ中途返れい金支払特約別表2の係数を乗じて得た額の合計額を積立期間満了時遅れい金に加した額」と読み替えて基本特約別表1を適用して計算し、さらに、すでに中途返れい金支払日が到来した中途返れい金（すでに支払われたものおよび置き置かれているものをすべて含みます。）がある場合には、当該中途返れい金に対しそれぞれ、基本特約別表1 A表による返れい金についてはこの特約別表3の係数を、また基本特約別表1 B表による返れい金についてはこの特約別表4の係数を乗じて得た額の合計額を差し引いて計算します。

八、一部一時払特約が付帯された保険契約については、一部一時払特約第6条（積立型基本特約条項が付帯された場合の取扱）第2項第2号の規定にかかわらず、この号およびロの規定に基づき、一時払保険料部分については一時払の場合の規定、分割払保険料部分については当該分割払の場合の規定をそれぞれ適用して行います。

- 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第3項第4号の次に第5号として「(5) 中途返れい金支払特約第1条（中途返れい金の支払）第1項本文の中途返れい金」を追加します。
- 基本特約第7条（保険金支払による特約の終了）第1項の規定中「保険証券記載の積立期間満了時遅れい金の額の5倍」とあるのを「保険証券記載の積立期間満了時遅れい金および中途返れい金の合計額の5倍」と読み替えて適用します。
- 基本特約第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定中「返済に充当した後、残額を支払うもの」とあるのを「返済に充当し、残額を全額支払うもの」と読み替え、同項第1号の次に第5号として「(5) 中途返れい金支払特約第1条（中途返れい金の支払）第1項本文の中途返れい金」を追加します。

第5条（運用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款および基本特約の規定を準用します。

別表1（第1条、第2条、第3条関係）

中途返れい金等の請求書様

(1) 当会社の定める請求書
(2) 保険証券
(3) 保険契約者の印鑑証明書

別表2・別表3・別表4（第4条関係）

お客様のご契約の係数につきましては、取扱代理店またはお近くの安田火災にお問い合わせください。

(25) 団体扱保険料分割払特約条項（一般A）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- 保険契約者が公社、公開、非公開の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与を支拂を受けていること。
- 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に関する旨前による規定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限り。
 - 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下この条において「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一

般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記イ、のただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限る。

(3) 保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾して行うこと。

イ. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
ロ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

- 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。
- 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。

第4条（保険料滞り前の事故）

保険期間が始まった後、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

- 第1回分割保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償係数普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合
- 第1回分割保険料の領取前に、要介護状態となった事由

第5条（追加保険料の払込み）

普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければならない。

保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

- 追加保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領取前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領取の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領取した保険料の合計額に対する保険料領取証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の効力または解除）

- この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
 - 集金契約が解除された場合
 - 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体に係る特約を付帯した保険契約者を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
③ 第1項第1号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）においてその旨を通知します。

第8条（特約の効力または解除後の未払込分割保険料の払込み）

- 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。
- 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額を払い込まないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 - 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領取するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領取するまでの間に、要介護状態となった場合
- 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込額および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（積立型基本特約以

下「基本特約」といいます。付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に満了するまでの期間」。

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分別保険料および払込期日が到来している未払込保険料」。

(3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

① 第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の払込期間の初日应当日となります。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができず。

第10条（特約失効の特例）

① 基本特約付帯契約の場合には、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の給付支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、この特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに未払込分別保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。ただし、この未払込分別保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条（新築費用担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に新築費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項第4条（保険料領収前の事故）、同第5条（追加保険料の払込み）第2項および同第8条（特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み）第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合」、「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第12条（所得補償特約または要介護状態による喪失所得補償特約が付帯された場合の取扱い）
この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第4条（保険料領収前の事故）において
「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありませぬ。」
(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 第1回分割別保険料の領収前に、要介護状態となった場合
とあるのは
「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありませぬ。」
(1) 第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
(2) 第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能
(2) 第5条（追加保険料の払込み）第2項において
(2) 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありませぬ。
(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合
とあるのは
「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありませぬ。」
(1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能
(3) 第8条（特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み）第2項において
「前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」
(1) 集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合
とあるのは
「② 前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

第13条（傷害による死亡・後遺障害担保特約（所得補償特約用）または傷害による死亡・後遺障害担保特約（喪失所得補償特約用）が付帯された場合の取扱い）
この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第4条（保険料領収前の事故）において
「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありませぬ。」

(1) 第1回分割別保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 第1回分割別保険料の領収前に、要介護状態となった場合
とあるのは
「保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分割別保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割別保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありませぬ。」

(2) 第5条（追加保険料の払込み）第2項において
(2) 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありませぬ。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合
とあるのは
「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(3) 第8条（特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み）第2項において
(2) 前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」
(1) 集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
(2) 集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合
とあるのは
「② 前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(26) 団体扱保険料分割払特約条項（一般B）

第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

(2) 次のいずれかの場合と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

イ。保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）の団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

ロ。保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ。保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

ロ。上記イ。により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か半年保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割別保険料の払込み）

① 保険契約者は、第1回分割別保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければならない。② 第2回以降の分割別保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。③ 第4条（保険料領収前の事故）

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割別保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありませぬ。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」といいます。）以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条（追加保険料の払込み）

① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

(3) 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

(4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体様に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号の事実が発生したときまたは住所の発生により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該年度の年度の平均保険料から、すでに払い込まれた当該年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（積立型基本特約以下「基本特約」といいます。）付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替付付）の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

(3) 基本特約第3条（保険料の振替付付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

第9条（特約の失効または解除後の翌年度以降の保険料の払込方法）

① 第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌年度以降の保険料の払込方法は、平払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日即当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることがあります。

第10条（特約失効の特例）

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2

回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条（葬祭費用担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に葬祭費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項第4条（保険料領収前の事故）、同第5条（追加保険料の払込み）第2項および同第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合」、「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第12条（所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い）この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第1回分割保険料の領収前に

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

「とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(2) 第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能

」

(2) 第5条（追加保険料の払込み）第2項において

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。」

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

」

④ 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。」

(1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

」

(3) 第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）第2項において

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

とあるのは

「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

」

第13条（傷害による死亡・後遺障害担保特約（所得補償特約用）または傷害による死亡・後遺障害担保特約（要介護状態による喪失所得担保特約用）が付帯された場合の取扱い）この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第1回分割保険料の領収前に

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分割保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。」

(2) 第5条（追加保険料の払込み）第2項において

「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいず

れかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合
とあるのは

「(2) 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(3) 第8条(特約の失効または解除後の未払込別割保険料の払込み)第2項において

「(2) 前項に規定する期間内に未払込別割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日または解除日から未払込別割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日または解除日から未払込別割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合
とあるのは

「(2) 前項に規定する期間内に未払込別割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日または解除日から未払込別割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(27) 団体保険料分割払特約条項(一般C)

第1条(特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が、公的に、定額、会社等の企業体(法人・個人)の別を問いません。)に勤務し、毎月その企業体から預金口座への振込みにより給与の支払を受けていること。

(2) 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。

イ、保険契約者が給与の支払を受けている企業体(以下「団体」といいます)。
ロ、団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織

(3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます)に、次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ、保険契約者が指定する預金口座(以下「指定口座」といいます)から、預金口座振替により、保険料を給与支払日後の最初の集金日(以下「集金日」といいます)に集金すること。

ロ、上記イ、により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条(保険料の分割)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料(この保険契約に定められた1か年保険料をいいます。以下同様とします)を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割保険料の払込み)

① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直轄当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態(介護補償普通保険約款(以下「普通約款」といいます)第1条(当会社の支払責任)に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします)の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条(追加保険料の払込み)

① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条(追加保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」とい

います。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等から1か月以内に当会社に支払った場合には、この限りではありません。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日から1か月以内に集金されなかったこと。

(3) 保険契約者が毎月給与振込口座への振込みによる給与の支払を受けなくなったこと。

(4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく(保険料の集金を行わなかった旨の)通知を受けたこと。

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の団体扱いに係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、速部なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款第21条(保険契約者等の住所変更に関する通知義務)第1項の規定による通知があったときは、その住所または通知先をいいます)にあててその旨を通知します。

第8条(特約の失効または解除後の未払込別割保険料の払込み)

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込別割保険料(当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込別割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込別割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込別割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込別割保険料について普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込適子および保険契約の効力)第2項および同第16条(保険契約の復活)(積立型基本特約(以下「基本特約」といいます)付帯契約の場合は普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込適子および保険契約の効力)第2項および基本特約第3条(保険料の抵替貸付))の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込適子および保険契約の効力)第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日よりその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条(保険契約の復活)第2項の規定中「払込期日が到来している未払込別割保険料」とあるのは「未払込別割保険料および払込期日が到来している未払込別割保険料」

(3) 基本特約第3条(保険料の抵替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

④ 第7条(特約の失効または解除)第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

⑤ 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができず。

第10条(特約失効の特例)

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込別割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込別割保険料の払込みについては、基本特約第2条(第2回以降の保険料の払込適子に関する特例)第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条(退職者等に関する特例)

① 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体扱いに係る保険契約を締結することが認められている退職者である場合は、第1条(特約の適用)の規定にかかわらず、この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしていることと適用されます。

(1) 団体または団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。

(2) 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
イ、保険契約者の指定口座から、預金口座振替により、保険料を集金手続きを行い得る最初の集金日に集金すること。

ロ、上記イ、により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

② 前項の場合、第7条(特約の失効または解除)第1項の適用にあつては、同項にいう集金不能日等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときに、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日とします。

(1) 集金契約が解除されたこと。

- (2) 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が前項第2号イ、の集金日から1か月以内に集金されなかったこと。
 (3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなかった旨の通知を受けたこと。

第12条 (葬祭費用担保特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に葬祭費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約第4条（保険料領収前の事故）、同第5条（追加保険料の払込み）第2項および同第8条（特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み）第2項の規定で「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合」、「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡」と読み替えて適用します。

第13条 (所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い)
 この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第4条（保険料領収前の事故）において
 「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分別保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。
 (1) 第1回分別保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 第1回分別保険料の領収前に、要介護状態となった場合」

とあるのは
 「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、第1回分別保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。
 (1) 第1回分別保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
 (2) 第1回分別保険料の領収前に始まった就業不能」

(2) 第5条（追加保険料の払込み）第2項において
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りであります。

- (1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
 (2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能
 (3) 第8条（特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み）第2項において
 「② 前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 (1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合」

とあるのは
 「② 前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能
 (2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

第14条 (傷害による死亡・後遺障害担保特約（所得補償特約用）または傷害による死亡・後遺障害担保特約（要介護状態による喪失所得担保特約用）が付帯された場合の取扱い)
 この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第4条（保険料領収前の事故）において
 「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分別保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りであります。
 (1) 第1回分別保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 第1回分別保険料の領収前に、要介護状態となった場合」

とあるのは
 「保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分別保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 第5条（追加保険料の払込み）第2項において
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のい

れかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りであります。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合」

とあるのは
 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

- (3) 第8条（特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み）第2項において
 「② 前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合」

とあるのは
 「② 前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(28) 団体扱保険料分割払特約条項

第1条 (特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 (1) 保険契約者が給与の支払を受けている官公庁、会社などの団体（以下「団体」といいます。）と当会社との間に「保険料集金に関する契約」として「団体契約」といいます。）が締結されていること。
 (2) 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分別保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分別保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、第1回分別保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
 ② 第2回以降の分別保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分別保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。
 (1) 第1回分別保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合
 (2) 第1回分別保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条 (追加保険料の払込み)

- ① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、団体を經ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 ② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りであります。
 (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効)

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことに伴って団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
 (1) 集金契約が解除された場合
 (2) 保険契約者が団体が毎月給与の支払を受けなくなったとき、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
 (3) 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

② 前項第1号の事実が発生したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

第8条 (特約失効後の未払込分割保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは、集金不能日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料(当該保険年度の年額保険料のうち、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を団体を経ることなく、一時に当該当会社に支払うなければなりません。
- ② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
- (1) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - (2) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合
- ③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および同第16条(保険契約の復活)(積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)付帯契約の場合は普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および基本特約第3条(保険料の振替付付)の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。
- (1) 普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
 - (2) 普通約款第16条(保険契約の復活)第2項の規定中「払込期日」が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」
 - (3) 基本特約第3条(保険料の振替付付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日」

第9条 (特約失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- ① 第7条(特約の失効)第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日应当日とします。
- ② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

第10条 (特約失効の特例)

- ① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日(将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条(第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例)第2項の規定を準用するものとします。
- ② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条 (葬費費用担保特約が付帯された場合の取扱い)

- この特約が付帯された保険契約に葬費費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項第4条(保険料領収前の事故)、同第5条(追加保険料の払込み)第2項および同第8条(特約の失効後の未払込分割保険料の払込み)第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合」、「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第12条 (所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い)

- この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。
- (1) 第4条(保険料領収前の事故)において「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

- (1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

- 「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

- (1) 第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
- (2) 第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能

」

- (2) 第5条(追加保険料の払込み)第2項において「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

- 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

- (1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
- (2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

- (3) 第8条(特約の失効後の未払込分割保険料の払込み)第2項において

- 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」

- (1) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

とあるのは

- 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。」

- (1) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能
- (2) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

」

- 第13条 (指定による死亡・後遺障害担保特約(所得補償特約用)または傷害による死亡・後遺障害担保特約(要介護状態による喪失所得担保特約用)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第4条(保険料領収前の事故)において「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

- (1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

- 「保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分割保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

- (2) 第5条(追加保険料の払込み)第2項において

- 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

- 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

- (3) 第8条(特約の失効後の未払込分割保険料の払込み)第2項において

- 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」

- (1) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

とあるのは

- 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故または被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

- (2) 9) 団体扱保険料分割払特約条項 (口座振替用)

第1条 (特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が官公署(定数、公団、その他の特殊法人を含みます。以下同様とします。)に勤務し、毎月その官公署から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの上記と当会社との間に「保険料集金に関する契約」(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。

イ。保険契約者が給与の支払を受けている官公署(以下「団体」といいます。)

ロ。団体に勤務する者によって構成されており、かつ、団体に勤務する者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織

3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。)

次にこの委託者、集金者がそれを承諾していること。

イ。保険契約者が指定する預金口座(以下「指定口座」といいます。)から、預金口座振替により、保険料を給与支払日後の最初の集金日(以下「集金日」といいます。)に集金すること。

ロ。上記イ。により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の分別払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か月分保険料をいいます。）以下同様とします。を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

- 1 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集合契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- 2 第2回以降の分割保険料は、集合契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければならない。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集合契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

- 1 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態（介護補償保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。）の原因となった事由が生じた場合
- 2 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条（追加保険料の払込み）

- 1 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところにより、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その金額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- 2 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

- 1 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- 2 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- 1 この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した時、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときはその事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等から1か月以内に当社に支払った場合には、この限りではありません。

- 1 集合契約が解除されたこと。
- 2 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日から1か月以内に集金されなかったこと。
- 3 保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。
- 4 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料を集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

- 2 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険契約者を締結している場合は1名と数えます。）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

- 3 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときまたは前項の規定により当社がこの特約を解除したときは、当社は、遅滞なく、書面をもって、保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）

第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）

- 1 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日まで、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

- 2 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

- 1 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を前取するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- 2 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を前取するまでの間に、要介護状態となった場合

- 3 当社および、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（前置型基本特約（以下「基本特約」といいます。）付帯契約の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次とおり読み替えるものとします。）第1項普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

- 2 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保

険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」、（3）基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- 1 第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された年度の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日相当日とします。

第10条（特約失効の特約）

- 1 基本特約付帯契約の場合には、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特約）第2項の規定を準用するものとします。

- 2 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第11条（退職者等に関する特約）

- 1 保険契約者が、団体の福利厚生制度の一環として団体扱に係る保険契約を締結することが認められている退職者等である場合は、第1条（特約の適用）の規定にかかわらず、この特約は、次の各号のいずれかに該当する条件がすべて満たしているときに適用されます。

- 1 団体がまたは団体に勤務する者によって構成されており、かつ団体に勤務する者の生活の安定もしくは福祉の向上に寄与することを目的として設立された組織と当会社との間に集合契約が締結されていること。

- 2 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
イ、保険契約者の指定口座から、預金口座振替により、保険料を集金手続きを行い得る最初の集金日を集金すること。

- ロ、上記により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

- 2 前項の場合、第7条（特約の失効または解除）第1項の適用にあたっては、同項にいう集金不能日等は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日とします。

- 1 集合契約が解除されたこと。

- 2 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が前項第2号イ、の集金日から1か月以内に集金されなかったこと。

- 3 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

第12条（葬祭費用担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に葬祭費用担保特約が付帯されている場合には、当社は、この特約条項第4条（保険料領収前の事故）、同第5条（追加保険料の払込み）第2項および同第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合」、「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第13条（所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- 1 第4条（保険料領収前の事故）において「保険期間が始まった後でも、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集合契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

- 1 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

- 2 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

- 2 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

- 1 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

- 2 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

- 2 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款また

は他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

(3) 第8条(特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み)第2項において

「第②前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

とあるのは

「第②前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

第14条(傷害による死亡・後遺障害担保特約(所得補償特約)または傷害による死亡・後遺障害担保特約(要介護状態による喪失所得担保特約)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第4条(保険料領収前の事故)において

「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分別保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 第1回分別保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分別保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

「保険期間が始まった後でも、当会社は、第1回分別保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分別保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(2) 第5条(追加保険料の払込み)第2項において

「第②前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは

「第②前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

第30 集団扱に関する特約条項

第1条(特約の適用)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が保険証券記載の集団(以下「集団」といいます。)の構成員(当該集団自身および当該集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。)であり、かつ、集団扱に関する特約に係る保険契約を締結することと認められている者であること。

(2) 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。

(3) 保険契約者が、当会社と(以下「集金契約」を締結した者(以下「集金者」といいます。))に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

イ、集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。

ロ、上記イ、により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条(保険料の払込方法)

① 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料の全額もしくは年額保険料(この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。)を一括して払い込むことま

たは年額保険料を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

② 保険契約者が保険料の全額または年額保険料を一括して払い込む場合は、保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

③ 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、第1回分別保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

④ 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態(介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。))第1条(当会社の支払責任)に定める「要介護状態、をいいます。以下同様とします。)の原因となった事由が生じた場合

(2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第4条(追加保険料の払込み)

① 普通約款または他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条(特約の失効または解除)

この特約は、次の各号のいずれかに該当する「事実が発生した」場合、第1号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。))から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等から1か月以内に当会社に支払った場合には、この限りではありません。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日から1か月以内に集金されなかったこと。

(3) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなかった旨の通知を受けたこと。

② 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の集団扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

③ 第1項第1号もしくは第3号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款第21条(保険契約者等の住所変更に関する通知義務)第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。))

第7条(特約の失効または解除後の未払込分別保険料等の払込み)

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日属する月の翌月末日までに未払込分別保険料または未払込分別保険料(当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分別保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下「未払込分別保険料等」といいます。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分別保険料等の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料等の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料等の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分別保険料等について普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および同第16条(保険契約の復活)(積立基本特約(以下「基本特約」といいます。))基本特約付帯契約の場合は普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および基本特約第3条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとし

- ます。
- (1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- (2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料等および払込期日が到来している未払込保険料」
- (3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

第8条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- ① 第6条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、保険料の全額を一括して払い込む場合を除き年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とする。
- ② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができず。

第9条（特約失効の特例）

- ① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失いません。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料等の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料等の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。
- ② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

第10条（葬費費用担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に葬費費用担保特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項第3条（保険料領収前の事故）、同第4条（追加保険料の払込み）第2項および同第7条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合」、「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡した場合」と読み替えて適用します。

第11条（所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）において
- 「 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。
- (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合」とあるのは
- 「 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。
- (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
- (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能
- (2) 第5条（追加保険料の払込み）第2項において
- 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りであります。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合」とあるのは
- 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りであります。
- (1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能
- (2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能
- (3) 第7条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）第2項において
- 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
- (1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、

要介護状態となった場合

- とあるのは
- 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。
- (1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能
- (2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能
- 第12条（傷害による死亡・後遺障害担保特約（所得補償特約用）または傷害による死亡・後遺障害担保特約（要介護状態による喪失所得担保特約用）が付帯された場合の取扱い）**
- この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。
- (1) 第3条（保険料領収前の事故）において
- 「 保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。
- (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合」とあるのは
- 「 保険期間が始まった後でも、当会社は、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。
- (2) 第4条（追加保険料の払込み）第2項において
- 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りであります。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合」とあるのは
- 「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) 第7条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）第2項において
- 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
- (1) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合」とあるのは
- 「② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、集金不能日等または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

(3) 団体にによる集金扱に関する特約条項

第1条（特約の適用）

この特約条項は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 団体と当社との間に「介護補償保障団体にによる集金扱保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

- (2) 保険契約者と団体の間に次のことについて同意があること。
- イ、保険契約者から集金契約に定める集金日（以下「集金日」といいます。）に保険料を集金すること。
- ロ、上記により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと

第2条（保険料の払込方法）

- ① 当会社は、この特約条項により、保険契約者が保険料の全額もしくは年額保険料（この保険契約に定められた1か半年分保険料をいいます。以下同様とします。）を一括して払い込むことまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。
- ② 保険契約者が保険料の全額または年額保険料を一括して払い込む場合は、保険料を保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ③ 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。

(1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態(介護補償保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます)第1条(当会社の支払責任)に定める「要介護状態」をいいます。以下同様とします。)の原因となった事由が生じた場合

(2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第4条 (追加保険料の払込み)

① 普通約款および他の特約条項が付帯されている場合にはそれぞれの特約条項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条 (保険料領収後の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日から1か月以内に当会社に支払った場合には、この限りではありません。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日から1か月以内に集金されなかったこと。

(3) 当会社が、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の集金地に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

② 第1項第1号もしくは第3号の事実が発生したときは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遡前なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款第21条(保険契約者等の住所変更に関する通知義務)第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。)

第7条 (特約の失効または解除後の未払込分別保険料等の払込み)

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日の属する月の翌月末日までに未払込保険料または未払込分別保険料(当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分別保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下「未払込分別保険料等」といいます。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分別保険料等の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料等の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料等の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分別保険料等について普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および同第16条(保険契約の復活)(前立型基本特約(以下「基本特約」といいます。))付帯契約の場合は普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項および基本特約第3条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条(保険契約の復活)第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分別保険料等および払込期日が到来している未払込保険料」

(3) 基本特約第3条(保険料の振替貸付)第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

第8条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

① 第6条(特約の失効または解除)第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または

同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、保険料の全額を一括して払い込む場合を除き年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日迄当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができず。

第9条 (特約失効の特例)

① 基本特約付帯契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、翌期満期満了の日の属する月の前月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分別保険料等の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければならない。ただし、この未払込分別保険料等の払込みについては、基本特約第2条(第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例)第2項の規定を準用するものとします。

② 保険料の払込期間が償立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

③ 第10条(葬祭費用担保特約が付帯された場合の取扱い)の特約が付帯された場合には、当会社は、この特約条項第3条(保険料領収前の事故)同第4条(追加保険料の払込み)第2項および同第7条(特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み)第2項の規定中「傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合」とあるのは「傷害、疾病その他の死亡の原因となった事由が生じた場合」、「要介護状態となった場合」とあるのは「死亡した死亡」と読み替えて適用します。

④ 第11条(所得補償特約または要介護状態による喪失所得担保特約が付帯された場合の取扱い)の特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、この特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

(1) 第3条(保険料領収前の事故)において「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

(2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは「保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、当会社は、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」

(3) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(4) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に始まった就業不能

(5) 第4条(追加保険料の払込み)第2項において「保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

とあるのは「保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」

(1) 追加保険料の領収前に被った身体障害による就業不能

(2) 追加保険料の領収前に始まった就業不能

(3) 第7条(特約の失効または解除後の未払込分別保険料の払込み)第2項において「前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

とあるのは「前項に規定する期間内に未払込分別保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する就業不能については、保険金を支払いません。」

(1) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能

(2) 集金不能日等または解除日から未払込分別保険料の全額を領収するまでの間に始まった就業不能

第12条(傷害による死亡・後遺障害担保特約(所得補償特約用)または傷害による死亡・後遺障害担保特約(要介護状態による喪失所得担保特約用)が付帯された場合の取扱い)この特約が付帯された保険契約に所得補償特約が付帯されている場合には、当会社は、こ

の特約条項の規定を次の各号のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）において
「保険期間が始まった後も、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」
 - (1) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - (2) 前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合とあるのは
「保険期間が始まった後も、当会社は、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料の領収前に生じた事由によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条第2項の保険料または同条第3項の第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りではありません。」
- (2) 第4条（追加保険料の払込み）第2項において
「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または他に付帯される特約条項にこれと異なる規定がある場合は、この限りではありません。」
 - (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合とあるのは
「② 保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠ったときは、追加保険料の領収前に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」
- (3) 第7条（特約の失効または解除後の未払追加保険料の払込み）第2項において
「② 前項に規定する期間内に未払追加保険料の全額が払込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。」
 - (1) 集金不能日または解除日から未払追加保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - (2) 集金不能日または解除日から未払追加保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合とあるのは
「② 前項に規定する期間内に未払追加保険料の全額が払込まれないときは、集金不能日または解除日から未払追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故によって被った傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。」

③ 初回保険料の口座振替に関する特約条項

- 第1条（特約の適用）
 - ① この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次の各号に掲げる保険料（以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。
 - (1) 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料
 - (2) 保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料（保険料の払込方法が一部一時払の場合には一時払保険料を含みます。）
 - ② 保険契約者がこの特約の適用を依頼しようとするときは、次の各号に掲げる条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関（以下「取扱金融機関」といいます。）に、保険契約締結の時に設置されていること
 - (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振替を委任すること
- 第2条（初回保険料の払込み）
 - ① 初回保険料の払込みは、取扱金融機関ごとに当会社の定める期日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとし、ます。
 - ② 初回保険料払込期日が取扱金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
 - ③ 初回保険料が、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
 - 第3条（責任の始期および終期）
当会社の保険責任は、初回保険料払込期日の属する月の翌月1日（初回保険料払込期日の翌日から初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日）の午前中（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終わります。
 - 第4条（初回保険料の口座振替が行われなかった場合の取扱い）
 - ① 第2条（初回保険料の払込み）の規定による初回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日（以下この条に

おいて「払込期限」といいます。）までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- ② 前条の規定にかかわらず、保険期間が始まった後も、当会社は、初回保険料領収前に生じた事故による損害または損失については保険金（この保険契約に付帯されている特約によって支払われる保険金を含みます。）を支払いません。
 - ③ 第1項の初回保険料の払込みが行われなかった場合において、保険契約者が払込期限までに初回保険料の払込みを行わなかった場合には、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。
 - ④ 前項の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当会社は、介護補償保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、すでに払い込まれた保険料を返還します。
- 第5条（支払限度期間設定特約（65歳未満用）が付帯された場合の取扱い）
この特約が付帯された保険契約に支払限度期間設定特約（65歳未満用）が付帯されている場合には、当会社は、第3条（責任の始期および終期）の規定中「被保険者が死亡したとき」とあるのは「被保険者が65歳に達した日の属する保険年度の末日」と読み替えて適用します。
 - 第6条（有期特約が付帯された場合の取扱い）
この特約が付帯された保険契約に有期特約が付帯されている場合には、当会社は、第3条（責任の始期および終期）の規定中「被保険者が死亡したとき」とあるのは「保険証券に記載された保険期間の末日の午後4時」と読み替えて適用します。
 - 第7条（運用規定）
この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

③ クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

- 第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）
 - ① 当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。
 - ② 前項にいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。
- 第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）
 - ① 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社は、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した（保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。）以後、この特約が付帯された介護補償保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。
 - (1) 当会社がカード会社から保険料相当額を徴収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、この限りではありません。
 - (2) 会員規約等に定める手続が行われない場合
- 第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）
 - ① 当会社は、前条第2項第1号の保険料相当額を徴収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
 - ② 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用して支払した場合において、前項の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、前条第1項の規定を適用します。
 - ③ 保険契約者が前項の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- 第4条（保険料の返還および契約者貸付の特約）
 - ① 普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定より保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、この限りではありません。
 - ② 預立型基本特約付帯契約においては、保険契約者は、当会社がカード会社からの保険料相当額の領収を確認した後でなければ、契約者貸付を受けることができます。なお、前項ただし書の規定は、本項にも準用します。
- 第5条（運用規定）
この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される特約条項の規定を準用します。

34) 先物契約条項

この保険契約の契約締結日が、保険期間の開始日より早い場合には、この条項が適用されます。

この契約については、保険期間開始の時に使用されている保険料および当会社の予定した利率（予定利率）によるものとします。

35) 通信販売に関する特約条項

第1条（保険契約の申込み）

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記載し、当会社または代理店に送付することによって保険契約の申込みをすることができますものとします。

第2条（保険料および保険料の払込み）

① 前条の規定により当会社または代理店が申込書の送付を受けたときは、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、当会社または代理店から、保険料、保険料払込期日、保険料払込方法等を記載した通知書を保険契約者に送付するものとします。

② 保険契約者は、前項の通知書を受け取ったときは、その通知書に従って保険料を払い込まなければなりません。

第3条（保険契約の解除——一時払保険料または第1回保険料不払の場合）

① 当会社は、前条第1項の通知書に記載された保険料について保険料払込期日までに払込がない場合には、この保険契約を解除することができます。

② 当会社は、前項の解除を行う場合には、申込書記載の保険契約者の住所（介護補助通知書普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第21条（保険契約者の住所変更に関する通知書）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

③ 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- ① 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- ② 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- ③ 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

第4条（追加保険料および追加保険料の払込み）

① 普通約款またはこの保険契約に付帯されている他の特約条項の告知義務または通知義務に関する保険料の請求の規定に基づき、当会社が追加保険料の請求を行う場合には、当会社は、追加保険料、追加保険料払込期日、追加保険料払込方法等を記載した通知書を保険契約者に送付するものとします。

② 保険契約者は、前項の通知書を受け取ったときは、その通知書に従って追加保険料を払い込まなければなりません。

③ 当会社は、前2項の規定に従い追加保険料払込期日までに追加保険料が払い込まなかった場合は、当該追加保険料額取前発生した事故については、告知の更正の申し出の承認または通知がなかったものとして取り扱います。

第5条（保険契約の解除——追加保険料不払の場合）

① 当会社は、前条第1項の通知書に記載された追加保険料について追加保険料払込期日までに払込がない場合には、この保険契約を解除することができます。

② 当会社は、前項の解除を行う場合には、申込書記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、将来に向かってのその効力を生じます。

③ 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- ① 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
 - ② 普通約款第35条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
 - ③ 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- ④ 第1項の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または保険契約が解除された日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたとき、この限りではありません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された特約条項の規定を適用します。

36) 介護費用保険契約からの転換に関する特約条項

第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、保険契約者と当会社との間で、すでに締結されている介護費用保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「被転換契約」といいます。）を消滅させて、新たに介護補償保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「転換後契約」といいます。）を締結する場合（以下「転換」といいます。）に適用します。

第2条（転換にあつての条件）

転換にあつては、被転換契約および転換後契約は、次に掲げる各号の条件をすべて充足していなければなりません。

- ① 被転換契約が、第9条（転換日）に定める転換日において有効に存続していること
- ② 被転換契約と転換後契約とは、保険契約者および被保険者が同一人であること
- ③ 転換後契約の次に掲げる保険料が次に定める転換価額をこえるときは、第9条（転換日）に定める転換日の前日までに次に掲げる額と転換価額との差額が払い込まれていること

イ. 転換後契約の保険料の払込方法が一時払の場合には当会社の定める方法により計算された転換後契約の保険料の払込方法が一時払以外の場合には当会社の定める方法により計算された第1回保険料（転換後契約の払込方法が一部一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料を含みます。）

④ その他当会社が定めた条件

第3条（被転換契約の転換価額）

① 被転換契約の転換価額は、次に掲げる各号の金額の合計額とします。ただし、保険契約者が払い込むべき保険料の未払込部分があるときはその額を、積立型基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第3条（保険料の返付貸付）の貸付金または同第8条（契約者貸付）の貸付金があるときはその元利合計額を、次の各号に掲げる金額の合計額から差し引いた残額とします。

- ① 被転換契約の未経過保険料（保険業法施行規則第70条第1項第1号イに定める金額をいいます。以下同様とします。）
- ② 次の金額の合計額

- イ. 被転換契約の基本特約の別表1 A表により計算した返れい金
 - ロ. 被転換契約の基本特約第13条（契約者配当）の規定により算出される契約者配当金
- ② 当会社は、前項第1号の金額を転換後契約の未経過保険料に、前項第2号の金額を転換後契約に付帯された積立型基本特約条項の保険料に充当します。

第4条（保険料の返還）

この特約条項の規定に基づき転換を行った場合において、当会社の定める方法による計算の結果剰余金が発生した場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した額を返還します。

第5条（転換日）

- ① 転換日は、保険契約者が書面をもって転換する旨を当会社に申し出て、当会社が転換日として承認した日とします。
- ② 前項に定める転換日を転換後契約の保険期間の初日とします。
- ③ 被転換契約に対する当会社の保険契約上の責任は、転換後契約の責任開始時に消滅します。

第6条（普通約款の読み替え）

転換の場合に、転換後契約に対する介護補償保険契約普通保険約款第18条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項の規定中「保険契約締結（保険契約の復活を含みます）の適用」とあるのは、同条第1項の規定中「保険契約締結（保険契約の復活を含みます）の際に」または「保険契約を締結する際」、同条第1項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を締結する際」、同条第1項の規定中「保険契約締結書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する記載）の記載事項」または同条第3項3号および同条第4項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の締結を請求する書類の記載事項」、同条第3項第3号の規定中「締結していた」とあるのは「転換していた」とします。

37) 契約内容の異動に関する特約条項

第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、保険契約者と当会社との間で、すでに締結されている保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「異動前契約」といいます。）の契約内容を、異動前契約とは異なる契約内容の保険契約（これに付帯されている特約を含みます。以下「異動後契約」といいます。）とする場合（以下「異動」といいます。）に適用します。

第2条（保険契約を異動する場合の条件）

保険契約を異動する場合には、異動前契約および異動後契約は、次に掲げる各号の条件をすべて充足していなければなりません。

- ① 異動前契約が、第4条（異動日）に定める異動日において有効に存続していること
- ② 異動前契約と異動後契約とは、保険契約者および被保険者が同一人であること
- ③ 第4条（異動日）に定める異動日の前日までに次の額が払い込まれていること。ただし、第3条（保険料の返還）の規定が適用される場合を除きます。

イ. 異動後契約の保険料の払込方法が一時払の場合には当会社の定める方法により計算された追加保険料

ロ. 異動後契約の保険料の払込方法が一時払以外の場合には当会社の定める方法により計算された異動後契約についての初期の保険料（異動後契約の保険料の払込方法が一部一時払の場合には当会社の定める方法により計算された一時払保険料を含みます。）

④ その他当会社が定めた条件

第3条（保険料の返還）

この特約条項の規定に基づき異動を行った場合において、当会社の定める方法による計算の結果剰余金が発生した場合には、当会社は、当会社の定める方法により計算した額を返還します。

第4条（異動日）

- ① 異動日は、保険契約者が書面をもって異動を行う旨を当会社に申し出て、当会社が異動日として承認した日とします。
- ② 被保険者が異動日以降普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、被保険者に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が異動日より前であったときは、当会社は、異動後契約の契約内容により算出された保険金の額と、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- ③ 異動日以降に生じた傷害、疾病その他の要因により、被保険者が普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態になった場合において、異動の請求の際には被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が故意または重大な過失によって、異動を請求する書類の記載事項について、当会社を知っている事実を告げなかったときは不実の事実を告げたときは、当会社は異動後契約の契約内容により算出された保険金の額と異動前契約の契約内容により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第5条（普通約款の読み替え）

異動の場合に、異動後契約に対する契約補償保険約款普通約款第18条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項の規定中「保険契約締結（保険契約の復活を含みます。以下同様とします。）の際には、同条第3項（第2号および同条第6項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約の異動を承認する際」、同条第1項の規定中「保険契約申込書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する書類）の記載事項」とあるのは「保険契約の異動」および同条第4項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の異動を請求する書類の記載事項」、同条第3項第3号の規定中「締結していた」とあるのは「異動を承認していた」とします。

第6条（事実の調査等）

異動を承認する際に、当会社は、特に必要と認めるときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

38) 複数被保険者の包括契約に関する特約条項

当会社は、この特約条項が付帯された保険契約において、被保険者が2名以上である場合には、それぞれ被保険者ごとに、介護補償保険普通約款およびこの保険契約に付帯されている他の特約条項の規定を適用します。

39) 有期特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 継続契約

介護補償保険普通約款以下「普通約款」といいます。に基づく保険契約（以下「介護補償保険契約」といいます。）の保険期間の終了日（その介護補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日）を保険期間の開始日とする介護補償保険契約をいいます。

(2) 初年度契約

前号の継続契約以外の介護補償保険契約をいいます。

第2条（責任の始期および終期）

- ① 当会社の支払責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- ③ 保険期間が開始した場合においても、被保険者の要介護状態（普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する要介護状態をいいます。以下同様とします。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。
 - (1) この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を徴収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態
 - (2) この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を徴収した時までの期間中に開始した要介護状態
 - (3) 傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由が生じた時の介護補償保険契約の保険期間の開始時から、その介護補償保険契約の保険料を徴収した時までの期間中であつたときは、その事由によってその介護補償保険契約の継続契約の保険期間中に開始した要介護状態

第3条（保険期間と支払責任の関係）

- ① 当会社は、保険期間中に要介護状態が開始した場合に限り、保険金を支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

第4条（告知義務）

この保険契約が継続契約である場合には、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由の発生の有無については、告知すべき事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、この限りではありません。

第5条（保険料の返還または請求・更正の申出に対して承認をする場合）

- ① 普通約款第18条（告知義務）第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、次の各号のいずれかに該当する要介護状態については、当会社は、保険金を支払いません。
 - (1) 更正すべき事実を当会社に届けなかった保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を徴収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態
 - (2) 更正すべき事実を当会社に届けなかった保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を徴収した時までの期間中に開始した要介護状態

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡したときは、この保険契約は効力を失います。

第7条（保険料の返還—無効および失効の場合）

① 保険契約が無効の場合または失効した場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料について、無効の場合にはその全額を返還し、失効の場合には既経過期間に対し月割（1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、失効した場合において、被保険者が既経過期間中に当会社が普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態となつたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

② 保険契約が無効の場合または失効した場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第8条（保険料の返還—解除の場合）

- ① 普通約款第24条（保険契約の解除）第1項または第2項の規定により当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料について、既経過期間に対し月割により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に当会社が普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定に基づいて保険金を支払うべき要介護状態となつたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
- ② 普通約款第24条（保険契約の解除）第4項の規定により保険契約者が保険契約を解除したときは、前項の規定によることとします。
- ③ 普通約款第18条（告知義務）第1項の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、当会社は、保険料を返還しません。

第9条（契約年齢または性別の誤り）

- ① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の各号に定める方法で処理します。
 - (1) 実際の契約年齢が当会社が定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。
 - (2) 実際の契約年齢が当会社が定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
- ② 保険契約申込書記載の被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
- ③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する要介護状態については、誤つた契約年齢または性別に基づいた保険料によって、正しい契約年齢および性別に基づいてそれぞれ契約することができるとする介護補償費用保険金月額、在宅介護費用保険金月額、施設介護費用保険金月額および臨時費用保険金額で保険金を支払います。
 - (1) 契約年齢または性別を誤つた保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を徴収したときまでの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態
 - (2) 契約年齢または性別を誤つた保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を徴収したときまでの期間中に開始した要介護状態

第10条（保険契約の継続）

① 保険期間の満了に際し、保険契約者を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、書面をもってこれを当会社に届けなければならない。② 前項の規定による告知に関する普通約款第18条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項の規定中「保険契約締結（保険契約の復活を含みます。以下同様とします。）の際」とおよび同条第3項（第2号）の規定中「保険契約締結」とあるのは「保険契約締結の場合」と、同条第1項の規定中「保険契約申込書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求

する書類)の記載事項)および同条第3項第3号および第4項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項」と、同条第3項第3号の規定中および同条第6項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、同条第3項第3号の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

- ③ 保険契約継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と新たな保険証券に代わる書面をもってこれに代えることができます。

第11条 (個別適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約条項、普通約款ならびにこの保険契約に付帯されている他の特約条項の規定を適用します。

第12条 (普通約款の適用除外)

この特約条項においては、次の各号に掲げる普通約款の規定は、適用しません。

- (1) 第2条 (用語の定義) 第13号
- (2) 第3条 (責任の始期および終期)
- (3) 第10条 (保険料の払込)
- (4) 第11条 (保険料払込方法の変更)
- (5) 第12条 (第2回目以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力)
- (6) 第13条 (保険料の前納)
- (7) 第14条 (第2回目以降の保険料の払込免除)
- (8) 第15条 (保険料の前納と払込免除との関係)
- (9) 第16条 (保険契約の復活)
- (10) 第17条 (保険料の返還または請求－保険料の改定の場合)
- (11) 第19条 (保険料の返還または請求－更正の申出に対して承認をする場合)
- (12) 第23条 (保険料の返還－無効および失効の場合)
- (13) 第26条 (保険料の返還－解除および保険責任の終了の場合)
- (14) 第34条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

第13条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

40) 保険料支払に関する特約条項 (有期特約条項用)

第1条 (保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むものとします。

第2条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まないときは、次の各号のいずれかに該当する要介護状態 (介護補償保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第1条 (当会社の支払責任) に規定する要介護状態をいいます。以下同様とします。) については、当会社は、普通約款第1条 (当会社の支払責任) に規定する保険金 (以下「保険金」といいます。) を支払いません。

- (1) この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収したときまでの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態
- (2) この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収したときまでの期間中に開始した要介護状態

第3条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)

当会社は、保険契約者が第1条 (保険料の払込み) の規定に従い保険料を払い込まないときは、書面により保険証券記載の保険契約者の住所 (普通約款第21条 (保険契約者等の住所変更に関する通知義務) 第1項の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。) にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- (1) 普通約款第35条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 普通約款第35条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

第4条 (保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

支 店 所 在 地 一 覧

本 店	〒109-8338	東京都新宿区西新宿 1-2-6-1	(03)3349-3111(代)	愛知支店	〒460-8561	名古屋市中区丸の内 3-2-2-21	(052)953-3956(代)
北海道本部	〒060-8552	札幌市中央区北 1 条西 6-2	(011)281-6146(代)	愛知東支店	〒461-8021	豊橋市白河町 8 番地	(0532)33-5501(代)
札幌支店	〒060-8552	札幌市中央区北 1 条西 6-2	(011)281-8281(代)	岐阜支店	〒500-8655	岐阜市金町 5-2-6	(058)266-8220(代)
北海道支店	〒070-0032	旭川市二条通 9 右 10	(0166)26-2247(代)	三重支店	〒514-0004	津市柴町 3-1-15	(059)226-1800(代)
東北海道支店	〒055-0018	釧路市黒金町 10-3	(0154)23-6010(代)	北陸本部	〒920-8558	金沢市香林坊 1-2-2-1	(076)232-1191(代)
北海道支店	〒060-8552	札幌市中央区北 1 条西 6-2	(011)281-8287(代)	金沢支店	〒920-8558	金沢市香林坊 1-2-2-1	(076)232-1121(代)
東北本部	〒933-0532	仙台市宮城野区榴岡 3-7-35	(022)298-2311(代)	富山支店	〒930-0029	富山市本町 3-2-1	(0764)41-7639(代)
秋田支店	〒000-0021	秋田市大町 3-3-15	(018)862-8421(代)	福井支店	〒910-8528	福井市中央 3-6-2	(0776)25-0115(代)
青森支店	〒030-0091	青森市新町 1-1-14	(0177)73-4428(代)	近畿本部	〒541-8545	大阪市中央区瓦町 4-1-2	(06)6204-1811(代)
山形支店	〒991-0023	山形市松波 1-1-1	(023)642-4233(代)	大阪中央支店	〒541-8545	大阪市中央区瓦町 4-1-2	(06)6227-4327(代)
仙台支店	〒983-0532	仙台市宮城野区榴岡 3-7-35	(022)298-2211(代)	大阪北支店	〒550-8590	豊中市新千里西町 1-1-6	(06)6835-5900(代)
岩手支店	〒020-0021	盛岡市中央通 2-1-1-17	(019)653-3253(代)	大阪東支店	〒557-0011	東大阪市荒本北 100	(06)6746-0770(代)
福島支店	〒963-8017	郡山市長者 1-3-8	(024)925-2400(代)	大阪南支店	〒590-0858	堺市宿院町西 1-1-6	(0722)21-2015(代)
関東本部	〒109-8338	東京都新宿区西新宿 1-2-6-1	(03)3349-4631(代)	京都支店	〒600-8162	京都市中京区烏丸通錦小路上手浅木町671	(075)252-8080(代)
茨城支店	〒310-0021	水戸市南町 2-6-13	(029)231-8821(代)	滋賀支店	〒520-0006	大津市打出浜 3-2-8	(077)521-2148(代)
茨城南支店	〒300-0035	土浦市大町 12-2-3	(0298)22-0150(代)	奈良支店	〒630-8115	奈良市大宮町 6-2-0	(0742)34-9133(代)
栃木支店	〒321-0011	宇都宮市大通 9 1-1-11	(028)627-8056(代)	和歌山支店	〒640-8331	和歌山市美園町 3-3-2-1	(073)433-0341(代)
群馬支店	〒371-0023	前橋市本町 1-4-4	(027)223-5114(代)	兵庫本部	〒650-8501	神戸市中央区栄町通 3-3-17	(078)333-2571(代)
山梨支店	〒400-0001	甲府市丸の内 1-12-4	(055)233-8821(代)	神戸支店	〒650-8501	神戸市中央区栄町通 3-3-17	(078)333-2584(代)
長野支店	〒390-0816	長野市三輪武井 1313-11	(026)235-8031(代)	西兵庫支店	〒650-8501	神戸市中央区栄町通 3-3-17	(078)333-2612(代)
松本支店	〒390-0574	松本市大手 3-4-5	(0263)39-0588(代)	中国本部	〒730-8712	広島市中区紙屋町 1-2-2-9	(082)243-6112(代)
新潟本部	〒950-8561	新潟市万代 1-4-33	(025)244-5100(代)	広島支店	〒730-8712	広島市中区紙屋町 1-2-2-9	(082)242-6224(代)
新潟支店	〒950-8561	新潟市万代 1-4-33	(025)244-5100(代)	福山支店	〒720-0001	福山市入船町 2-2-8	(0849)22-5255(代)
長岡支店	〒949-0064	長岡市殿町 2-4-1	(0258)39-4555(代)	鳥取支店	〒680-0522	鳥取市今町 2-1-1-2	(0857)23-3301(代)
東京本部	〒109-8338	東京都新宿区西新宿 1-2-6-1	(03)3349-4627(代)	鳥根支店	〒680-0005	松江市御手船場町 549-1	(0852)26-3140(代)
丸の内支店	〒100-0001	東京都千代田区大手町 1-5-4	(03)3217-1601(代)	山口支店	〒750-0048	下関市豊前田町 2-8-10	(0832)31-6609(代)
東京支店	〒100-0005	東京都台東区上野 2-7-13	(03)3834-1696(代)	岡山支店	〒760-0043	岡山市大供 1-2-10	(086)232-3661(代)
北東京支店	〒471-0022	東京都豊島区南池袋 2-2-9-9	(03)3984-9322(代)	四国本部	〒760-0027	高松市紺屋町 1-6	(087)825-0875(代)
新宿支店	〒160-8338	東京都新宿区西新宿 1-2-6-1	(03)3349-4606(代)	高松支店	〒760-0027	高松市紺屋町 1-6	(087)825-0885(代)
南東京支店	〒150-0014	東京都渋谷区神南 1-2-2-4	(03)3477-1379(代)	徳島支店	〒770-8525	徳島市かちどき橋 1-2-5	(088)655-9825(代)
西東京支店	〒199-0012	立川市曙町 2-4-1-19	(042)526-8020(代)	愛媛支店	〒790-8561	松山市三番町 4-7-14	(089)932-0969(代)
首都圏本部	〒109-8338	東京都新宿区西新宿 1-2-6-1	(03)3349-9206(代)	高知支店	〒790-5539	高知市本町 2-1-6	(088)822-6204(代)
横浜支店	〒231-8422	横浜市中区本町 2-1-2	(045)661-2703(代)	九州・沖縄本部	〒812-8665	福岡市博多区博多駅前 2-5-17	(092)481-5301(代)
神岡中央支店	〒394-0022	町田市森野 1-3-1-7	(042)724-3687(代)	福岡支店	〒812-8665	福岡市博多区博多駅前 2-5-17	(092)481-5305(代)
埼玉支店	〒331-0532	大宮市桜木町 4-8-2-1	(048)648-6051(代)	久留米支店	〒830-8548	久留米市日吉町 23-3	(0942)31-3200(代)
埼玉西支店	〒350-1123	川越市藤田本町 11-1-15	(0492)46-7211(代)	九州支店	〒902-0003	北九州市小倉北区米町 1-3-25	(093)521-6585(代)
千葉支店	〒270-8560	千葉市中央区鶴沼町 20-16	(043)221-2230(代)	佐賀支店	〒820-0001	佐賀市神野東 1-3-18	(0952)23-8193(代)
東京支店	〒273-0005	船橋市本町 2-1-1	(047)435-0345(代)	長崎支店	〒850-0033	長崎市万才町 3-1-6	(095)824-3370(代)
静岡本部	〒420-0031	静岡市呉服町 1-1-2	(054)241-1251(代)	熊本支店	〒860-0006	熊本市花畑町 10-2-6	(096)322-3111(代)
静岡支店	〒420-0031	静岡市呉服町 1-1-2	(054)255-7972(代)	大分支店	〒870-0027	大分市末広町 2-1-0-2-2	(097)538-1551(代)
東静岡支店	〒410-0501	沼津市大手町 5-1-3-2	(0559)51-6490(代)	宮崎支店	〒880-0005	宮崎市橘通東 5-3-10	(0985)27-7111(代)
浜松支店	〒430-0916	浜松市元城町 216-1-1	(053)456-4939(代)	鹿児島支店	〒892-0044	鹿児島市山之口町 2-1	(099)225-2010(代)
中部本部	〒490-8551	名古屋市中区丸の内 3-2-2-21	(052)953-3900(代)	沖縄支店	〒980-0015	那覇市久茂地 3-2-1-1	(998)861-3280(代)
名古屋支店	〒490-8551	名古屋市中区丸の内 3-2-2-21	(052)953-3753(代)				